

東北歴史博物館 研究紀要

[論 文]

- 村上 一馬 御野馬を喰う狼、狼を毒殺する狼取
—「盛岡藩御用人所日記 雜書」から 59

[報 告]

- 柳澤 和明 楠本コレクションの調査2
—骨角器編1 南境貝塚— 1

- 相原 淳一 宮城県登米市糠塚貝塚の縄文土器
—興野義一コレクションの調査— 43

- 片岡 太郎・上條 信彦・鹿納 晴尚・佐々木 理・柳澤 和明
宮城県大崎市根岸遺跡出土籃胎漆器の製作技法
—X線CT分析を使った構造調査— 53

はじめに

この度、『東北歴史博物館研究紀要』16を発刊することになりました。

当館は、宮城県を中心にしながら、東北地方の歴史・文化に関わる資料の収集と保存、研究に努めています。また、その成果を広く世界に発信することにより、社会との交流を促進し、国際化時代にふさわしい地域づくりと地域活性化に貢献することを使命としています。

本紀要は、そうした使命のもと、当館職員の地道な研究活動の一端を公表するものです。今回は歴史学分野から論文1編、そして考古学分野から報告3編を掲載しています。

村上論文は、「盛岡藩御用人所日記 雜書」における18世紀後半から約1世紀の間の記録を、狼とその補食対象となった御野馬、そして狼を狩る狼取に焦点をあて検証しました。そこから、狼と人との間には「均衡がある共存」ではなく、互いに熾烈な生存競争が繰り広げている様相を明らかにしています。

柳澤報告は、当館が所蔵する「楠本コレクション」のうち宮城県石巻市南境貝塚出土・採集の骨角器488点について、表・裏・側面の3面の画像により紹介をしています。ここでは、同資料と同じく報告されている『矢本町史 第1巻』図版との対比も記しました。

相原報告は、当館が所蔵する「興野コレクション」のうち、宮城県登米市迫町新田糠塚貝塚の縄文土器24点について紹介しています。その整理作業を通じて、調査時期、地点を整理し当資料が縄文土器編年を研究する上で重要な資料であることを提示しました。

片岡ら報告は、大崎市根岸遺跡出土藍胎漆器に対して、非破壊・非接触によるX線CT調査を行い、詳細な編組技法を解明し、さらに漆塗膜の重ね塗り技法と顔料の特定を行いました。調査を通して、漆器の胎の素地が消失している資料に対しても、X線CT調査で消失した胎の3DCG化が可能であり、この調査法が技法研究において非常に有効であることを提示しました。

今後とも一層の研鑽に努めてまいりますので、忌憚のないご批判やご意見をいただければ幸いです。

平成27年3月27日

東北歴史博物館長 高橋 仁

楠本コレクションの調査2—骨角器編1 南境貝塚—

柳澤和明(東北歴史博物館)

-
- 1. はじめに
 - 2. これまでのコレクションの整理・公開
-

1. はじめに

楠本政助コレクションは、平成9年、さらに平成16・17年の3回に分けて楠本氏より当館に寄贈された。その内容は、宮城県内の縄文時代貝塚を中心に、主に昭和30年代に楠本氏が収集された考古資料で、骨角器を中心に縄文土器、土製品、石器、石製品、自然遺物の他、古代の土器などからなる。コレクションの概要と意義、縄文土器については、『東北歴史博物館研究紀要』第10号で詳細な報告がなされているので参照されたい(丹羽茂2009)。

2. これまでのコレクションの整理・公開

当館では、楠本氏から寄贈時にいただいた資料リストにもとづき、35mm写真を付した資料カードやExcelによる骨角器・石器・土器等の種類別に資料リストを作成し、管理してきた。また、一部の資料については、当館の総合展示やテーマ展示、Webで公開し、九州国立博物館の常設展示に骨角器12点を長期貸出し、他館の企画展などに一部貸出してきたものの、十分に公開・活用されてきたとは言い難い状況にあった。そこで、今年度から写真図版を中心とした資料公開を計画的に行うこととした。

3. 今回の報告について

コレクションの中心を占めるのは661点の骨角器で、学術的にも貴重な資料が多い。骨角器については、実測図の代わりに表・裏・側面の3面の写真を原則として掲載することにし、デジタルカメラによる骨角器全点の写真撮影を今年度行った。今回は骨角

- 3. 今回の報告について
 - 図版、表
-

器の約7割を占める宮城県石巻市南境貝塚出土・採集の骨角器全448点について報告する。

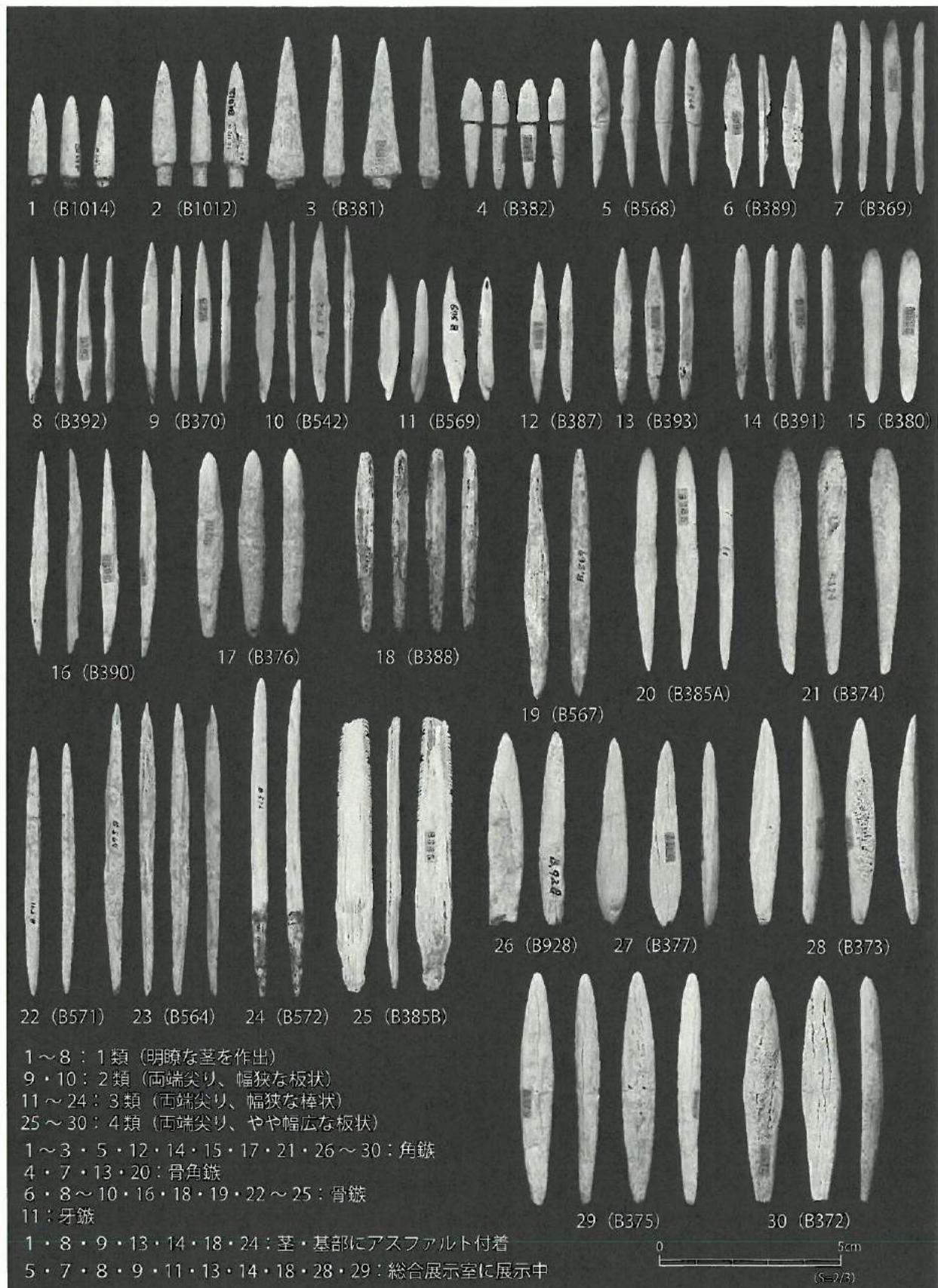
南境貝塚骨角器は、主に昭和35・36年に楠本氏が発掘した資料である。これらを狩猟具、漁撈具、工具、刺突具、装身具、威儀具、不明骨角器、素材に大別し、表・裏・側面を原則とする図版を作成し、通し番号を付した。縮尺は2/3を原則としたが、1/2や1/3の図版も一部ある。資料の内訳は表1に示した。また個々の説明は省略して、図版の後ろに表2としてまとめた。表2には楠本氏が主な骨角器を報告した『矢本町史 第1巻』図版との対比も記した。表1・2における所属時期の比定は、楠本氏作成リストによる。

なお、今回報告する南境貝塚出土・採集の骨角器については、当館Webの「データベース」—「館蔵資料ダイジェスト」で、デジタル画像や付属情報等ができるだけ早いうちに公開する予定である。「楠本」、「骨角器」というキーワードで簡便に検索できるようにし、今後の管理・活用に資するよう図りたい。また、楠本コレクションの残りの骨角器213点については次回報告することにする。

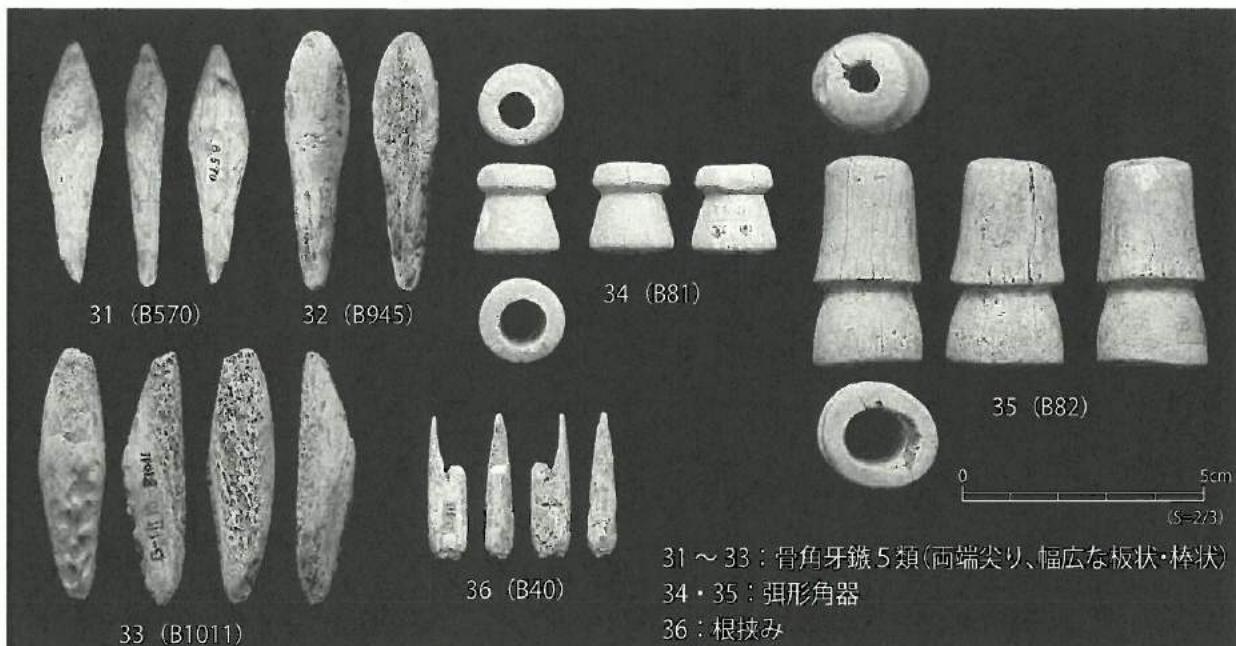
また、骨角器の素材同定は、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター環境考古学研究室の松崎哲也氏にご尽力いただき、楠本政助氏より多くの御教示をいただいた。末筆ですが、感謝の意を表します。

【引用文献】

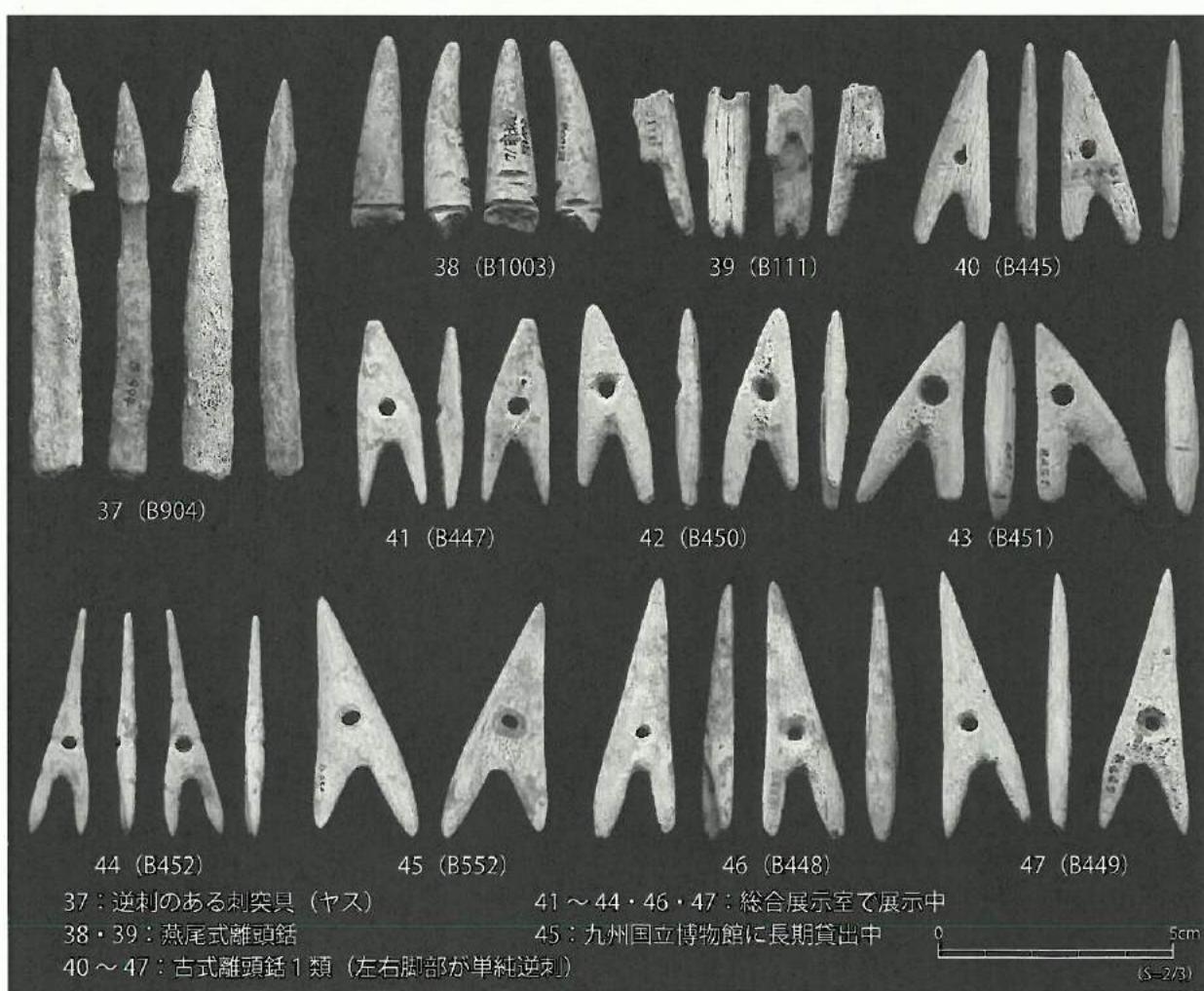
- 丹羽 茂 2009「楠本コレクションの調査 縄文時代土器編」『東北歴史博物館研究紀要』第10号、pp.19～116
- 楠本 政助 1973「第一編 先史」『矢本町史 第1巻』pp.45～265



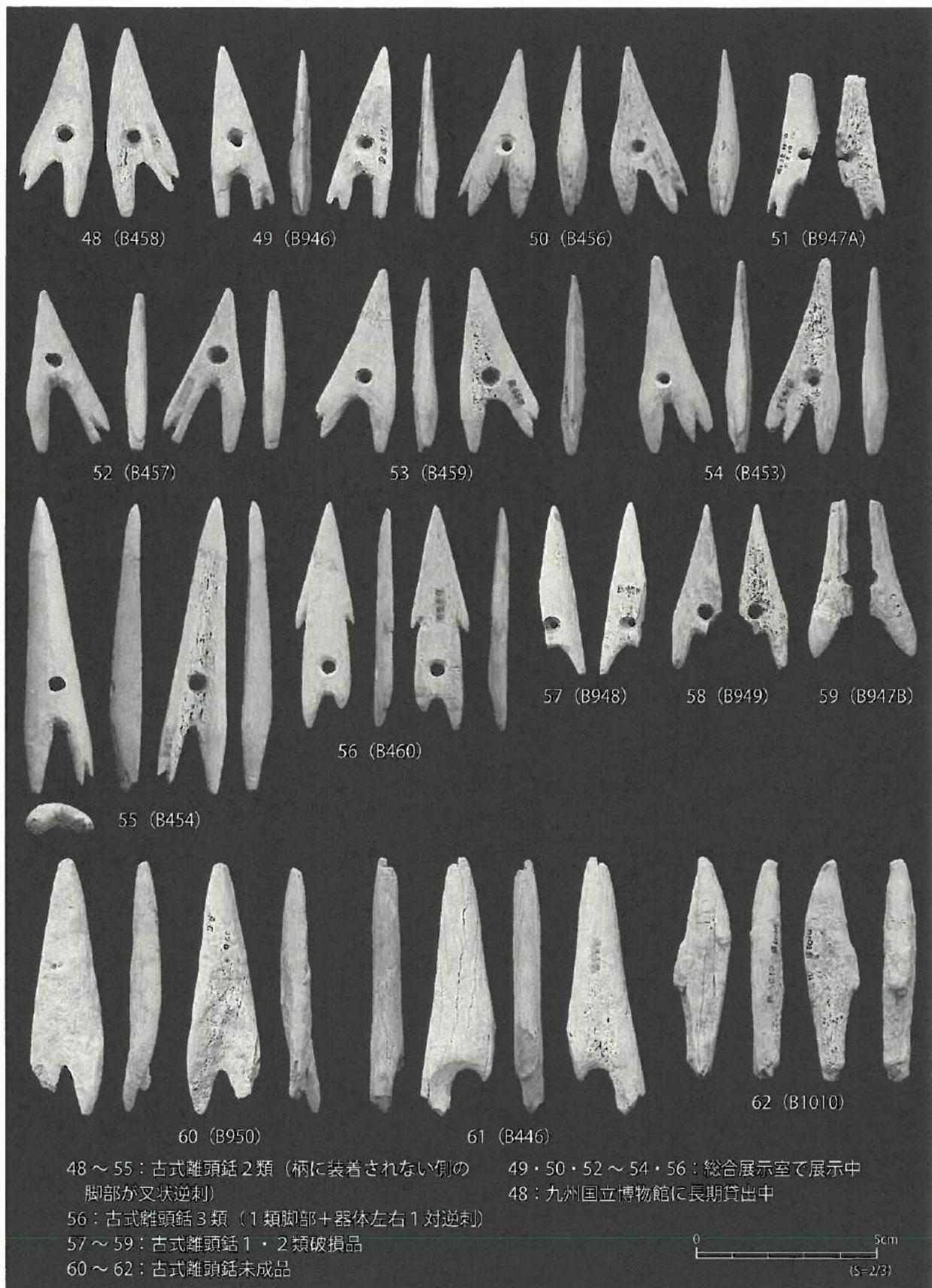
図版1 南境貝塚出土骨角器(1) 狩獵具—骨角牙鎌



図版2 南境貝塚出土骨角器(2) 狩猟具 一角鑓・弧形角器・根挟み



図版3 南境貝塚出土骨角器(3) 漁撈具 一 逆刺のある刺突具・燕尾式離頭鋸・古式離頭鋸1



48～55：古式離頭鈎 2類（柄に装着されない側の

脚部が叉状逆利）

56：古式離頭鈎 3類（1類脚部+器体左右1対逆利）

57～59：古式離頭鈎 1・2類破損品

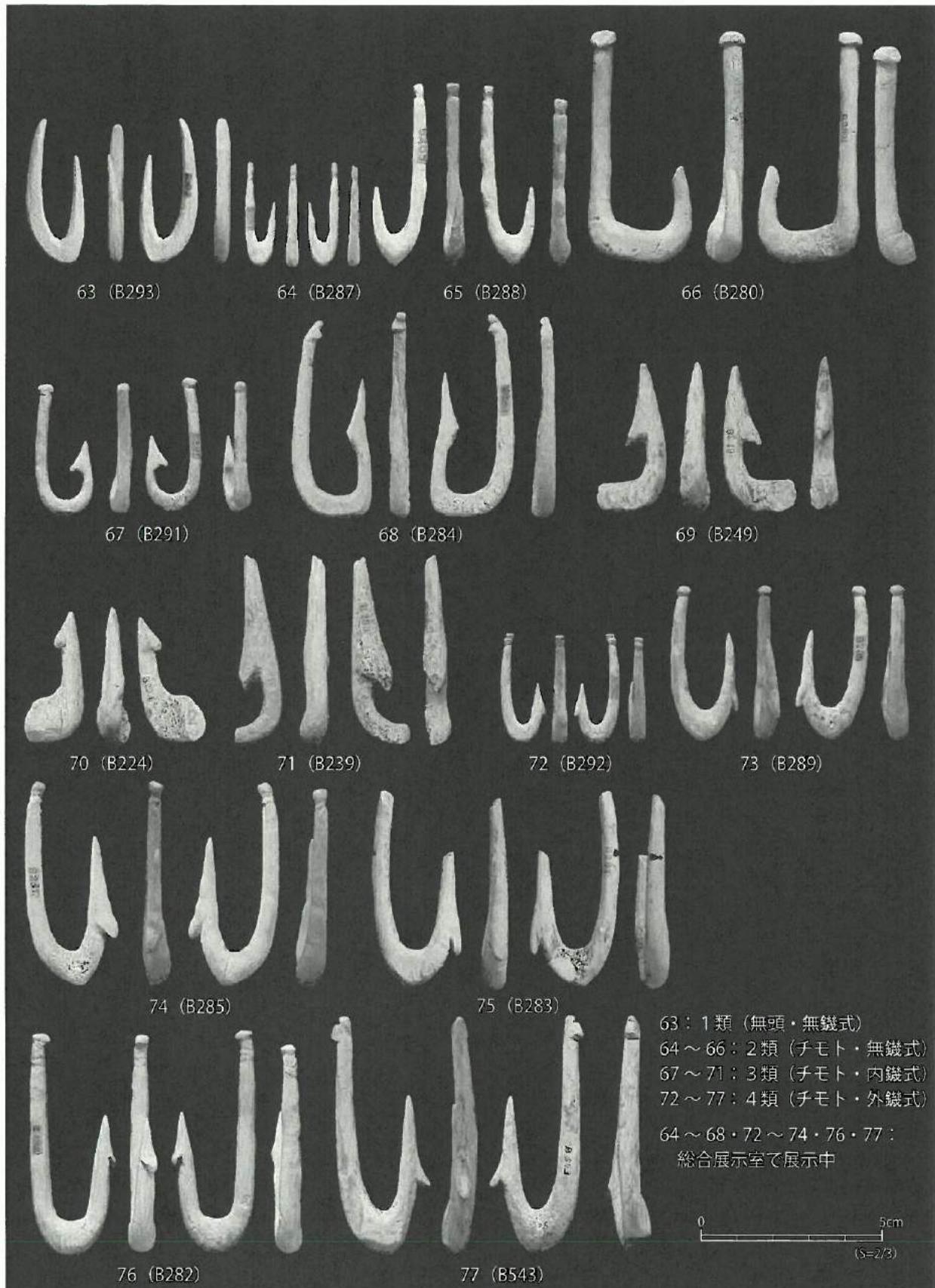
60～62：古式離頭鈎未成品

49・50・52～54・56：総合展示室で展示中

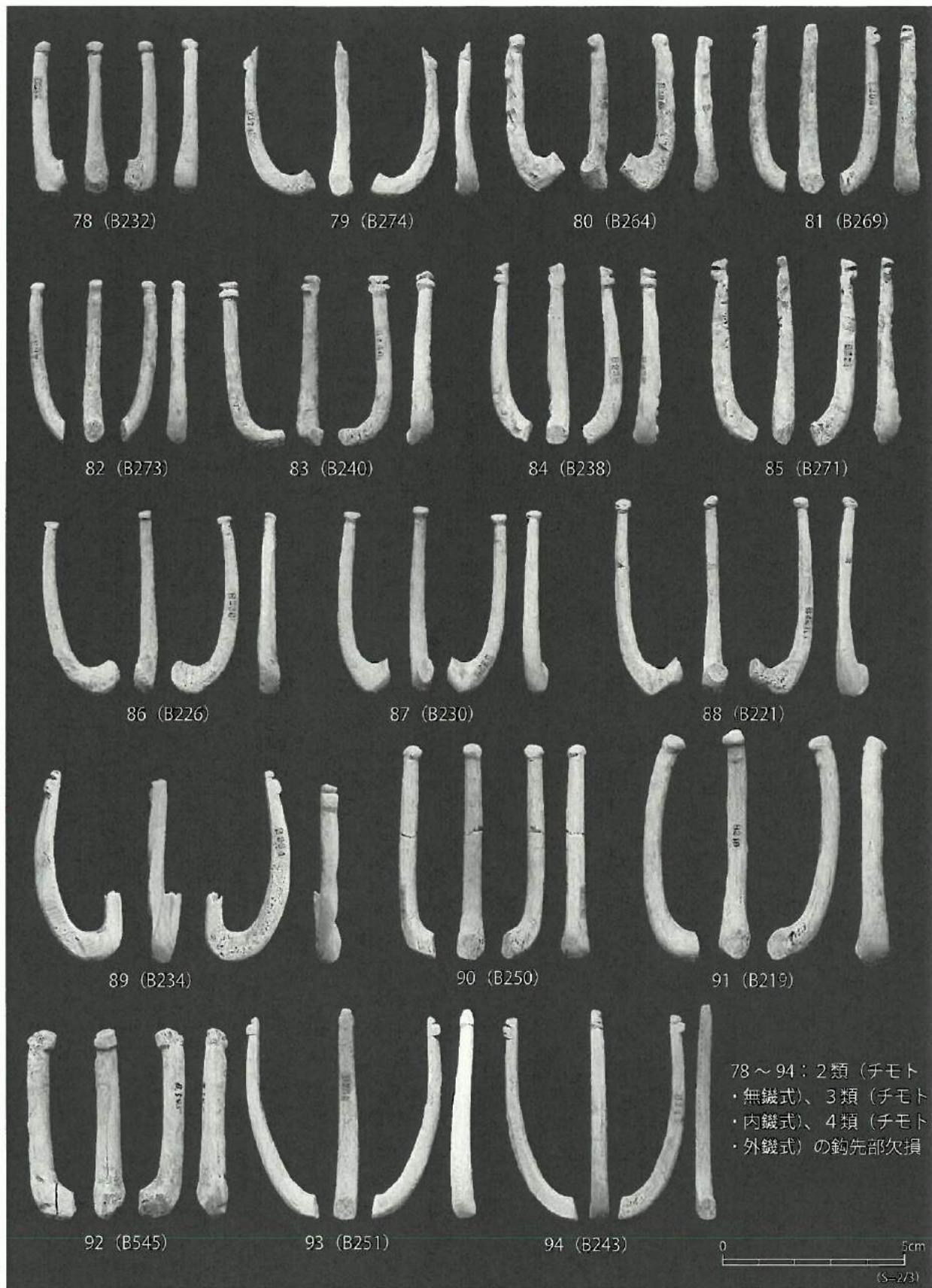
48：九州国立博物館に長期貸出中

0 5cm
(S=2/3)

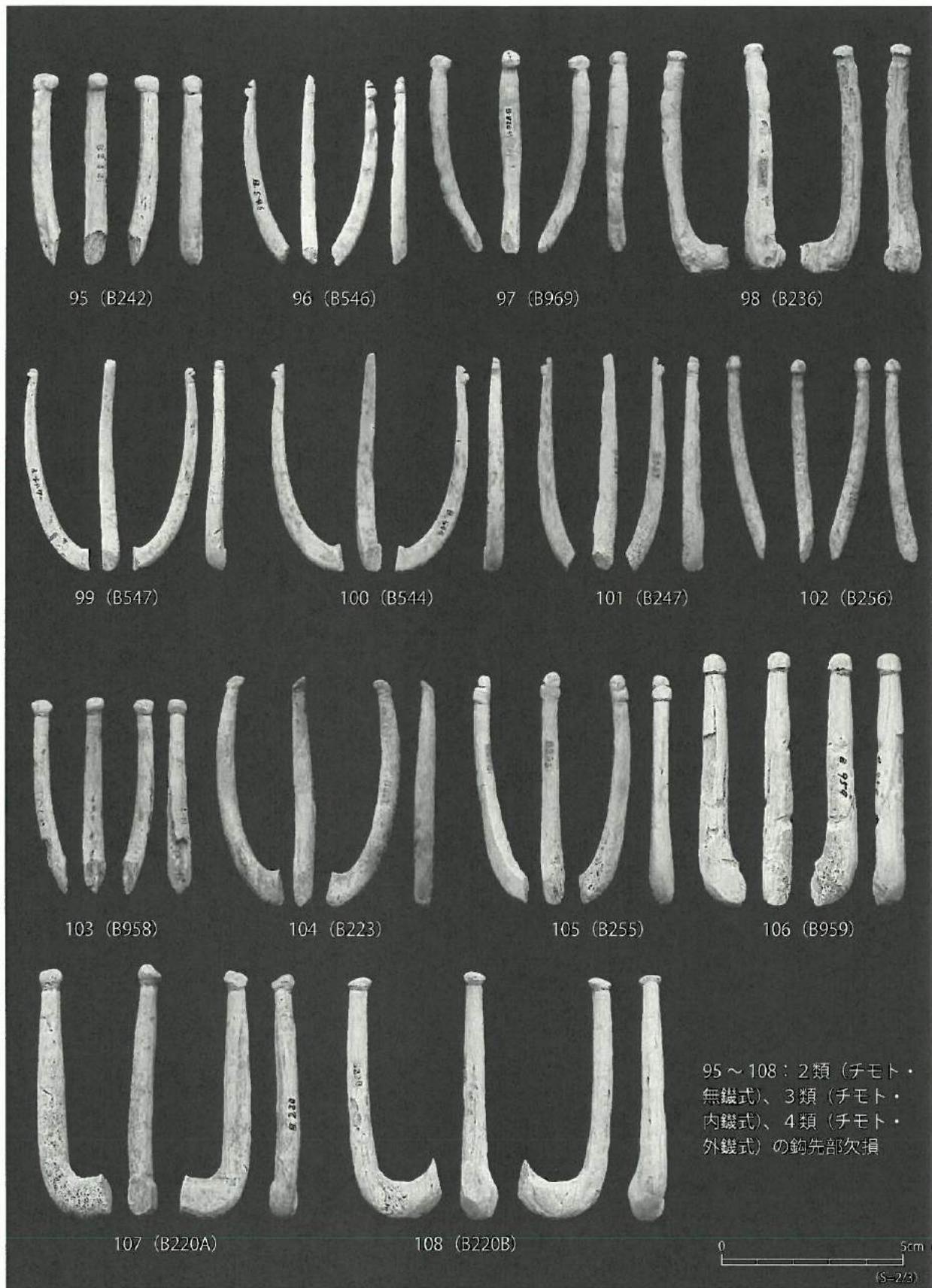
図版4 南境貝塚出土骨角器(4) 漁撈具 — 古式離頭鈎2



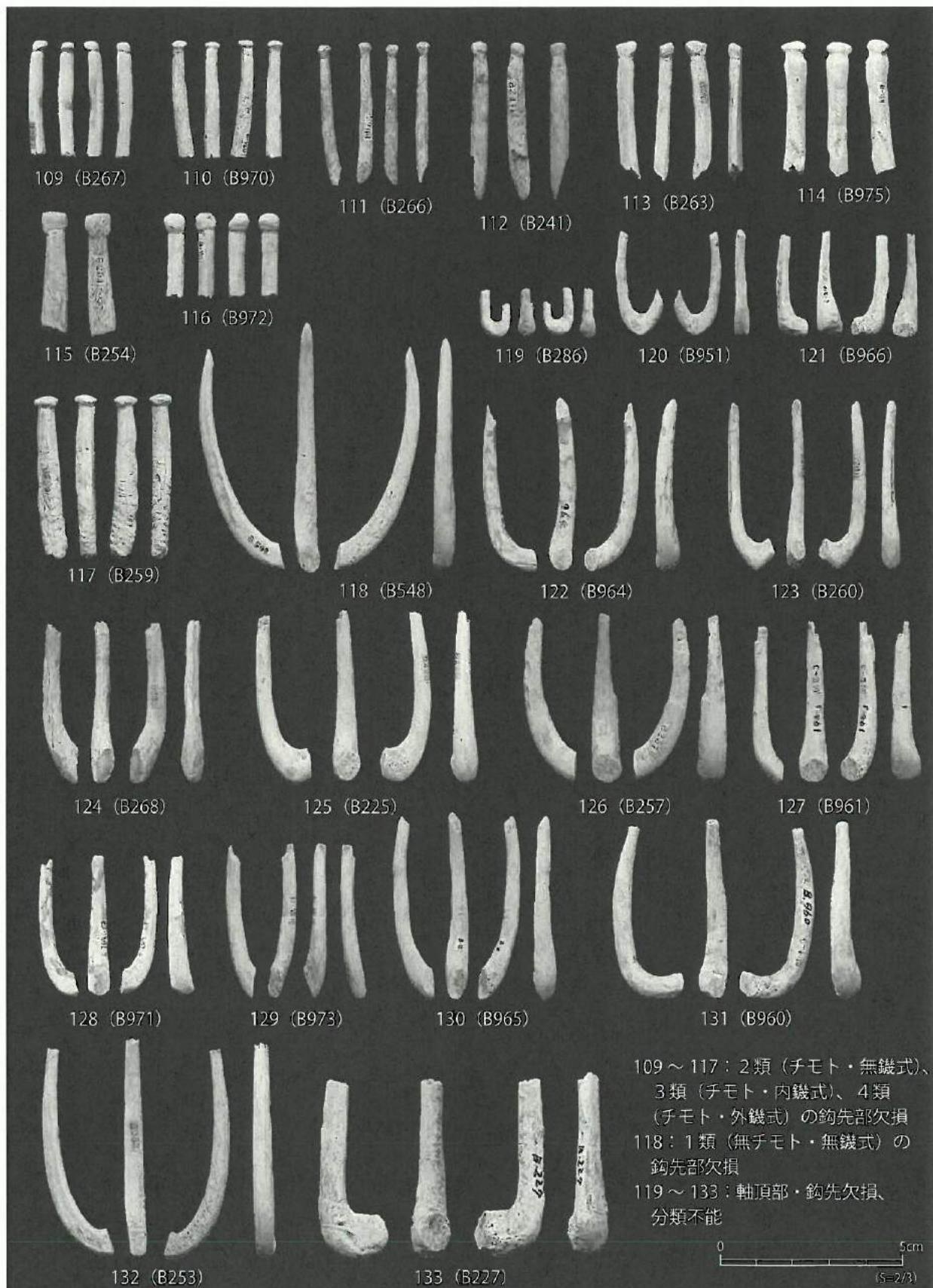
図版5 南境貝塚出土骨角器(5) 漁撈具 — 単式釣針1



図版6 南境貝塚出土骨角器(6) 漁撈具—単式釣針2



図版7 南境貝塚出土骨角器(7) 漁撈具—単式釣針3



図版8 南境貝塚出土骨角器(8) 漁撈具—単式釣針4

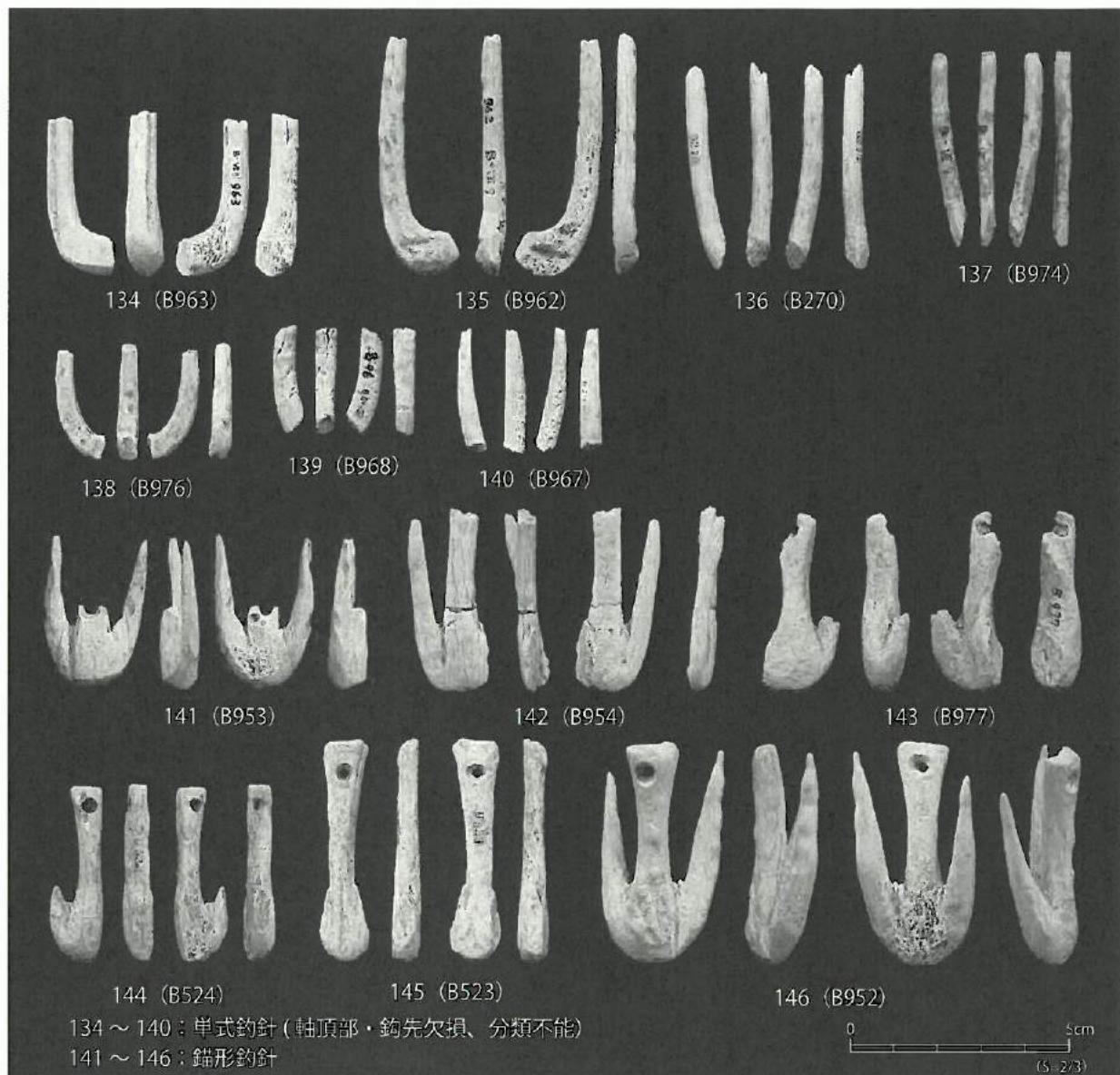
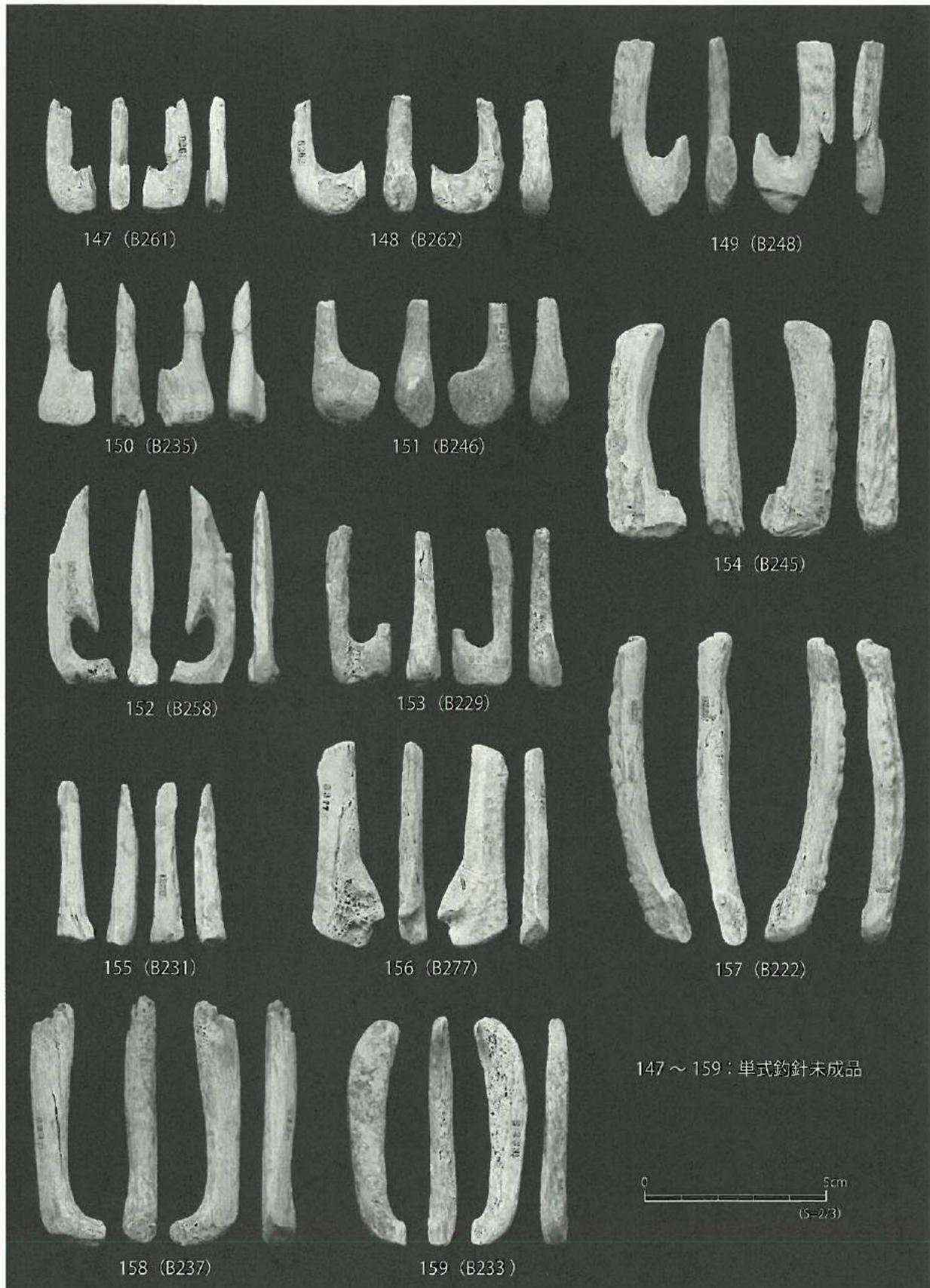
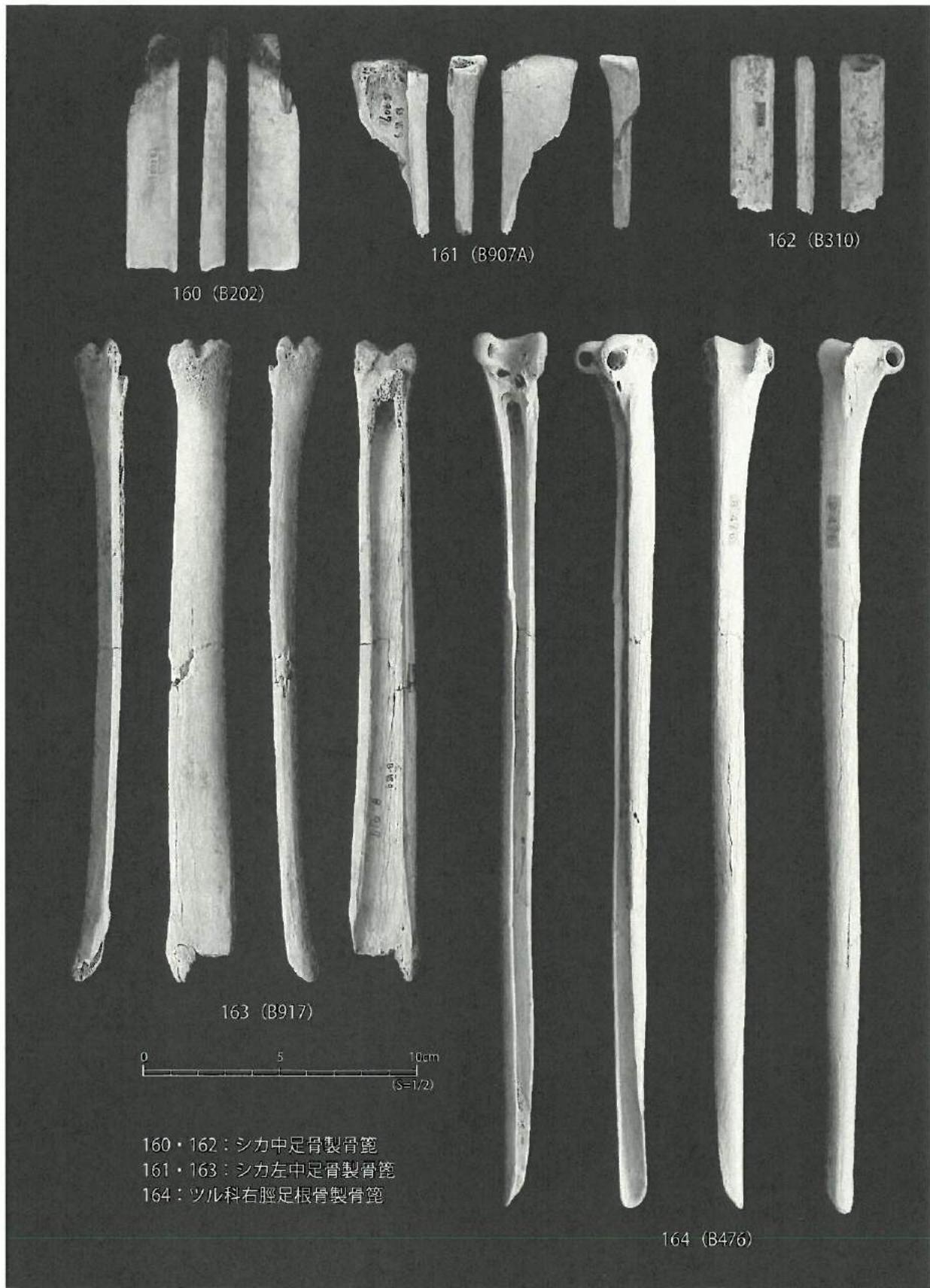


表1 南境貝塚収集骨角器の内訳

	中期中葉 (大木8b式期)	中期中葉～後葉 (大木8b～9式期)	中期後葉 (大木9式期)	中期後葉～末葉 (大木9～10式期)	中期末葉 (大木10式期)	後期前葉 (南境式期)	後期前葉 (称名寺式期)	後期前葉 (堀之内I式期)	後期後葉 (安行1式期)	時期 不明	合計
狩猟具										1	33
骨角刀										1	1
張形角器										1	2
根株み										1	1
漁撈具										1	1
逆歯のある刺突具										2	2
燕尾式鍔頭結										13	13
古式鍔頭結	2		3		15	1		1	1	23	23
単式釣針	1	2	26	8	22		2	11	6	78	78
単式釣針未成品	2		5	2	4						13
錨形釣針			2		1					3	6
骨産	1		4	1	4			1	3	14	14
貝刃										9	9
工具										2	13
骨針			3	1	6	1			1	52	52
先丸棒状角器			1	11	3	31	3	2		8	54
刺突具			4	13	4	18	2	5	1	5	24
装身具				7		7		4		3	3
穿孔垂飾				3							1
タカラガイ垂飾・加工品				6							1
髪飾り				6							18
シカ角座製腕輪	1										1
貝輪				4	5	6	2	1	5	2	25
感振具				1	1	4					6
骨刀					2						2
叉状角器				10	2	14	1		2	13	42
その他					1				1	2	26
素材	4	9	4							2	66
合計	11	16	109	37	146	5	12	44	2	448	



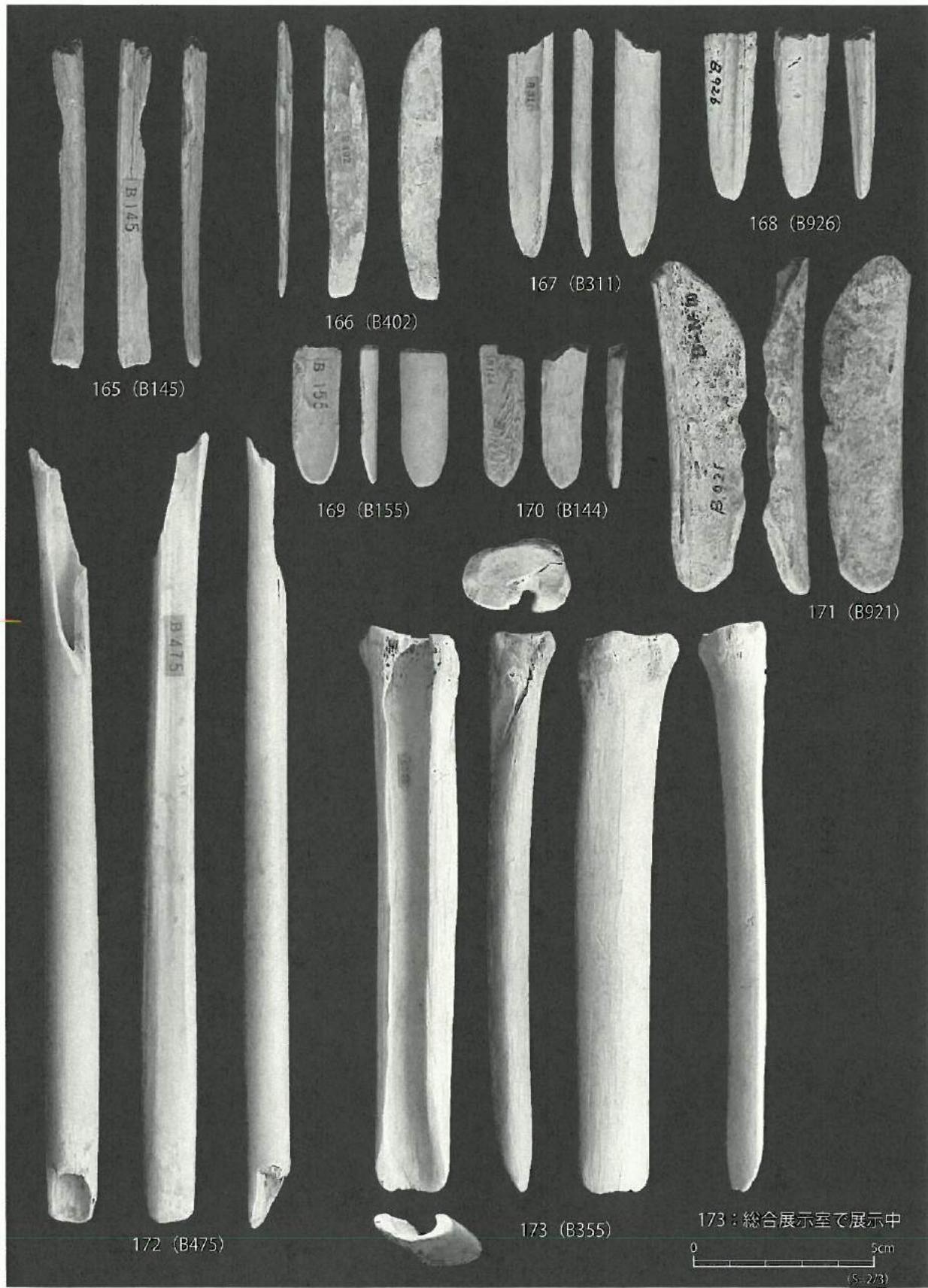
図版10 南境貝塚出土骨角器(10) 漁撈具—単式釣針未成品



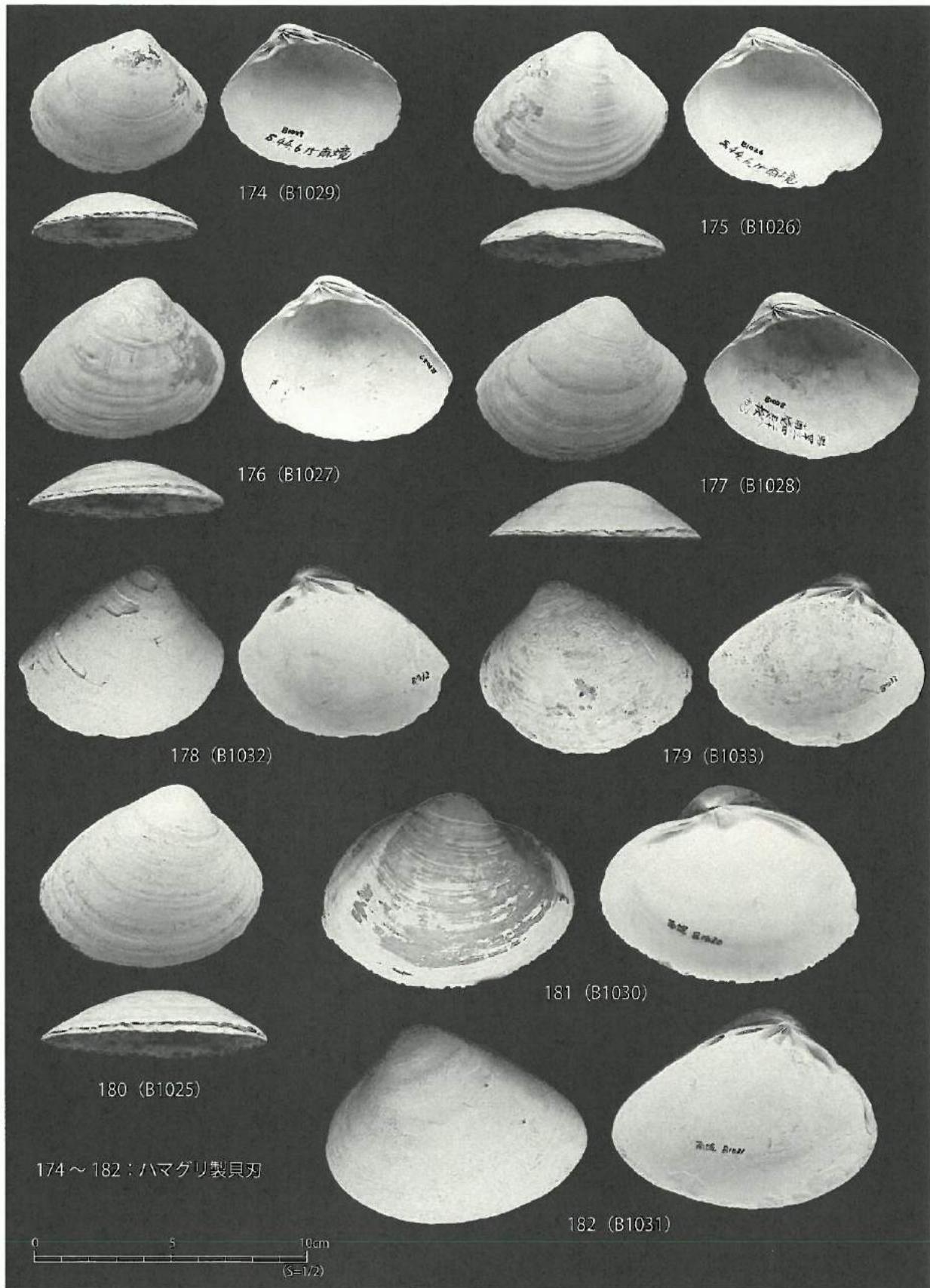
160・162：シカ中足骨製骨箆
161・163：シカ左中足骨製骨箆
164：ツル科右脛足根骨製骨箆

164 (B476)

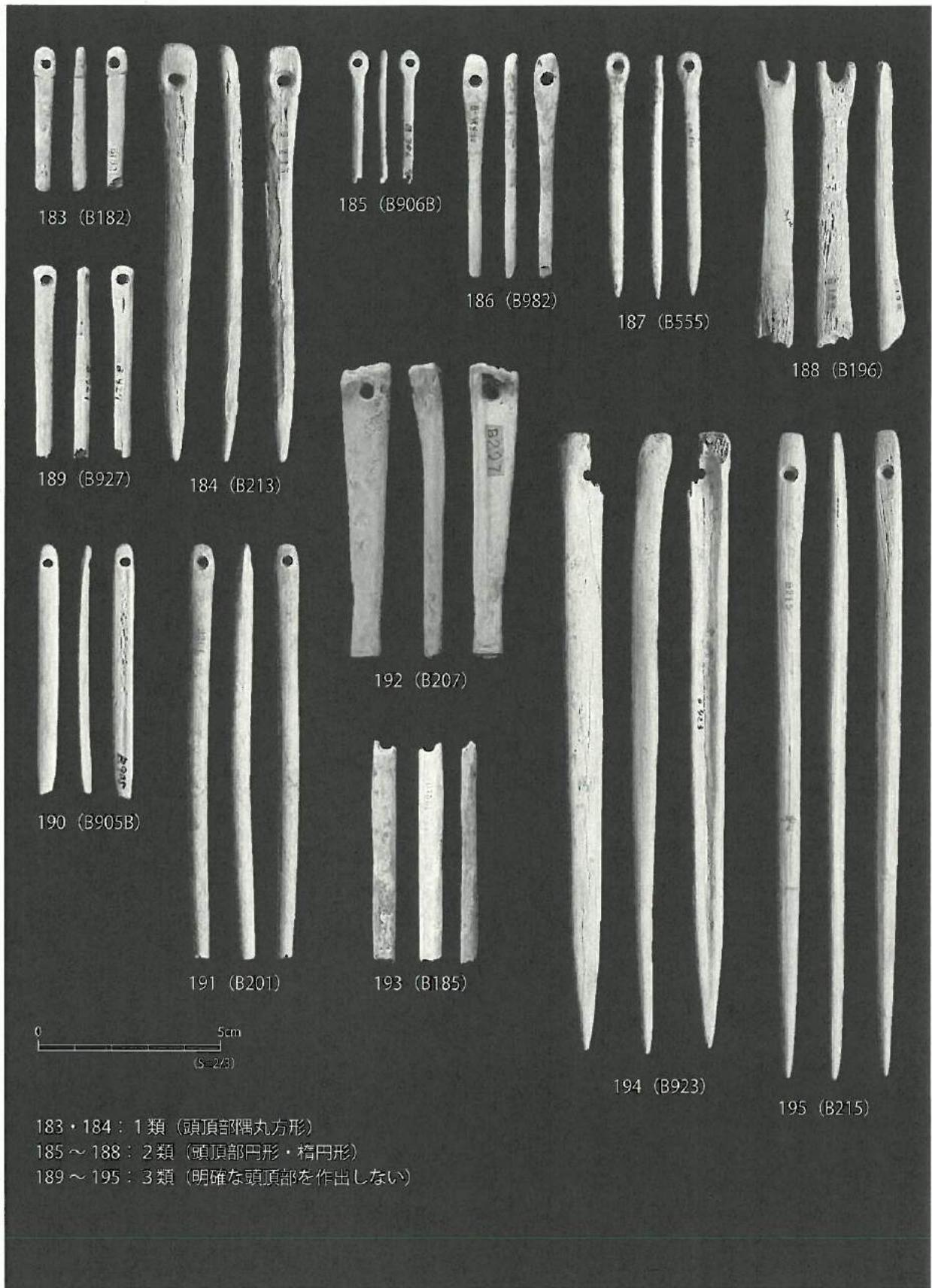
図版11 南境貝塚出土骨角器(11) 漁撈具—骨箆1



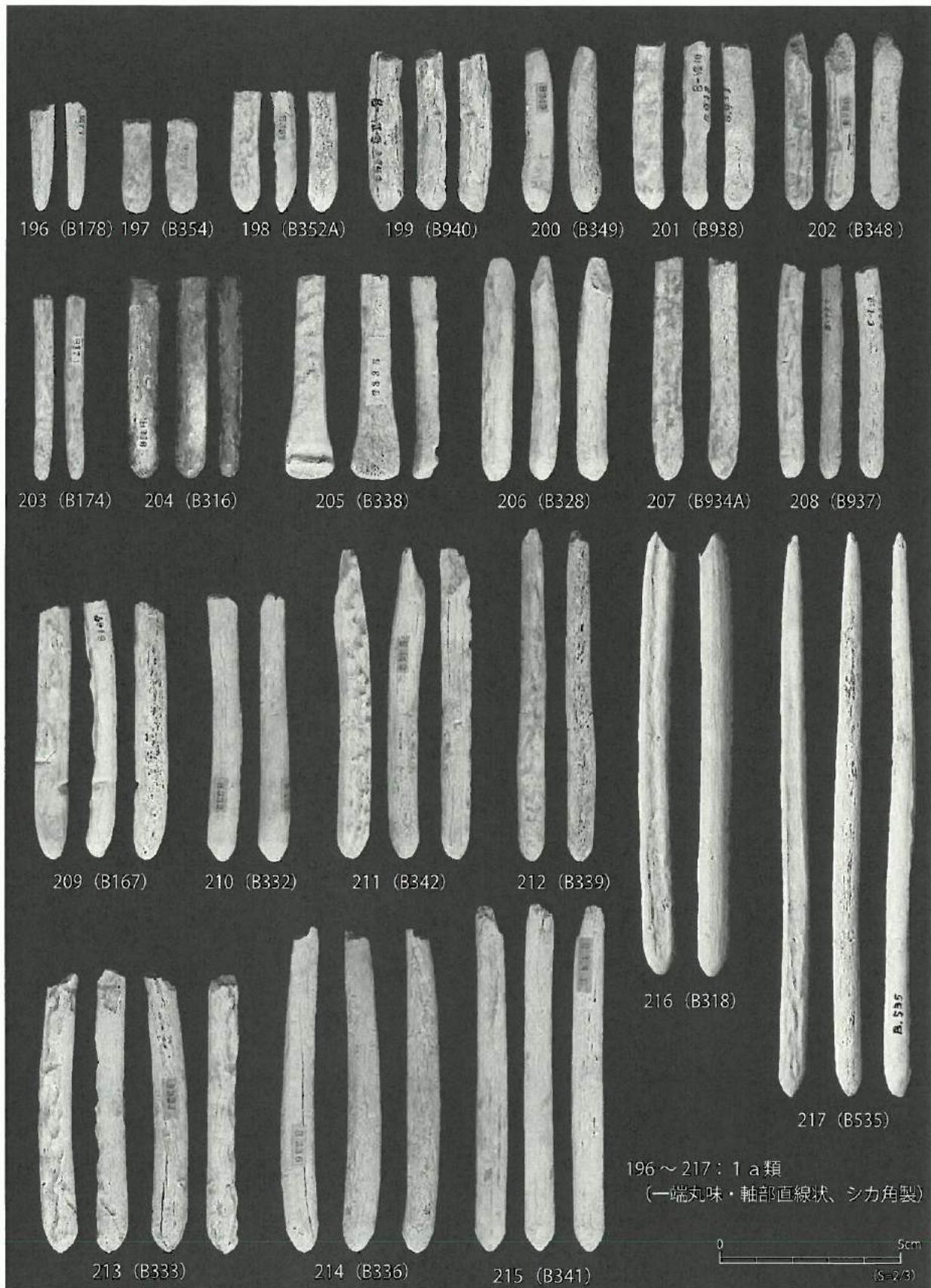
図版12 南境貝塚出土骨角器(12) 漁撈具—骨籠2



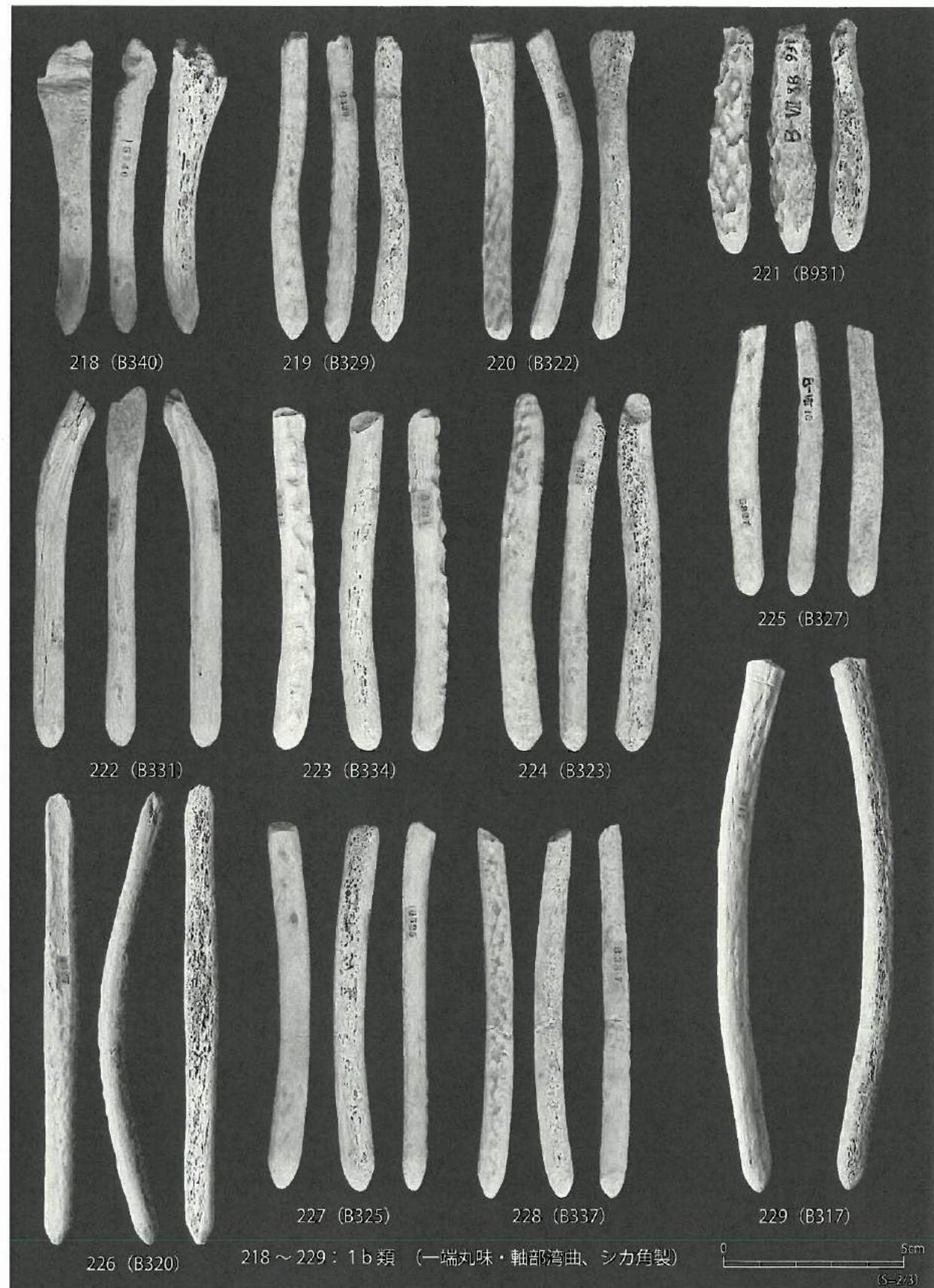
図版13 南境貝塚出土骨角器(13) 漁撈具—貝刃



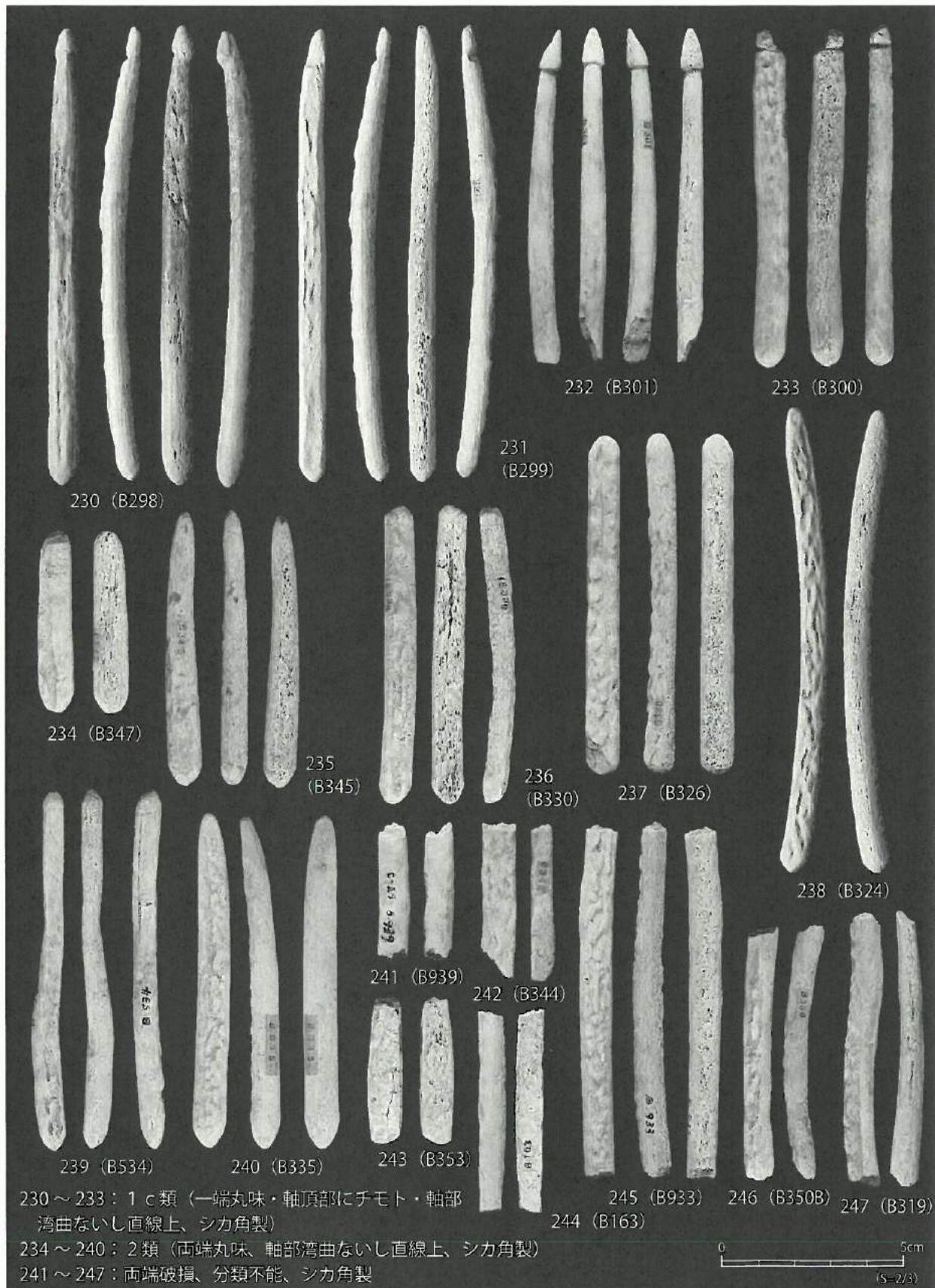
図版14 南境貝塚出土骨角器(14) 工具—骨針



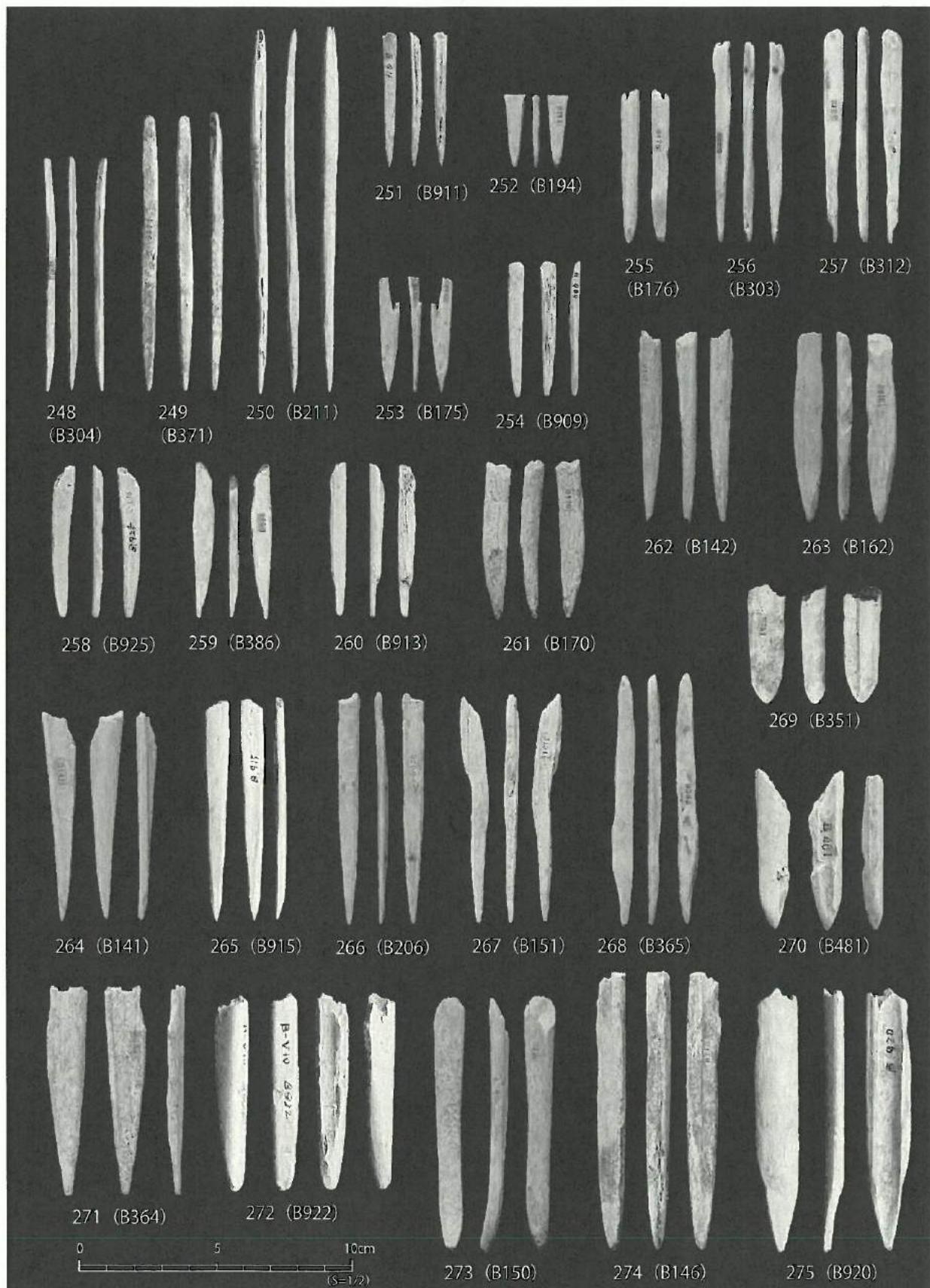
図版15 南境貝塚出土骨角器(15) 工具—先丸棒状角器1



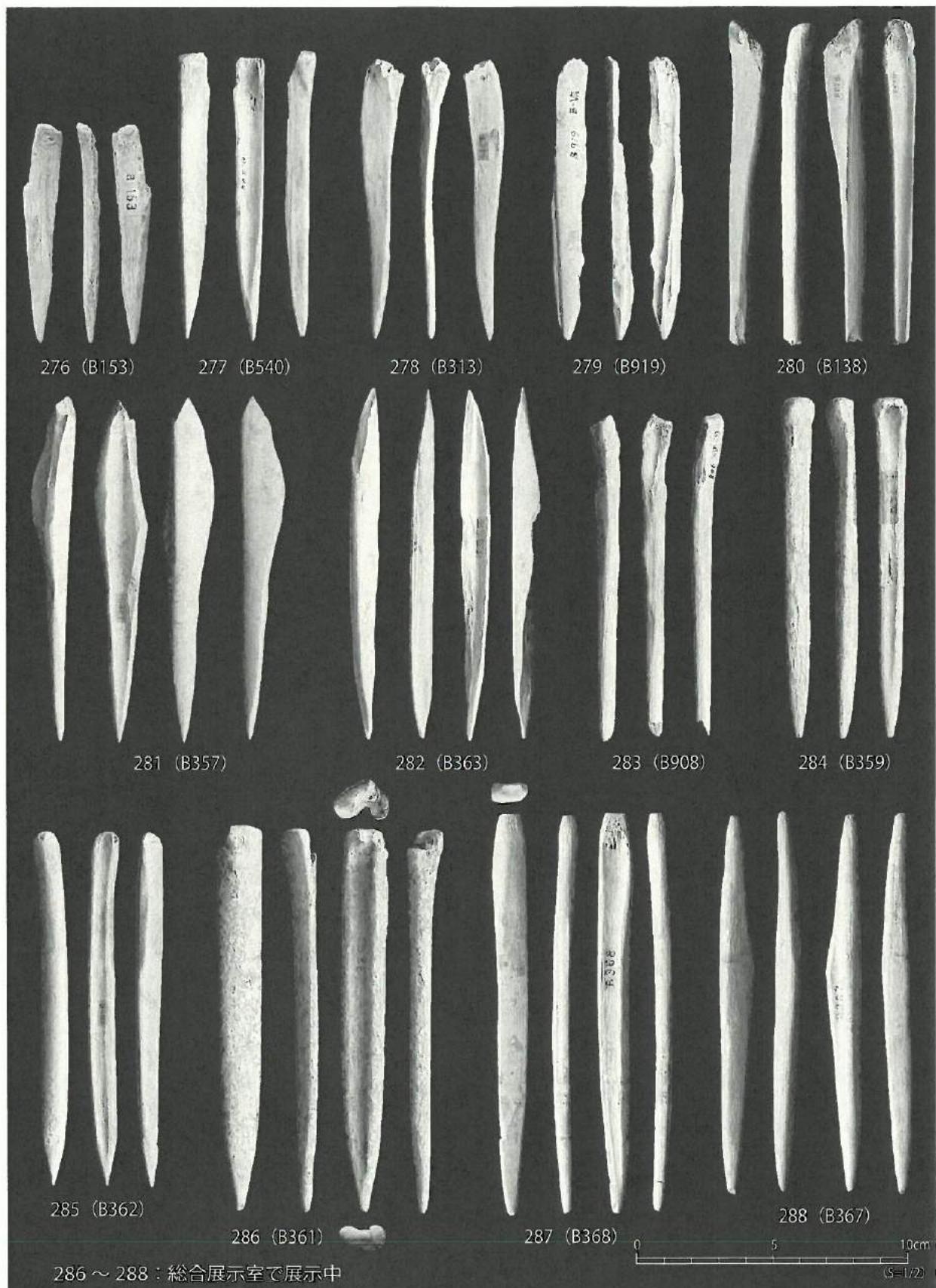
図版 16 南境貝塚出土骨角器 (16) 工具 — 先丸棒状角器 2



図版17 南境貝塚出土骨角器(17) 工具一先丸棒状角器3



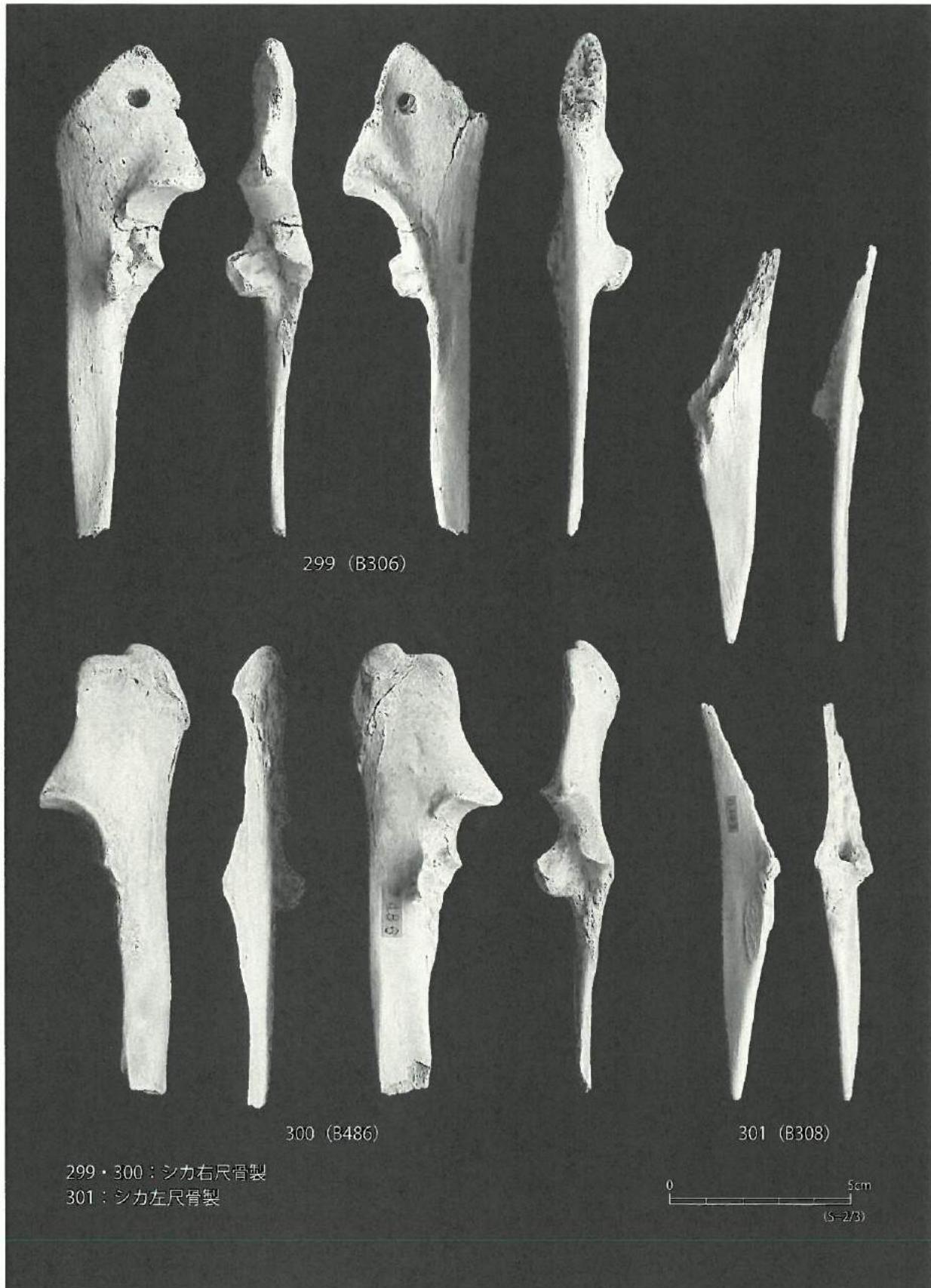
図版18 南境貝塚出土骨角器(18) 刺突具1



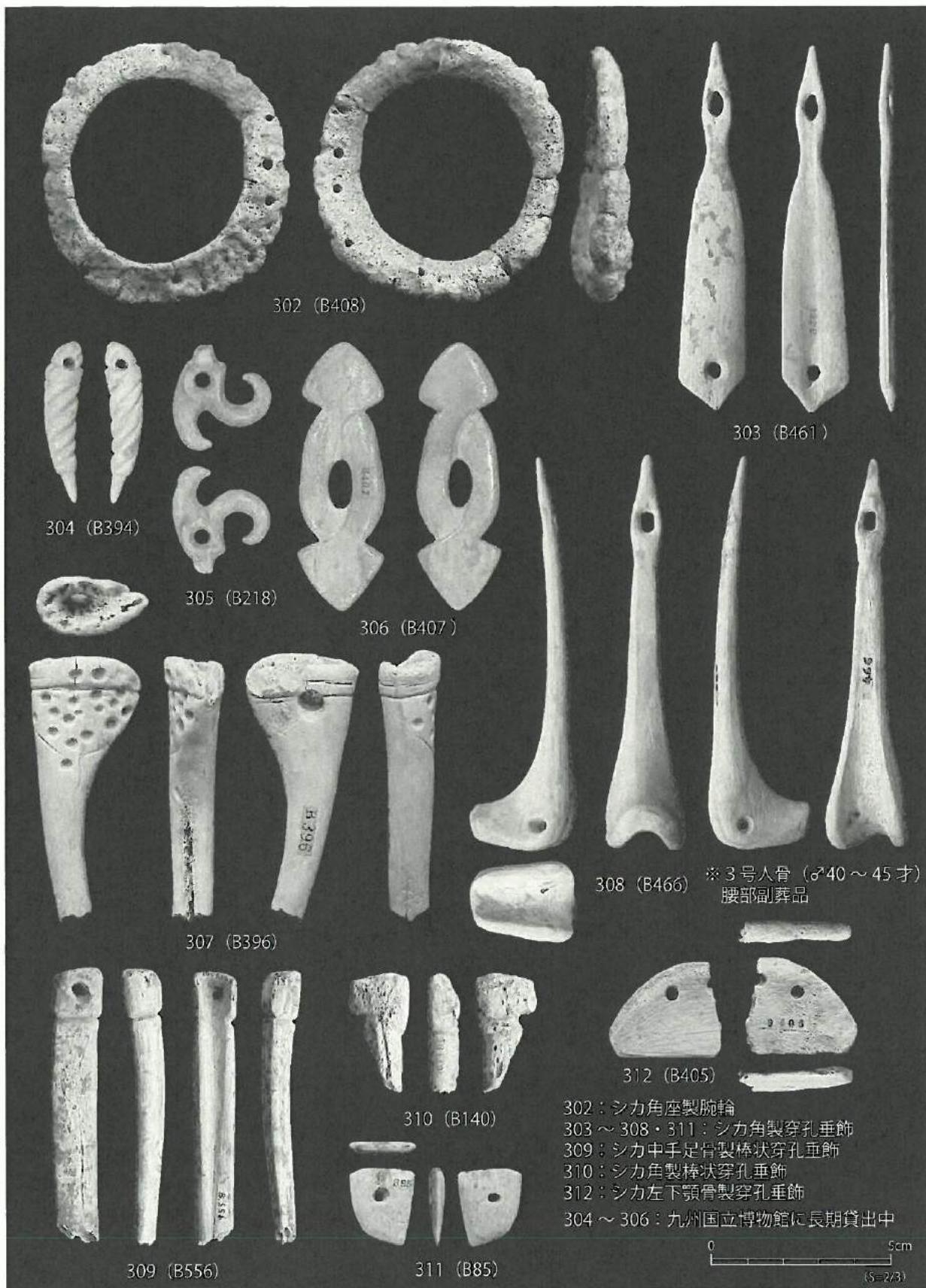
図版19 南境貝塚出土骨角器(19) 刺突具2



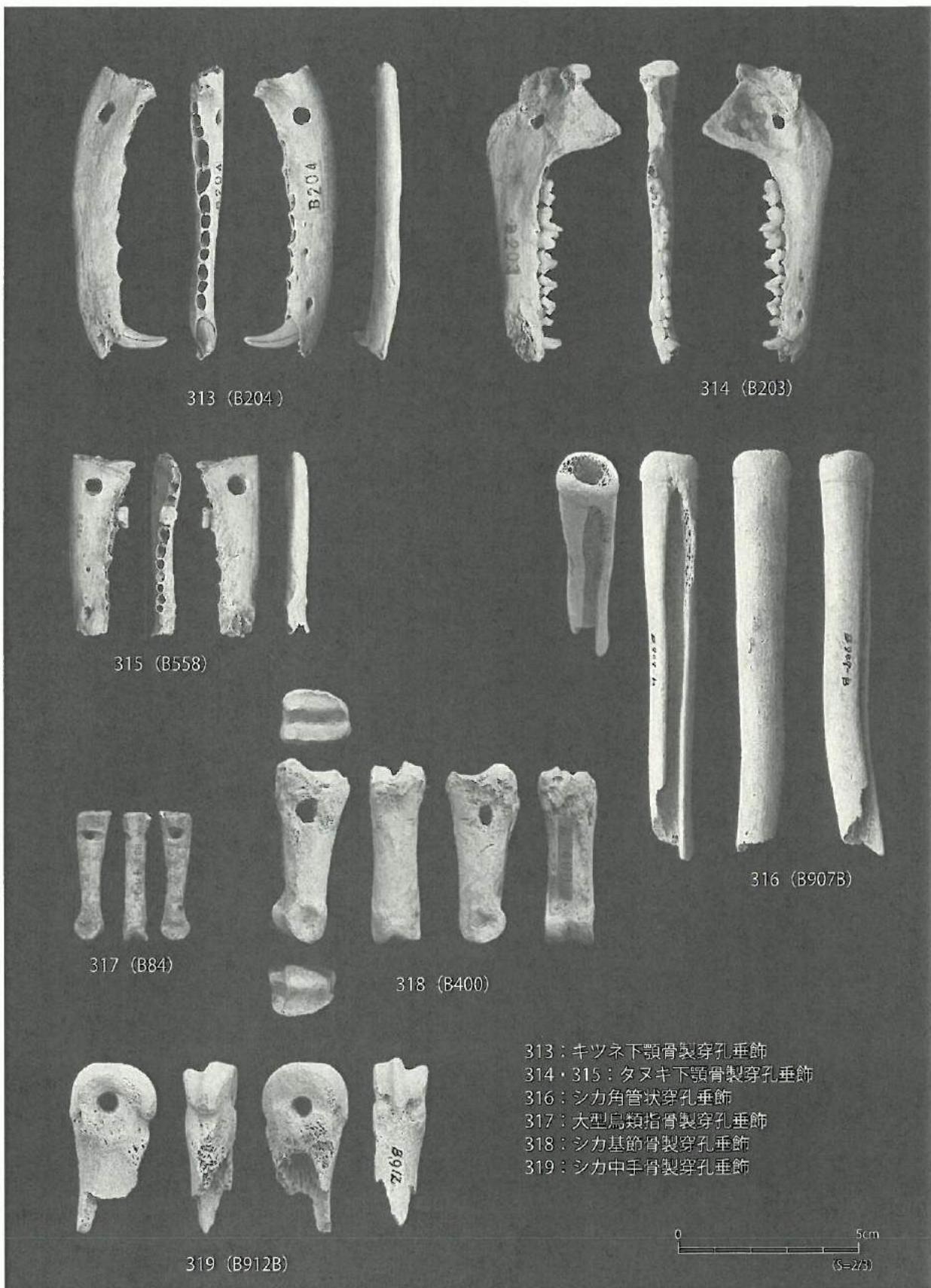
図版20 南境貝塚出土骨角器(20) 刺突具3



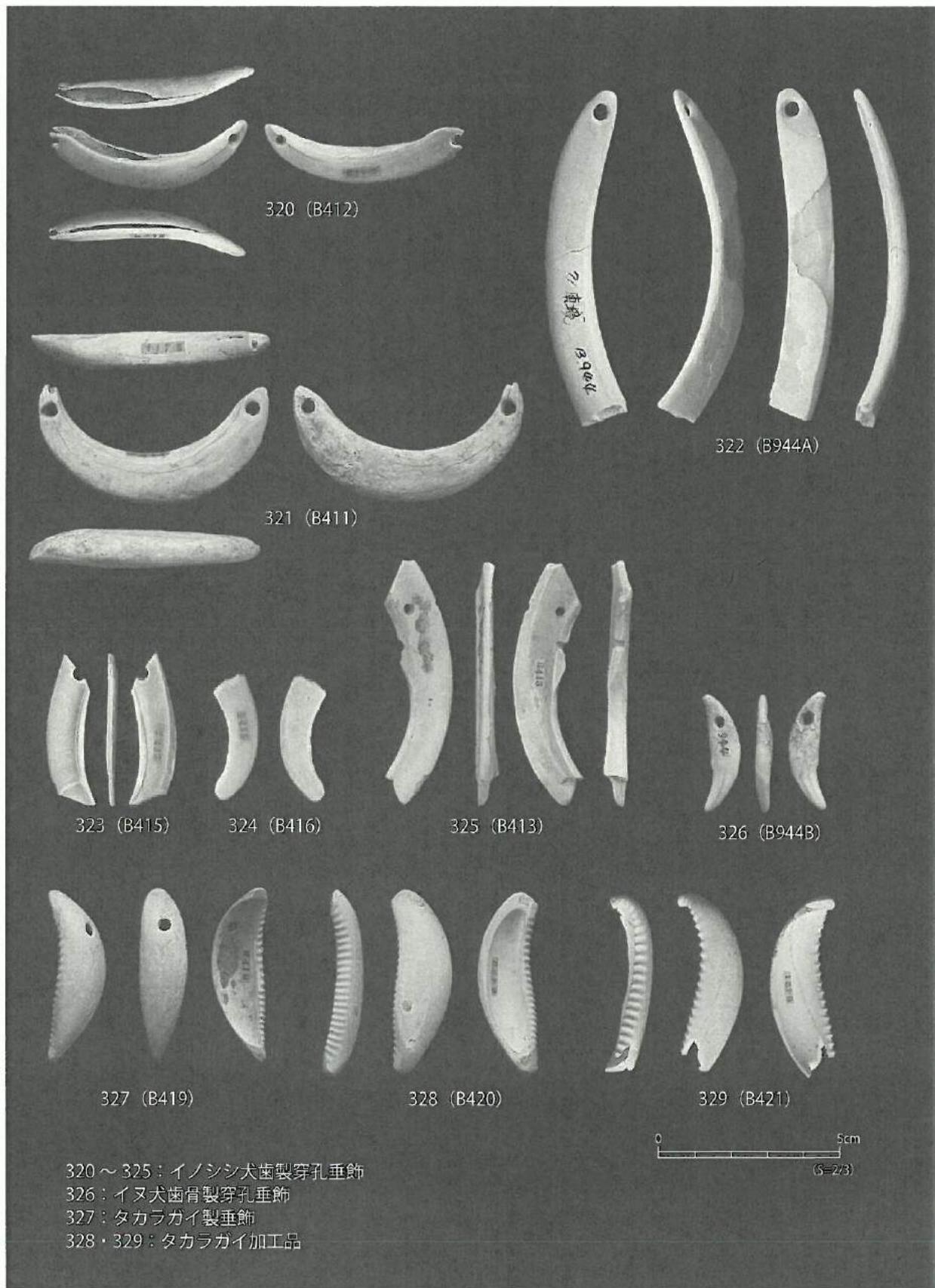
図版21 南境貝塚出土骨角器(21) 刺突具4



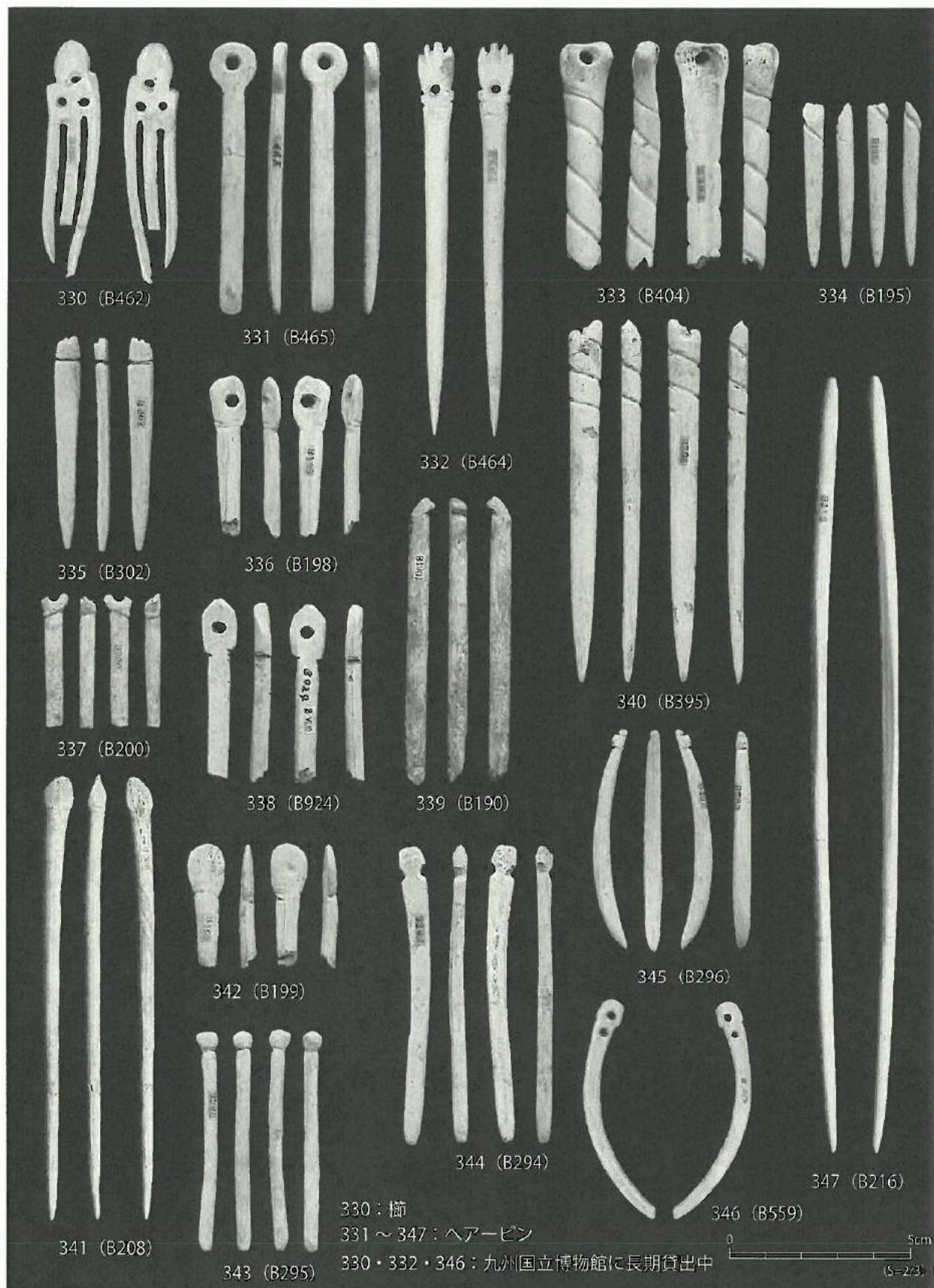
図版22 南境貝塚出土骨角器(22) 装身具 — シカ角製腕輪、穿孔垂飾1



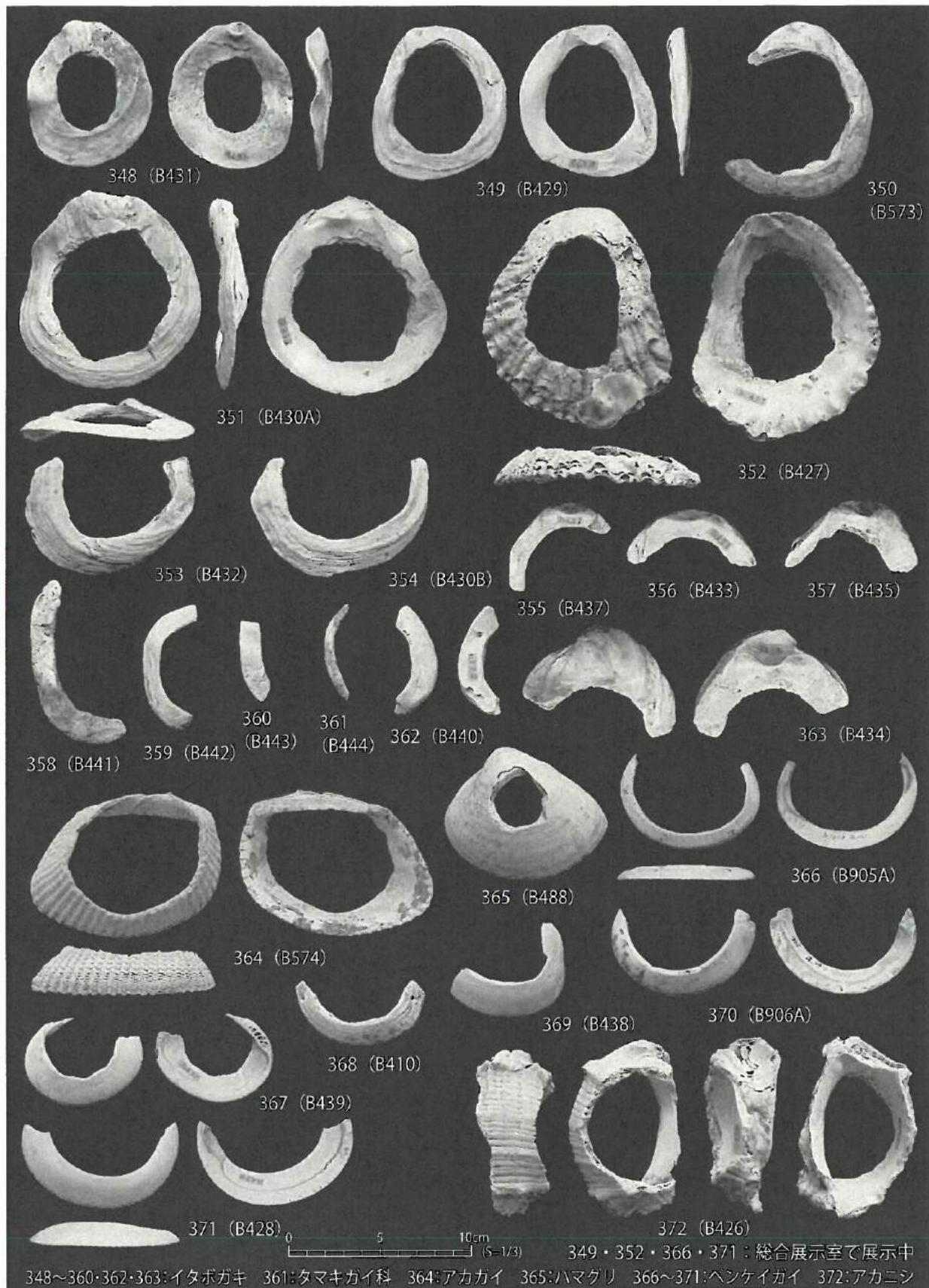
図版23 南境貝塚出土骨角器(23) 装身具—穿孔垂飾2



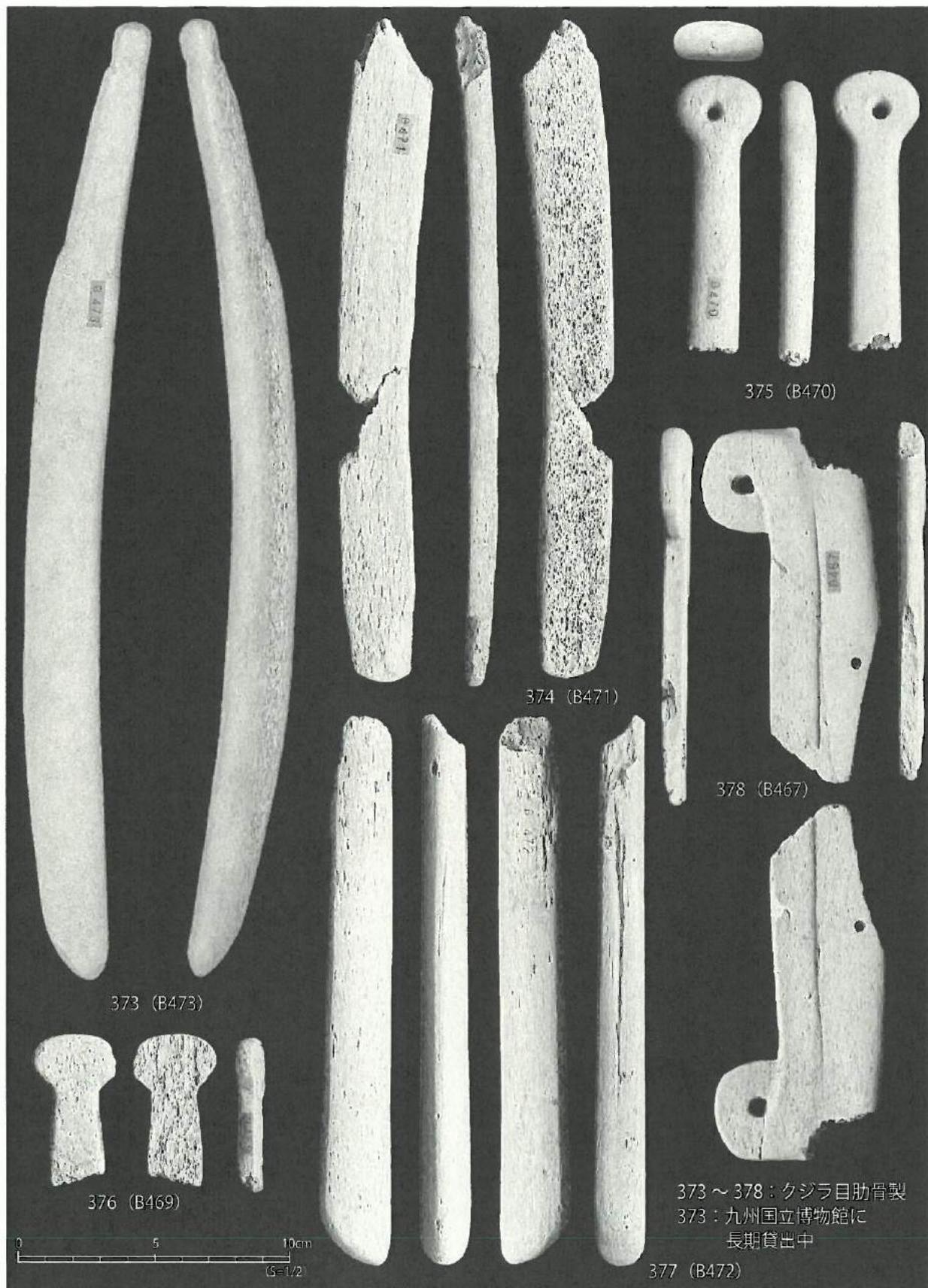
図版24 南境貝塚出土骨角器(24) 装身具—穿孔垂飾3



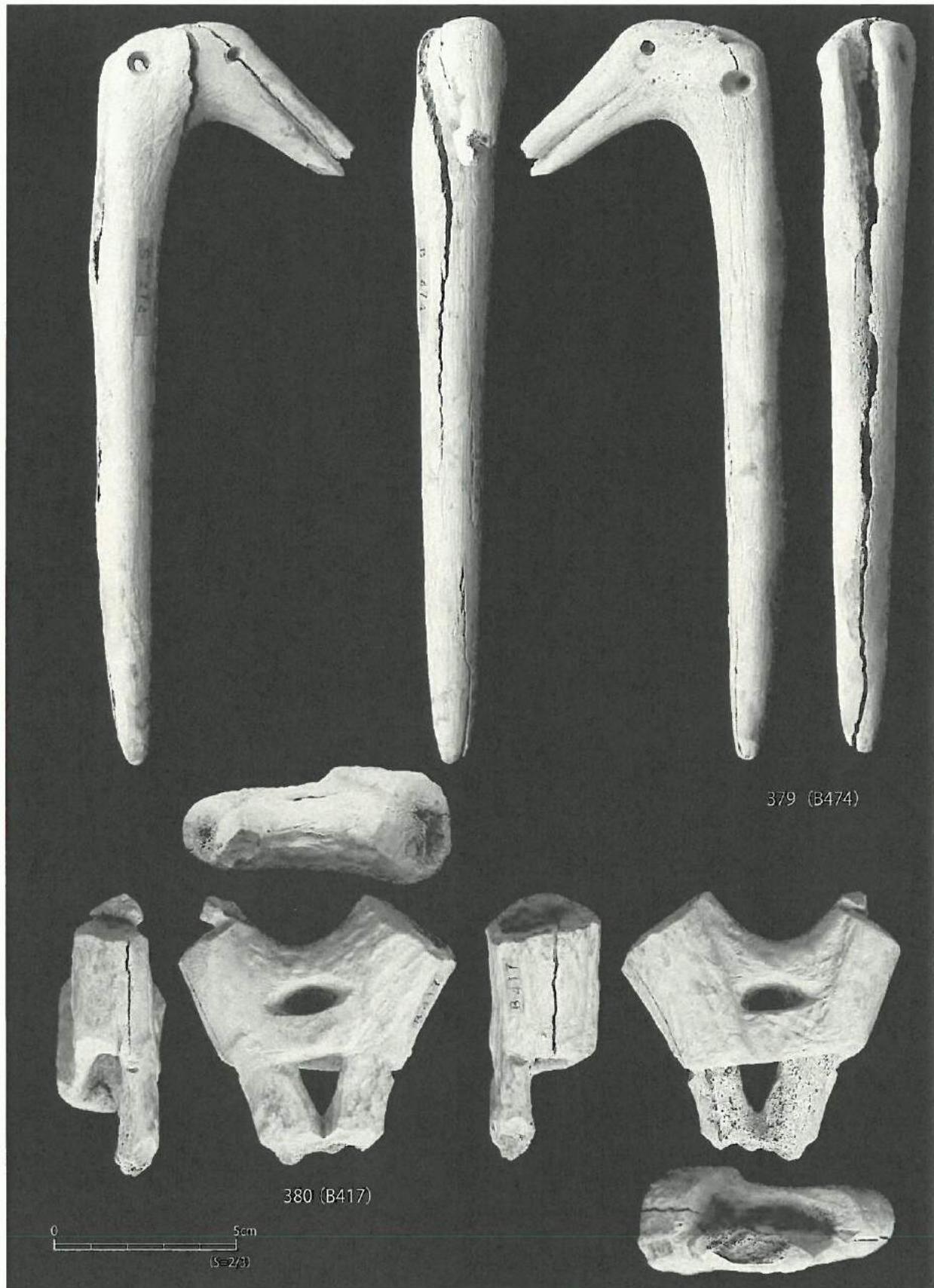
図版25 南境貝塚出土骨角器(25) 装身具 — 髪飾り



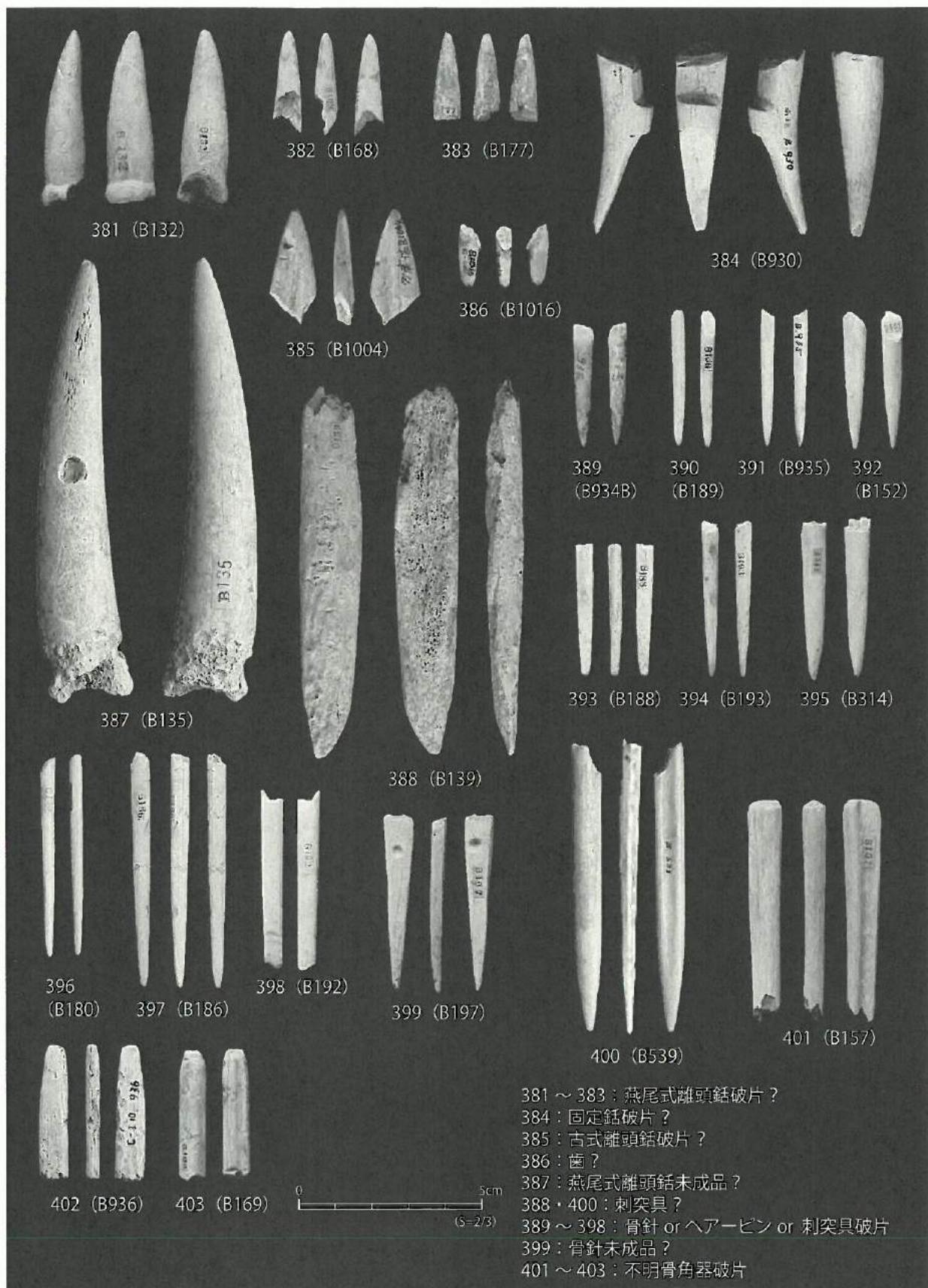
図版26 南境貝塚出土骨角器(26) 装身具—貝輪



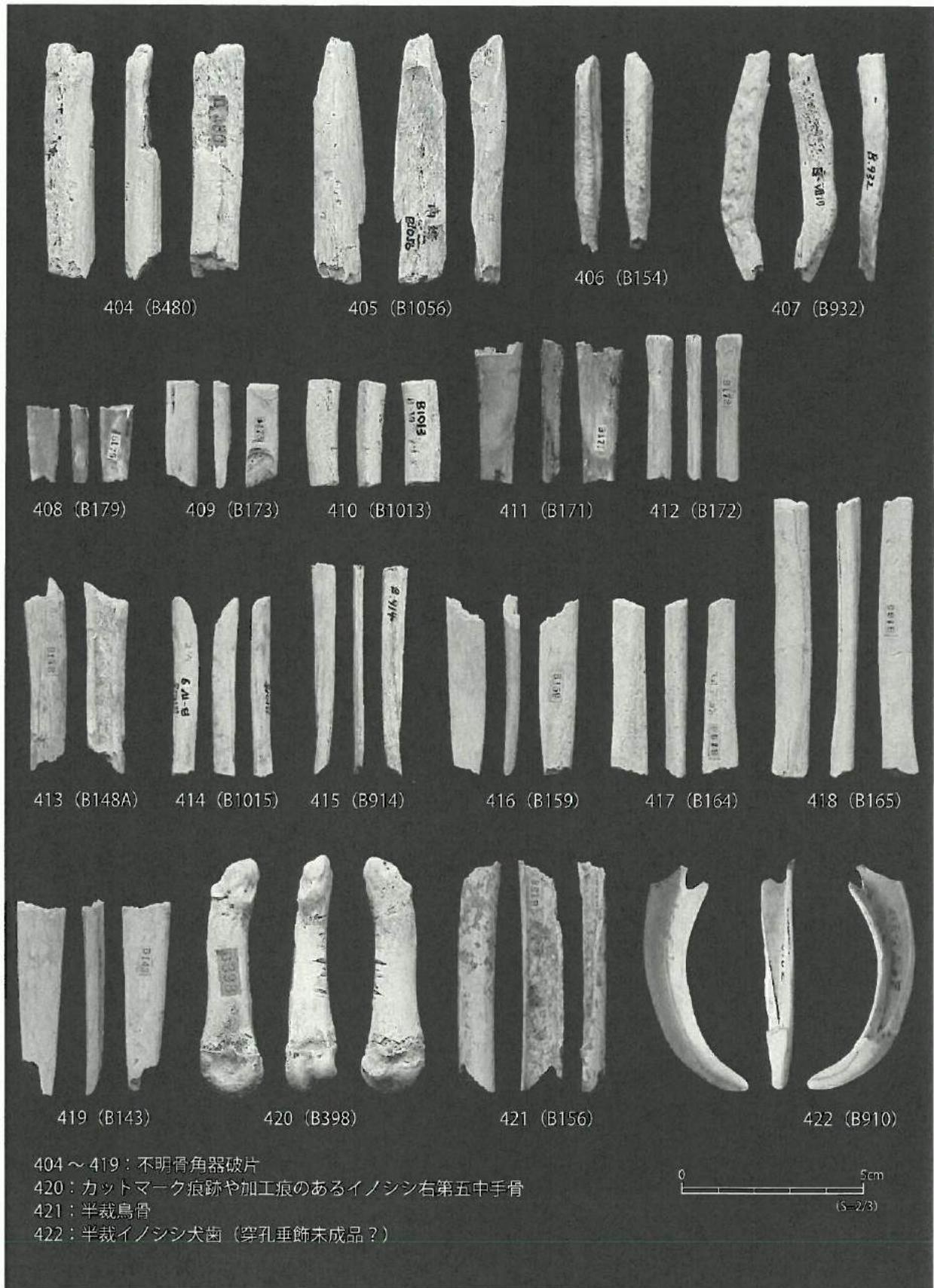
図版27 南境貝塚出土骨角器(27) 威儀具—骨刀



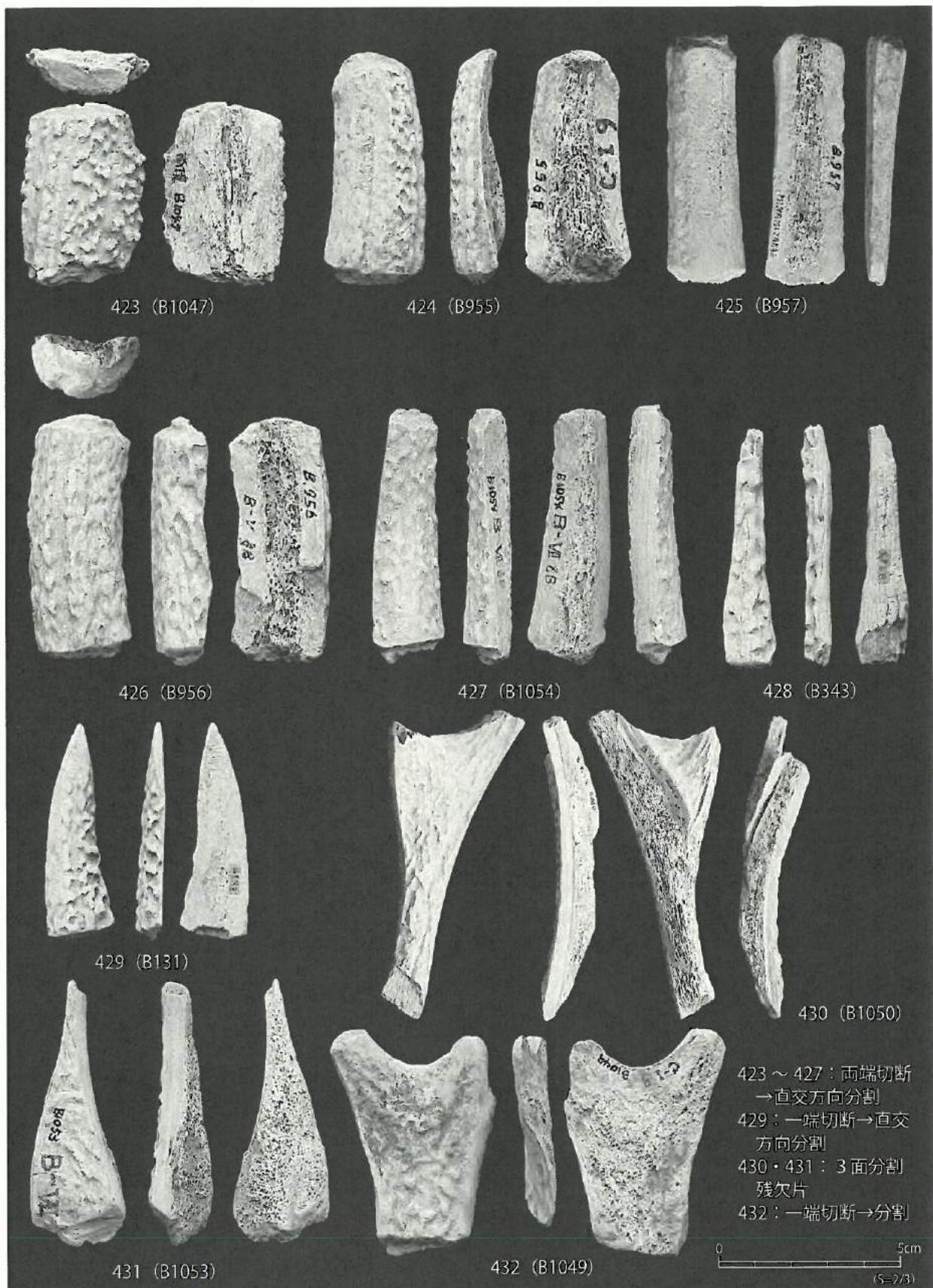
図版28 南境貝塚出土骨角器(28) 咸儀具 — 叉状角器



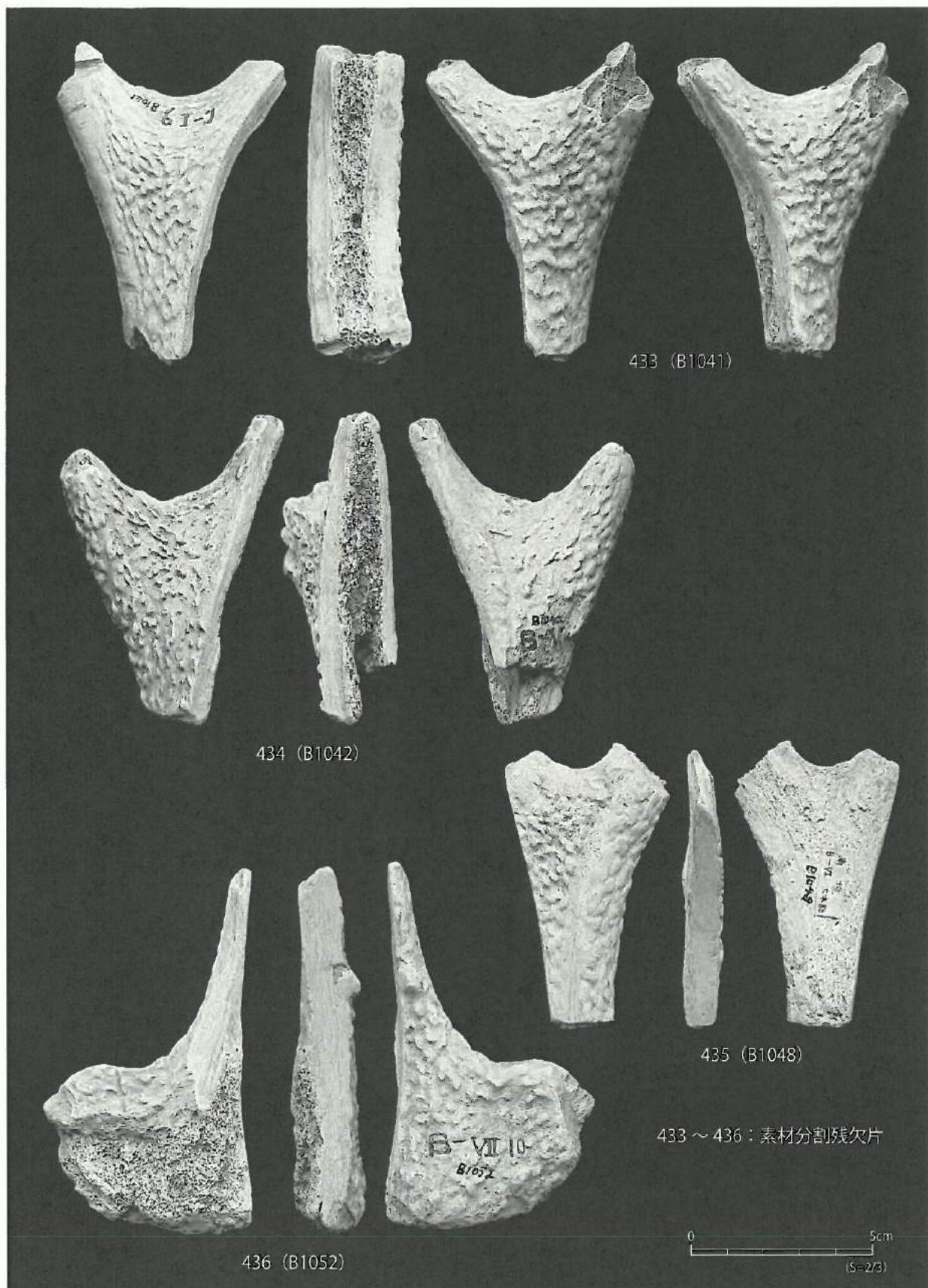
図版29 南境貝塚出土骨角器(29) 不明骨角器破片1



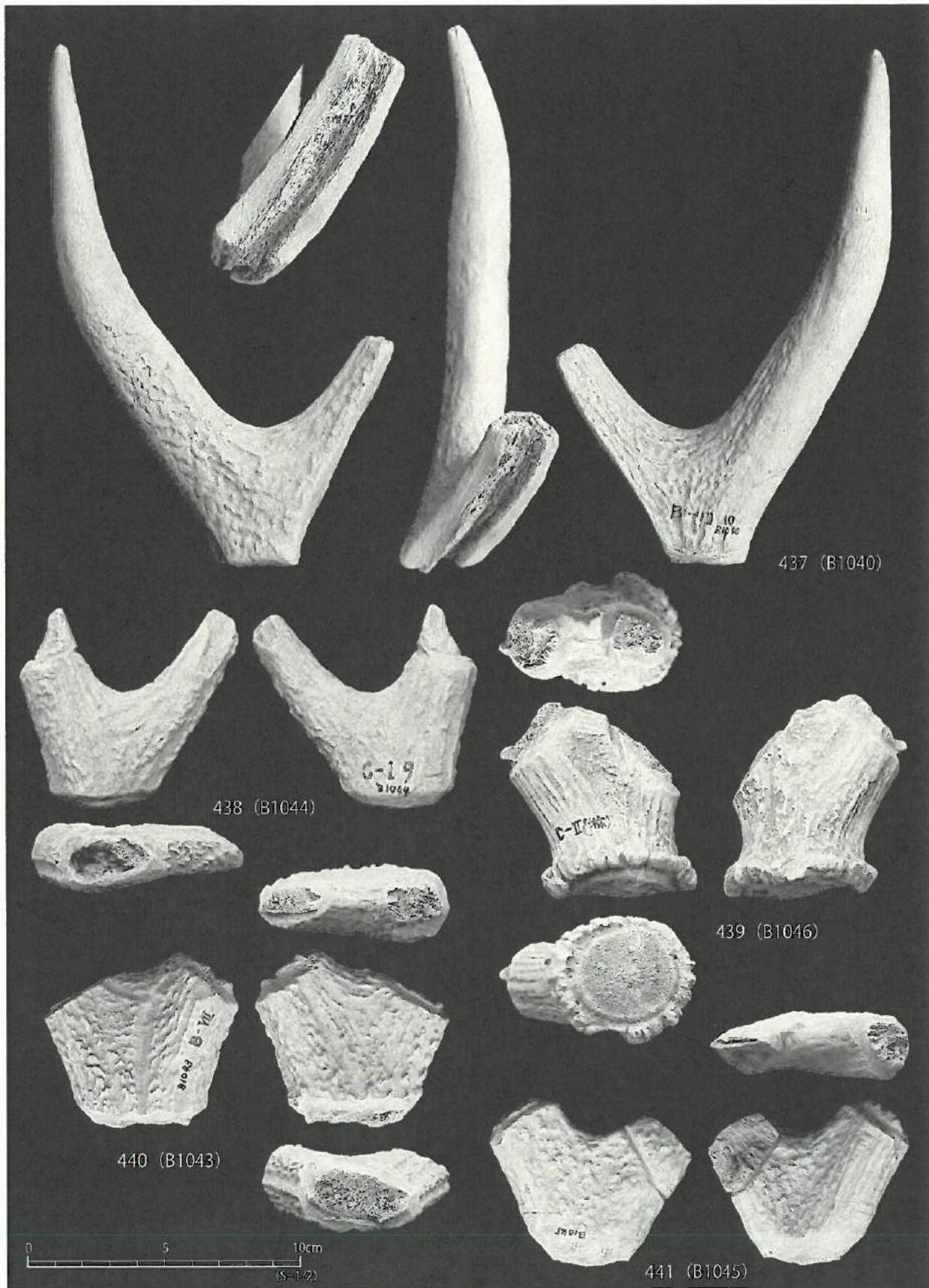
図版30 南境貝塚出土骨角器(30) 不明骨角器破片2



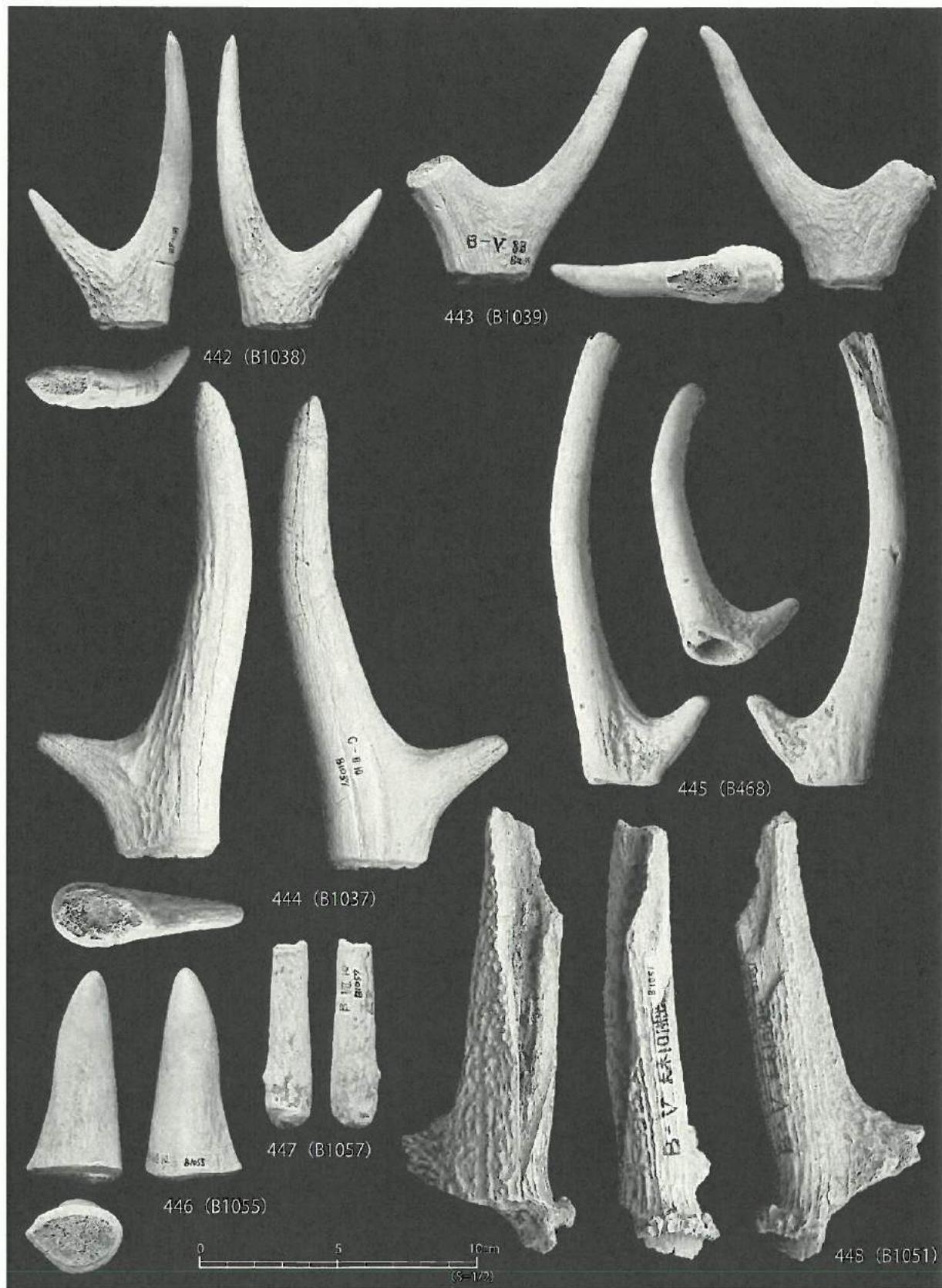
図版31 南境貝塚出土骨角器(31) 骨角器素材1—シカ角裁断片1



図版32 南境貝塚出土骨角器 (32) 骨角器素材 2 — シカ角裁断片 2



図版33 南境貝塚出土骨角器(33) 骨角器素材3 — シカ角裁断片3



図版34 南境貝塚出土骨角器(34) 骨角器素材4 — シカ角裁断片4

表2—1 楠本コレクション骨角器（南境貝塚収集）の諸属性

番号	管号	種類	材	残存部位	長さ	幅	厚さ	重量	所蔵時期	〔天本町史〕
図版1	1	B1014	角挽貝	シカ角	ほぼ完形	2.5cm	0.5cm	0.7g	中期後葉・末葉 (木9~10式)	明瞭な溝を有する。平面側面形状、基部は扁平な棒円形。
図版1	2	B1012	角挽貝	シカ角	ほぼ完形	3.5cm	0.7cm	1.3g	中期後葉・末葉 (木9~10式)	器体は平滑な表面形状。
図版1	3	B381	角挽貝	シカ角	ほぼ完形	4.1cm	1.1cm	1.6cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	4	B382	角挽貝	骨orシカ角	ほぼ完形	3.1cm	0.5cm	0.7g	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	5	B568	角挽貝	シカ角	完形	4.0cm	0.5cm	1.0g	後期前葉 (木9~10式)	器体長よりも、茎長の方が長い。
図版1	6	B389	角挽貝	骨 (長管骨)	完形	3.7cm	0.6cm	0.5g	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	7	B369	角挽貝	骨 or シカ角	完形	4.8cm	0.5cm	0.7g	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	8	B392	角挽貝	骨 (長管骨)	完形	4.0cm	0.4cm	0.5g	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	9	B370	角挽貝	骨 (長管骨)	完形	4.4cm	0.5cm	0.7g	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	10	B542	角挽貝	鳥骨	完形	5.0cm	0.6cm	0.7g	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	11	B569	角挽貝	骨 (長管骨)	完形	3.5cm	0.5cm	0.4g	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	12	B387	角挽貝	シカ角	完形	3.9cm	0.5cm	0.4cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	13	B593	角挽貝	骨 or シカ角	完形	4.3cm	0.5cm	0.4cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	14	B391	角挽貝	シカ角	完形	4.2cm	0.5cm	0.4g	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	15	B380	角挽貝	骨 (長管骨)	完形	4.2cm	0.6cm	0.6cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	16	B390	角挽貝	シカ角	完形	5.6cm	0.5cm	0.4cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	17	B376	角挽貝	シカ角	完形	5.0cm	0.5cm	0.6g	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	18	B388	角挽貝	シカ角	完形	5.6cm	0.5cm	0.4cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	19	B367	角挽貝	骨 (長管骨)	完形	6.7cm	0.7cm	0.7cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	20	B389A	角挽貝	シカ角	完形	6.2cm	0.6cm	0.4cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	21	B374	角挽貝	骨 (長管骨)	完形	6.3cm	0.9cm	0.8cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	22	B371	角挽貝	シカ角	完形	6.9cm	0.4cm	0.3cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	23	B564	角挽貝	骨 (長管骨)	完形	8.0cm	0.5cm	0.4cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	24	B372	角挽貝	シカ角	完形	8.6cm	0.5cm	0.3cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	25	B388B	角挽貝	シカ角	完形	7.4cm	0.5cm	0.4cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	26	B328	角挽貝	シカ角	完形	5.5cm	0.6cm	0.4cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	27	B377	角挽貝	シカ角	完形	5.0cm	0.5cm	0.5cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	28	B373	角挽貝	シカ角	完形	5.7cm	0.8cm	0.6cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	29	B375	角挽貝	シカ角	完形	6.4cm	0.9cm	0.6cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版1	30	B372	角挽貝	シカ角	完形	6.2cm	1.1cm	0.6cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版2	31	B270	角挽貝	シカ角	完形	5.1cm	0.9cm	0.4cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版2	32	B345	角挽貝	シカ角	完形	5.3cm	1.4cm	0.7cm	後期前葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版2	33	B1011	角挽貝	シカ角	完形	5.1cm	1.4cm	1.2cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版2	34	B61	角挽貝	シカ角	完形	1.9cm	1.8cm	1.0cm	4.9g 不明	表面形状は幾何形状。
図版2	35	B82	角挽貝	シカ角	完形	4.3cm	2.5cm	1.2cm	15.8g 不明	表面形状は幾何形状。
図版2	36	B40	角挽貝	シカ角	一部破損	3.0cm	0.8cm	0.5cm	0.9g 不明	表面形状は幾何形状。
図版3	37	B3004	漁網具	シカ角	基部部欠損	4.1cm	1.0cm	3.9cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	38	B1003	漁網具	シカ角	先端部欠損	3.3cm	1.0cm	3.9cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	39	B111	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.4cm	1.7cm	0.4cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	40	B445	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.0cm	1.4cm	0.5cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	41	B447	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.4cm	1.4cm	0.4cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	42	B450	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.4cm	1.2cm	0.3cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	43	B3051	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.1cm	1.0cm	3.9cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	44	B3452	漁網具	シカ角	先端部欠損	3.3cm	1.0cm	3.9cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	45	B352	漁網具	シカ角	先端部欠損	5.7cm	1.9cm	0.6cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	46	B3448	漁網具	シカ角	先端部欠損	5.7cm	2.1cm	0.5cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版3	47	B3449	漁網具	シカ角	先端部欠損	5.3cm	2.0cm	0.7cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版4	48	B3458	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.9cm	1.3cm	0.4cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版4	49	B346	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.8cm	1.3cm	0.4cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版4	50	B3456	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.8cm	2.1cm	0.7cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版4	51	B345/A	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.0cm	2.0cm	0.6cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版4	52	B3457	漁網具	シカ角	先端部欠損	4.4cm	2.1cm	0.6cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版4	53	B3459	漁網具	シカ角	先端部欠損	5.4cm	1.8cm	0.7cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版4	54	B3454	漁網具	シカ角	先端部欠損	6.6cm	1.5cm	0.5cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。
図版4	55	B3460	漁網具	シカ角	先端部欠損	6.2cm	1.6cm	0.5cm	中期後葉 (木9~10式)	表面形状は幾何形状。

宮城県登米市糠塚貝塚の縄文土器

— 興野義一コレクションの調査 —

相 原 淳 — (東北歴史博物館)

-
- | | |
|-------------|---------|
| 1. はじめに | 4. おわりに |
| 2. 遺跡について | 引用参考文献 |
| 3. 縄文土器について | |
-

1. はじめに

東北歴史博物館では2001年1月24日に興野義一氏が宮城県北部を主とする50数ヶ所の遺跡から収集した考古資料692箱の寄贈を受けた。以後、考古分野の職員が整理を担当し、土偶の一部についてはその調査成果をすでに公にしている(佐藤憲幸2012・13)。本稿は興野コレクションのなかでも中核をなす宮城県登米市迫町新田糠塚貝塚の縄文土器について報告するものである。

2. 遺跡について

糠塚貝塚は宮城県北部の伊豆沼と長沼の間の低い丘陵上に位置する内陸性主淡貝塚である。1954年には新田村史編纂委員会・東北大学教育教養部日本史研究室によって発掘調査が行われ、『登米郡新田村史』に公表された(加藤 孝1955)。このときの調査では上下2層に細別され、のちに上層土器は「糠塚式」(林 謙作1965)とされ、縄文中期の成立をめぐって「糠塚論争」が繰り広げられた。

1964年春には54年調査の隣接地(二階堂氏所有地)で「麦畑の深耕の際、貝殻の露出」があり、土器が出土した旨を興野義一氏は記している(興野1981a)。8月には発掘調査を行い、上層の貝層からは「五領ヶ台式や下小野式のモチーフのあるものがあって広義の大木7式」(興野1969)、下層からは大木5式、最下

層からは大木2a、b式、3式土器の破片が出土した。この後、遺跡はブルドーザーによって破壊されることになり、翌年春まで興野氏によって遺物は収集され、1976年には貝塚の東側半分のうち外側三分の一が失われた(興野1981b)。

3. 縄文土器について

糠塚貝塚出土縄文土器は興野義一氏自らによって調査報告されている(興野1958・67・67~70・68・69・81a・81b・84・96・2007)。なかでも67年の東北史学会、68年の日本考古学協会における研究発表、67~70年にかけて連載された「大木式土器理解のために」(『考古学ジャーナル』)は、糠塚貝塚における層位学的所見に基づくところが大きい。

ここでは、修復・復元した24個体の縄文土器について報告する。

資料1(図版1-1)

大木4式

深鉢形土器。口径27.7×17.4cmの楕円形状を呈している。器高27.0cm。底径10.0cm。ネーミング「⑦地点 下層赤土39.4.11」。波底部に山形状把手と太い「X」字状貼付文、波頂部に細い粘土紐による梯子状文が意匠文として配されている。地文は太紐と細紐とを撫り合わせたLR斜行縄文である。胴下部および底面にはミガキ調整が施されている。その特異な形状から、興野によって「石炭バケツ型土器」と名

づけられた(興野1968)。

資料2(図版2-2) 大木4式

深鉢形土器。口径20.8×16.4cmの楕円形状を呈している。現高17.9cm。ネーミング「ヌ下41.2.4 41.2.10」。資料1と同様に「石炭バケツ型」をなし、波底部に山形状把手と太い菱形状貼付文、波頂部に巻貝頂部による列点の施された太紐による菱形状貼付文が配されている。地文は太紐と細紐とを撚り合わせたLR斜行縄文である。胴下部にはミガキ調整が施されている。

資料3(図版2-3) 大木4式

深鉢形土器。口径15.2cm。現高13.2cm。ネーミング「ヌ4·0」。2個1対の渦巻き状突起が付され、以下に4単位の粘土紐による菱形状・波状貼付文が配されている。口唇部には巻貝頂部による列点文が施されている。地文はLRr斜行縄文である。

資料4(図版2-4) 大木4式

深鉢形土器。口径12.8cm。現高16.4cm。ネーミング「ヌ下 41.2.10」。口縁部の1ヶ所に渦巻き状突起が付されている。地文はLR斜行縄文である。

資料5(図版3-5) 大木4または5式

深鉢形土器。口径18.3cm。器高26.0cm。底径10.0cm。地文はLRr斜行縄文。胴下部ミガキ調整。底面は網代の痕跡を残すミガキ調整となっている。

資料6(図版3-6) 大木4または5式

深鉢形土器。口径13.1cm。現高14.6cm。ネーミング「ヌ下 41.2.20 41.2.21」。外面に粘土帯の継ぎ目を残したまま、地文のLRr斜行縄文が施されている。内面はヘラ状工具によるナデ調整である。

資料7(図版3-7) 大木4?式

浅鉢形土器。口径18.0cm。器高9.1cm。底径16.3cm。ネーミング「ヌ下41.1.23 ヌB41.3.6 大木4?」。頸部に隆帯がめぐる。底部を含め、外面は丁寧なミガキ調整、内面はナデ調整の後に、まばらなミガキが施されている。

資料8(図版3-8) 大木5式

深鉢形土器。口径27.8×23.4cm。やや楕円形状をなす。器高32.5cm。底径13.9cm。ネーミング「ヌ下41.1.22」。略図で大木4式層と大木5式層の間の黄砂層から出土したことが記されている。大振りの山形状把手が付され、胴上部には細い粘土紐による縦

位小山形状文・小菱形状文が施されている。地文は太紐と細紐とを撚り合わせたLR斜行縄文である。底面には2本越え2本潜りの網代痕跡を残している。

資料9(図版3-9) 大木5式

深鉢形土器。口径16.7cm。器高14.9cm。底径9.4cm。小ぶりながら1対の山形状把手が付されている。地文は胴上部がLRr斜行縄文、胴下部がLRr横走縄文となっている。底面は3本越え1~2本潜りのやや乱雑な網代痕跡を残している。

資料10(図版3-10) 大木5式

深鉢形土器。口径16.3×14.7cm。高さ18.9cm。底径8.6cm。ネーミング「ヌB40.11.12 41.2.13 大木5」。地文にはLr斜走撚糸文が施されている。

資料11(図版4-11) 大木5式

深鉢形土器。口径36.8cm。現高45.9cm。ネーミング「ヌ下41.2.10 41.2.13 41.2.20」。大振りな山形状突起が4ヶ所に付されている。地文はLRr斜行縄文である。

資料12(図版5-12) 大木6式

深鉢形土器。口径21.9cm。現高17.0cm。ネーミング「ヌカツカ 40.11.28」。4単位の大波状口縁の長胴型土器である。口縁部は肥厚し、頸部に隆帯がめぐっている。胴部は半截竹管による平行沈線・連続刺突によって文様が施されている。地文はLR斜行縄文である。

資料13(図版5-13) 大木6式

深鉢形土器。口径18.4cm。現高12.4cm。ネーミング「ヌ西35.5.31」。いわゆる金魚鉢型をなす土器である。口縁部は肥厚し、半球状をなす貼付文が連続して付されている。胴上部には半截竹管による平行沈線によって文様意匠が描かれ、ボタン状貼付文が施されている。地文はLR斜行縄文である。

資料14(図版5-14) 大木7a式

深鉢形土器。口径19.8cm。現高33.4cm。ネーミング「ヌ画39.5.31 39.6.21」。4単位の大波状口縁の長胴型土器である。波頂部には刻目の施された貼付文が付され、口頸部の文様は半截竹管による平行沈線によって文様が構成されている。胴部地文は、中央に両結びによる結節、両端に片結びによる結節を施したRL縄文を間隔をあけて縦位回転によって施文している。

資料15(図版5-15)

大木7a式
深鉢形土器。口径17.1cm。現高21.7cm。ネーミング「ヌ@39.5.31」。2単位の小山形状突起下には縦位貼付文が配され、その間に横位の押圧縄文(LR)が施されている。胴部は結節の施されたRL縄文が縦位回転によって施文されている。

資料16(図版5-16)

大木7a式
深鉢形土器。口径9.7cm。器高12.9cm。底径7.2cm。ネーミング「ヌ41.3.11」。口唇部には連続して刺突が施され、上部外面は粘土帶の継ぎ目をやや残している。胴上部は横方向のケズリ、下部は縦方向のケズリの後に粗いミガキ調整が施されている。底面はミガキ調整である。内面は横ナデの後に粗い縦方向のミガキ調整が施されている。

資料17(図版6-17)

大木7a式
深鉢形土器。口径11.8cm。器高13.4cm。底径6.3cm。ネーミング「ヌ西40.1.24」。口頸部は複合口縁状をなす。外面は粘土帶継ぎ目を一部残している。全体に粗い縦方向のケズリを施した後に、口縁～胴上部にかけて結節の施されたLR縄文を横位回転によって施文している。

資料18(図版6-18)

大木7a式
深鉢形土器。口径17.0cm。現高23.3cm。ネーミング「ヌ@39.11.29」。頸部には刻目の施された隆帯がめぐっている。口縁近くは横位回転による無節(L)縄文、以下には結節の施された無節(L)縄文が縦位回転によって施文されている。

資料19(図版6-19)

大木7a式
口径16.1cm。器高17.8cm。底径10.1cm。ネーミング「ヌカツカ@39.5.21」。口縁近くに2個1対の円窓が配されている。口縁近くが横方向、以下縦方向のミガキ調整が施されている。火ハネの痕跡も一部認められる。内面はナデ調整である。底面には網代痕跡を残している。

資料20(図版6-20)

大木7a式?
浅鉢形土器。口径15.7cm。器高8.7cm。底径8.6cm。ネーミングなし。外面には粘土帶の継ぎ目を残している。底面も含め、外面は全体にケズリ調整が施されている。内面はナデ調整である。

資料21(図版6-21)

大木7a式
浅鉢形土器。口径21.3cm。器高6.1cm。底径

12.5cm。ネーミング「ヌカツカ」。口唇部には連続する刻目文が4単位にわたって施されている。外面は粘土帶の継ぎ目が残され、ナデ調整が加えられている。内面には丁寧なナデ調整が施されている。底面には網代痕跡が残されている。

資料22(図版7-22)

大木7b式

深鉢形土器。口径15.9cm。器高17.2cm。底径10.3cm。ネーミングは「ヌカツカ@貝層上 39.6.14」。口縁上部にはボタン状小突起に弧状貼付文が施されている。口縁部には隆帯がめぐり、指頭状圧痕が施されている。隆帯間には横位の押圧縄文(LR)が配されている。胴部は4単位の「Y」字状隆線が垂下し、同じく指頭状圧痕が施されている。胴部地文はLR縄文が縦位に施文されている。

資料23(図版7-23)

大木7b式

浅鉢形土器。口径9.4cm。器高4.7cm。底径8.2cm。ネーミングは「ヌ西39.11.23」。2個1対の吊手状をなす環状把手が付され、口縁部上端の隆帯には指頭状圧痕が施されている。内外面ともにナデ調整、底面には木葉痕が残されている。

資料24(図版7-24)

大木8a式

深鉢形土器。口径21.1cm。現高22.8cm。ネーミング「ヌ41.3.1」。口縁部の1ヶ所に横「S」字状をなす大型の把手が付されている。把手とその周囲には細い粘土紐による鶴頭状貼付文が施されている。胴部には基本的に沈線3本を1単位とする渦巻き文が配されている。地文はLR縄文である。

4. おわりに

あらためて興野コレクションに残されたネーミングの記録をたどってみると、調査は断続的ながら1955～60年、1964～68年の長期にわたり、調査地点も①～⑦地点、西地点、B地点があること、また、興野がすでに記しているとおり、下層の赤褐色土層からは大木5式を主とする土器、上層の貝層特に西地点からは大木7式を主とする中期初頭の土器が出土していることが確認された。

興野コレクションは東北地方の縄文土器編年を研究していく上で学史的にも極めて重要な資料であり、今後とも公開・活用をはかっていただきたい。



1a



1b



1c



1d

図版1 糜塚貝塚出土土器(1)

(Scale 1:3)



2a



2b



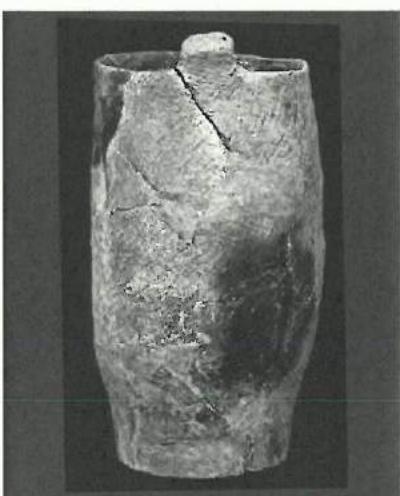
2c



2d



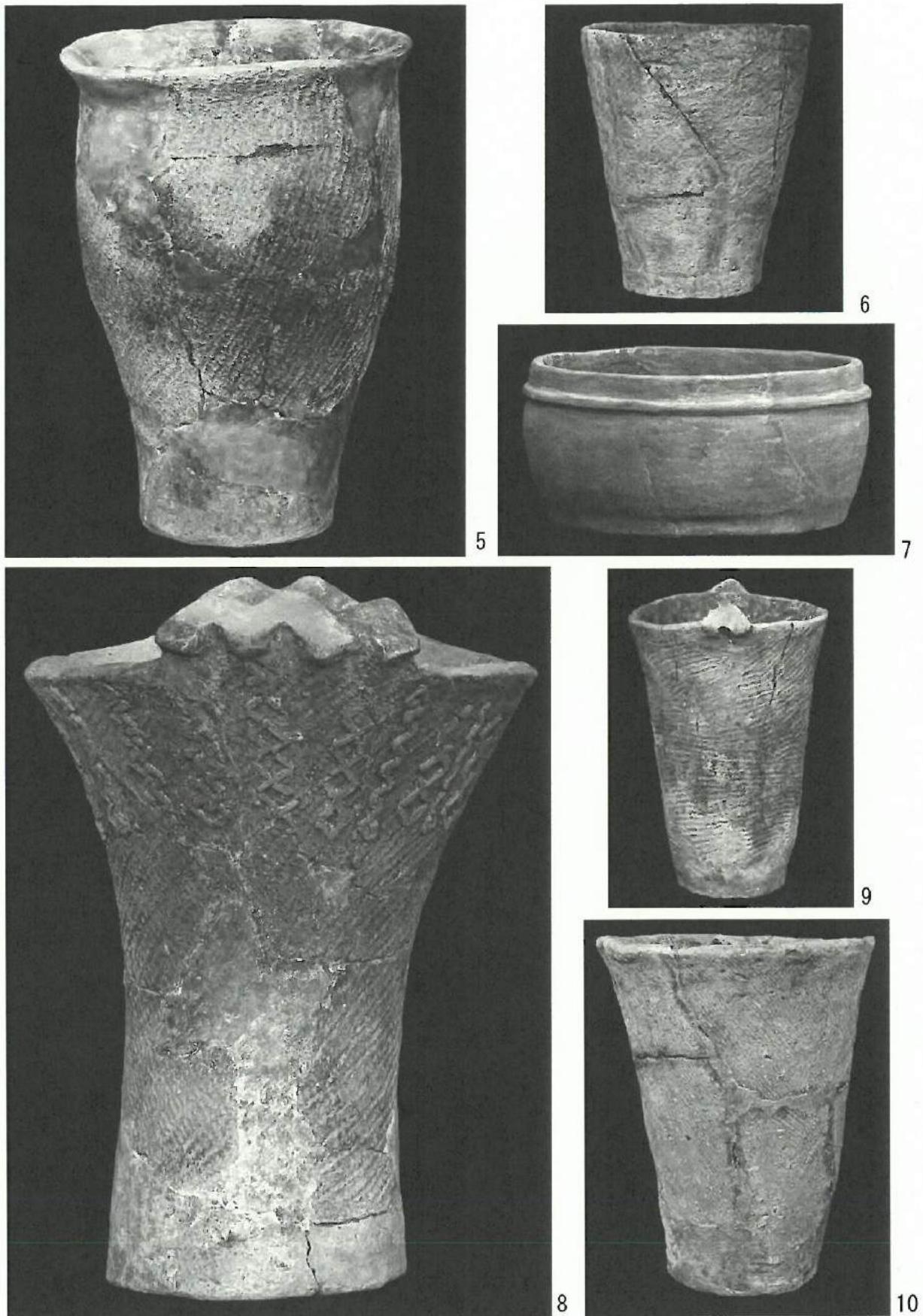
3



4

(Scale 1:3)

図版2 糠塚貝塚出土土器(2)



図版3 糜塚貝塚出土土器(3)

(Scale 1:3)



図版4 糠塚貝塚出土土器(4)

番号	調査地点・層位	調査年月日	初出一覧	土器型式	番号	調査地点・層位	調査年月日	初出一覧	土器型式
1	⑦地点・下層赤土	39.4.11	興野1968	大木4式	13	ヌ西	35.5.31	興野1981	大木6式
2	ヌ・下	41.2.4 41.2.10		大木4式	14	ヌ西	39.5.31 39.6.21		大木7a式
3	ヌ	4・0		大木4式	15	ヌ西	39.5.31		大木7a式
4	ヌ・下	41.2.10		大木4式	16	ヌ	41.3.11		大木7a式
5	不明	不明		大木4±5式	17	ヌ西	40.1.24		大木7a式
6	ヌ・下	41.2.10 41.2.21		大木4±5式	18	ヌ西	39.11.29		大木7a式
7	ヌ・下ヌB	41.1.23 41.3.6		大木4?式	19	ヌカツカ西	39.5.21		大木7a式
8	ヌ・下	41.1.22		大木5式	20	不明	不明	興野1981	大木7a式?
9	不明	不明		大木5式	21	ヌカツカ	不明		大木7a式
10	ヌB	40.11.12 41.2.13		大木5式	22	ヌカツカ西・貝層上	39.6.14	興野1981	大木7b式
11	ヌ下	41.2.10 41.2.13 41.2.20		大木5式	23	ヌ西	39.11.23		大木7b式
12	ヌカツカ	40.11.28	興野1981	大木6式	24	ヌ	41.3.11	興野1981	大木8a式

付表 糠塚貝塚出土土器一覧



12



13



14



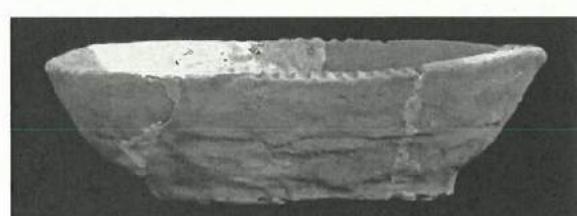
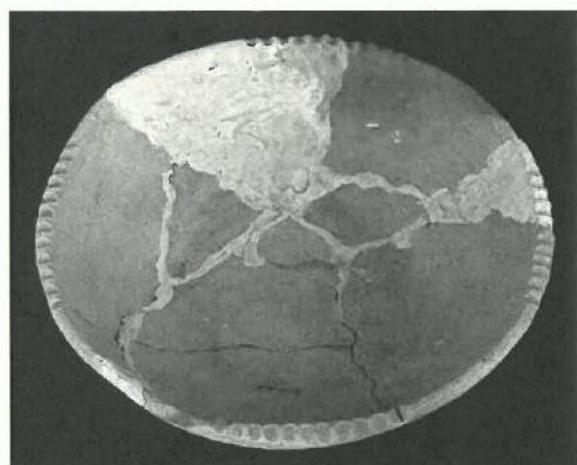
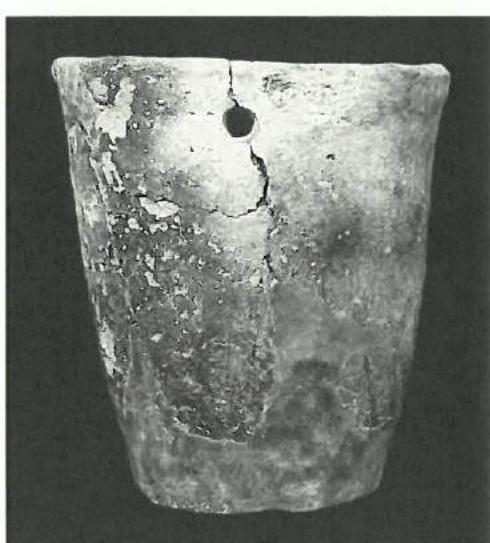
15



16

図版5 糜塚貝塚出土土器(5)

(Scale 1:3)



図版6 糠塚貝塚出土土器(6)

(Scale 1:3)



図版7 糜塚貝塚出土土器(7)

(Scale 1:3)

[引用参考文献]

- 相原 淳一 2013「宮城県登米市糠塚貝塚出土の北陸系土器」『興野義一著作集 時を語る』279～286頁
 加藤 孝 1955「宮城県登米郡新田村糠塚貝塚について」『登米郡新田村史』新田村史編纂委員会
 興野 春樹・恭子編 2013『興野義一著作集 時を語る』
 興野 義一 1958「追川流域の石器時代文化」『仙台郷土研究』18-3 20～30頁 仙台郷土研究会
 興野 義一 1967「宮城県糠塚貝塚の吟味(1)」「歴史」35 87～88頁 東北史学会
 興野 義一 1967～70「大木式土器理解のために」(I)～(VI)『考古学ジャーナル』連載 ニュー・サイエンス社
 興野 義一 1968「大木式土器における関東・中部的要素について」『日本考古学協会昭和43年度大会研究発表要旨』4頁 日本考古学協会
 興野 義一 1969「宮城県登米郡糠塚貝塚」『日本考古学年報』17 79～80頁 日本考古学協会

- 興野 義一 1981a「糠塚貝塚について」『迫町史』1105～1136頁
 興野 義一 1981b「糠塚貝塚」『宮城県史』34 史料集V 考古資料 405～406頁
 興野 義一 1984「大木式土器について」『宮城の研究』1 173～190頁 清文堂
 興野 義一 1996「山内清男先生供与の大木式土器写真セットについて」「画竜点睛』 215～224頁 山内清男先生没後25年記念論集刊行会
 興野 義一 2007「私の考古学遍歴」「宮城考古学』9 185～192頁 宮城県考古学会
 佐藤 憲幸 2012「興野コレクションの土偶－糠塚貝塚－」「東北歴史博物館研究紀要』13 21～48頁
 佐藤 憲幸 2013「興野コレクションの土偶②－嘉倉貝塚・倉崎貝塚－」「東北歴史博物館研究紀要』14 1～9頁
 林 謙作 1965「縄文文化の発展と地域性－東北」「日本の考古学』II 64～96頁 河出書房新社

宮城県大崎市根岸遺跡出土籠胎漆器の製作技法

— X 線 CT 分析を使った構造調査 —

片岡 太郎・上條 信彦(弘前大学)
 鹿納 晴尚・佐々木 理(東北大学総合学術博物館)
 柳澤 和明(東北歴史博物館)

-
- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 研究の意義と目的 | 4. 分析方法 |
| 2. 根岸遺跡の位置と基本層序 | 5. 分析結果と考察 |
| 3. 調査対象とした籠胎漆器 | 6. 総括と今後の展望 |
-

1. 研究の意義と目的

X 線 CT (X-ray computed tomography) は、物体の内部構造を非破壊で断層撮影する装置である。さらに、断層像から物体の3次元コンピュータグラフィックス (3DCG) として構築可能である。現在では、医療や産業における検査等に幅広く利用されており、近年、埋蔵文化財の内部構造調査や保存科学的検査の適用例が飛躍的に増加している¹⁾。従来、内部構造調査の主役は、3次元の物体を2次元で表現する透過 X 線撮影(レントゲン)であった。近年の X 線 CT 調査の増加は、X 線 CT 分析によって得られる情報量が、レントゲンよりも圧倒的に多いことは当然であるが、装置の高性能化・画像処理技術の向上によるところが大きい。

縄文時代、特に亀ヶ岡文化期における特色として、漆を巧みに使用した漆工品類が挙げられる。中でも、籠胎漆器(植物質の素材を編組してカゴ状とし、漆で固め、さらに赤色顔料で彩色したもの)は、編組技法、下地や上塗りの技法、顔料の選定など、漆工技術の一到達点といえる。根岸遺跡出土籠胎漆器類は、こうした縄文時代晩期の漆工技術の変遷を考える上で重要な資料である。籠胎漆器は、表面が顔料と漆塗膜にコーティングされているため、編組技法が肉眼では観察できない。先行研究として、永嶋が行ったレントゲンによる編組技法の特定と塗膜断面

の観察による重ね塗りの材質技法研究がある²⁾。これによれば、編組技法については、完形品の1点は、底部から腰部にかけて網代編みとし、胴部をざる目編みとしている。もう1点の破片資料については、完形品と類似するものとしてとどめている。筆者らは、籠胎漆器を含めた縄文時代の漆工技術についての研究を進めているが、その中で、X 線 CT 調査が、籠胎漆器の編組技法や櫛の製作技法研究に対して有効であることを示した³⁾。

そこで、本研究では、根岸遺跡出土籠胎漆器に対して、非破壊・非接触による X 線 CT 調査を用いることで、より詳細な編組技法を解明することにした。さらに、本体から遊離した極小片を分析し、漆塗膜の重ね塗り技法と顔料の特定を行った。

2. 根岸遺跡の位置と基本層序

根岸遺跡は、宮城県大崎市に所在し、江合川右岸に発達する河岸段丘の下位段丘面上に立地している(図1)。遺構は、配石遺構8基、土壙18基、埋設土器5基、石囲炉3基、フラスコ状ピット2基などが検出された。縄文時代晩期の遺物包含層は、T字状に設置されたトレチの北区より検出された。分布は長さ約48m、幅10m以上の範囲と推定された。遺物包含層の第VI層は50~60cm程の厚さで、下位より第VI D層(大洞C1式期)、第VI C層(大洞C2式期)、

第VI B層(大洞A～A'式期)の3層に大別された(図2)。北から南に向かう緩斜面であり、包含層の分布の中心を平面的・層位的にみると、時期が新しくなるにつれ、より北に包含層が形成されたことがわかる。

3. 調査対象とした籠胎漆器

調査資料は、根岸遺跡出土籠胎漆器3点である。資料名は、宮城県文化財調査報告書第75集「根岸遺跡」31頁⁴⁾と同じ表記とした。分析資料は包含層上部の第VI B層下部の出土で、共伴土器より大洞A式期に位置付けられている。

籠胎漆器1は、発見時では、底部がほとんど欠失しており、腰部・胴部・口縁部は断片化しており、塗膜自体も著しく脆弱化していた(写真1)。取り上げ後、資料は保存修復され、浅鉢形の完形品としてみることができる(写真2)。主な修復は底部にガラス繊維とエポキシ樹脂での補強処理が行われ⁵⁾、その状況を分析でも確認することができる。なお、4つの脚も復元されたものである。

籠胎漆器2は、複数に断片化されているため、器形は不明であるが、出土時の状況から浅鉢形もしくは鉢形とみられる(写真3)。黒色の漆の地の上に、赤色顔料が塗られている。資料は土壤ごと切り取られた後、乾燥した状態で保管され、保存修復は行われていない(写真4)。

籠胎漆器3は、同報告書未掲載である。現状は、2と同様に乾燥した状態で断片化しており、赤色顔料と塗膜だけが残存する。

4. 分析方法

(1) X線CT調査

X線CT調査は、東北大學総合学術博物館の高出力大型標本用CT装置(コムスキヤンテクノ株式会社 ScanXmate-D180RSS270)を使用した。資料を装置内に入れ、X線管電圧:100kV、X線管電流:100μA、拡大率:2.1倍、解像度:61.5μm、積算レート:3.0f/s、プロジェクション:2000の条件で撮影を行った。断層像の再構成には、conCTexpress(有限会

社ホライトラビット)を使用した。撮影データの表示と解析は、Molcer(有限会社ホワイトラビット)とCTAn / CTvox(Bluker Skyscan1174)で行った。

(2) 塗膜分析

調査した資料は、籠胎漆器2と3の2点である。重ね塗りの構造解析と顔料の特定方法は、資料から離れていた極小破片(3mm³程度)から塗膜の断面の薄片プレパラートを作製し、生物顕微鏡(オリンパス BX51)によって透過および反射光の観察を行うとともに、電子顕微鏡(日本電子JCM-6000)を使って反射電子像の観察を、さらに、電子顕微鏡併設のエネルギー分散型蛍光X線検出装置(日本電子JED-2000)を併用し元素マッピングを行うことによった。電子顕微鏡の観察と元素マッピング条件は、低真空モード、加速電圧15kV、スイープ回数20回である。なお、薄片プレパラートは、エポキシ樹脂(BUEHLER EpoxiCure)で包埋して、精密切断機(BUEHLER IsoMet)を使って切断した後、塗膜層が透過するまで研磨して作製した。

5. 分析結果と考察

(1) 篠胎漆器1

籠胎漆器1は、永嶋により、保存修復前にレントゲン撮影(図3A)と塗膜分析が行われている。底部に見える規則正しい網目を持つものは、仮補強した時に使った補強材である。底部から腰部の編組技法は、レントゲンからは不明であるが、実体観察から網代編みと特定されている。胴部から変化し、レントゲンでもみてとれるように、ござ目編みとなっている。次に、X線CT像から構築した3DCGから、画像処理により内部構造を得ると、図3Bのようになる。保存修復時に使用したガラス繊維が全面に貼られていることがわかるが、レントゲンで確認できていた網目は確認できなくなっていた。これは、次のようなことが一因として考えられる。籠胎漆器1は、発見時から著しく脆弱な資料であったが、残存していた胎部の厚みの差により、相対的に透過率が異なっていたため、レントゲンでは網目の痕跡の像が得られた。一方で、保存修復後、すなわち、ガラス繊維や合成樹脂等で補強することで厚みと密度の

差が均一に近くなり、今回のX線CTの撮影条件では、その差が捉えられなかつたためと考えられる。図3C～Eは、図3Bの任意位置の断層像であるが、これを観察しても各部における胎の痕跡は観察できなかつた。本資料については、撮影条件の検討や装置性能の向上が編組技法の解明へと繋がるものと考えている。

(2) 篠胎漆器2

口縁部破片の断層像から構築した3DCGを示す(図4)。表面には、編組は全く見えない(図4A)。任意位置の断層像(図4B1・B2)では、網目のタテ材・ヨコ材とともに、胎の素材が完全に消失しており、空洞化していることが確認できる。この空洞部分を画像処理によって可視化した3DCGを図4C・Dに示す。空洞部分が、漆をいわば“印象型”となって、胎の形状として残っていることがわかつた。これにより、本資料胴部の編組技法は、2本越え・2本潜り・1本送りの飛びござ目編みであり、口縁の処理は、タテ材を巻きつけながら周回させている技法(巻き縁)であることが判明した。

次に、塗膜の重ね塗り構造について述べる。図5に塗膜断面(左)の生物顕微鏡による透過像と電子顕微鏡による反射電子像(右)を示す。像の下部が胎部であり、上部が表面である。透過像では、層の肉眼的な違いがわかる。反射電子像では、原子番号に依存したコントラストを示すことができ、原子番号が大きい部分ほど白い像となる。透過像の観察から、胎の素材は確認できないが、その上に、維管束植物を粉末にして漆に混ぜた木屑漆を2層塗り重ね、さらに黒色の微粒子混じり(後述)の生漆層が認められた。さらに、この生漆層は、層の色相から下層(厚さ35μm)と上層(厚さ18μm)に分けられ、2回重ね塗りしていることがわかつた。最表面に塗布された顔料は、蛍光X線分析によりFeが検出され、且つ、反射電子像の観察によりFeが検出された粒子の形状は不定形の微粒子であったことから、最表面は、ベンガラ(非パイプ状)漆層であることがわかつた。生漆層にみとめられた黒色の粒子は、反射電子像の生漆層部分が相対的にFeよりも黒く観察されることから、Feよりも軽元素の物質で成っていることがわかり、透過観察でわかつた黒の色調と併せ考え

れば、炭素由来のものであると推定した。

(3) 篠胎漆器3

篠胎漆器3についてのX線CT分析によると、胎の素材や痕跡は残存していないことから、その編組技法は分からなかつた。

塗膜の重ね塗り構造について述べる(図6)。胎の素材は、ほとんど残存しておらず詳細は不明である。また、木屑漆層も確認できず、下地塗りの技法は不明であった。わずかに残る塗膜から、生漆層が1層(10μm)認められ、篠胎漆器2の生漆層にみられた黒色の粒子はほとんど含まれていない。生漆層の上に、非パイプ状ベンガラ漆層、さらに上層(最表面)には、辰砂(HgS)を混ぜた漆層が認められた。このように異なる顔料を二層重ね塗りされた例は、顔料を施した漆器類において(器種問わず)、縄文時代後期・晚期の東北地方において時折みられ^⑥、また、重ね塗りの層序は、ベンガラが下層、辰砂が上層(最表面)となる例だけしか確認されていない。辰砂が必ず上層としているのは、その顔料の鮮やかさがベンガラよりも優れており、漆器の製作者が意匠性を意識した結果であるものと考えている。

6. 総括と今後の展望

根岸遺跡出土篠胎漆器について、X線CT調査を行った結果、篠胎漆器2について、劣化により消失した胎部分を3DCG化することで、胴部が網代編み(2本越え・2本潜り・1本送り)、口縁の処理がタテ材を巻き付けながら周回している巻き縁技法であると解明できた。篠胎漆器は、有機材料であるため、通常は劣化により分解消失してしまうもので、発見されること自体が稀である。また、本資料のように、漆塗膜が残存していても、胎の素材が完全に消失していることが多い。このような資料の技法研究に対して、従来の表面観察やレントゲン調査に加え、今回行ったX線CT調査は、あらためて有効な手段であることがわかつた。今後は調査例を増やし、縄文時代における漆器類の技法研究を網羅的に進めていく。今回の調査では明らかにならなかつた資料については、X線CT装置の解像度における性能向上と画像処理技術の向上が解決するものと考えている。

[引用・参考文献]

- 1) 北海道開拓記念館2014「文化財調査におけるX線CTの活用」シンポジウム予稿集
- 2) 永嶋正春1985「縄文時代の漆工技術－東北地方出土籠胎漆器を中心にして－」『国立歴史民俗博物館研究報告』第6集、pp.1-52
- 3) 片岡太郎・上條信彦2013「亀ヶ岡文化の漆工芸I」「冷温帯地域の遺跡資源の保存活用促進プロジェクト研究報告書2』(弘前大学人文学部北日本考古学研究センター)
- 4) 宮城県教育委員会「根岸遺跡」『宮城県は場整備関連遺跡詳細分布調査報告書(昭和55年度)』(宮城県文化財調査報告書第75集)、pp.3-56
- 5) 永嶋正春氏ご教示による
- 6) 片岡太郎・上條信彦・柴正敏・伊藤由美子・小林和貴・鈴木三男・佐々木由香・白鳥文雄・鳥越俊行2015「青森県板柳町土井(1)遺跡出土漆器類の材質同定と製作技術の解明」『考古学と自然科学』第67号、日本文化財科学会、pp.7-27



図1 根岸遺跡の位置

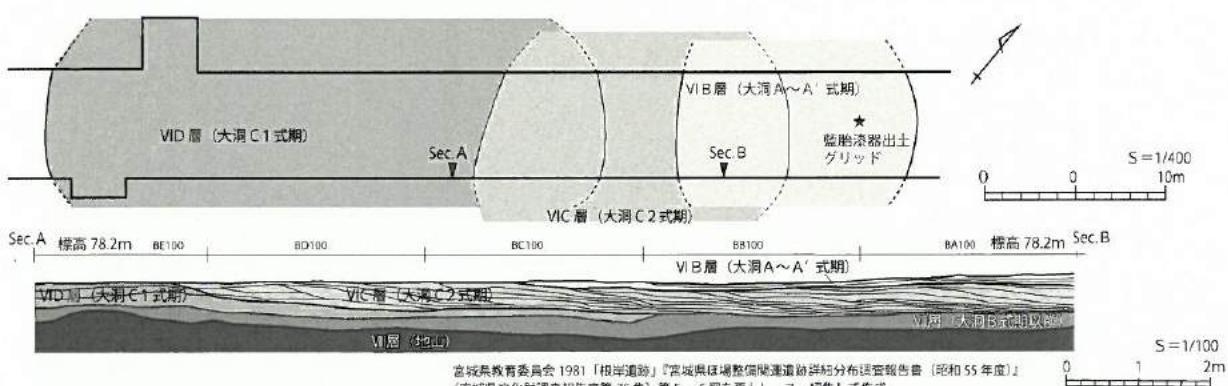


図2 根岸遺跡の縄文時代遺物包含層平面分布図と主要箇所の土層断面図



写真1 篦胎漆器1の出土状況



写真2 篚胎漆器1の現状

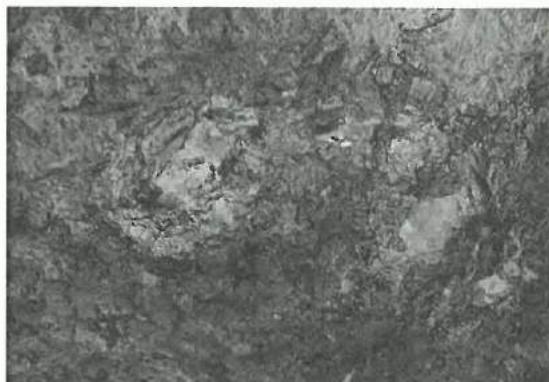


写真3 篠胎漆器2の出土状況(引用文献4より転載)



写真4 篠胎漆器2の現状

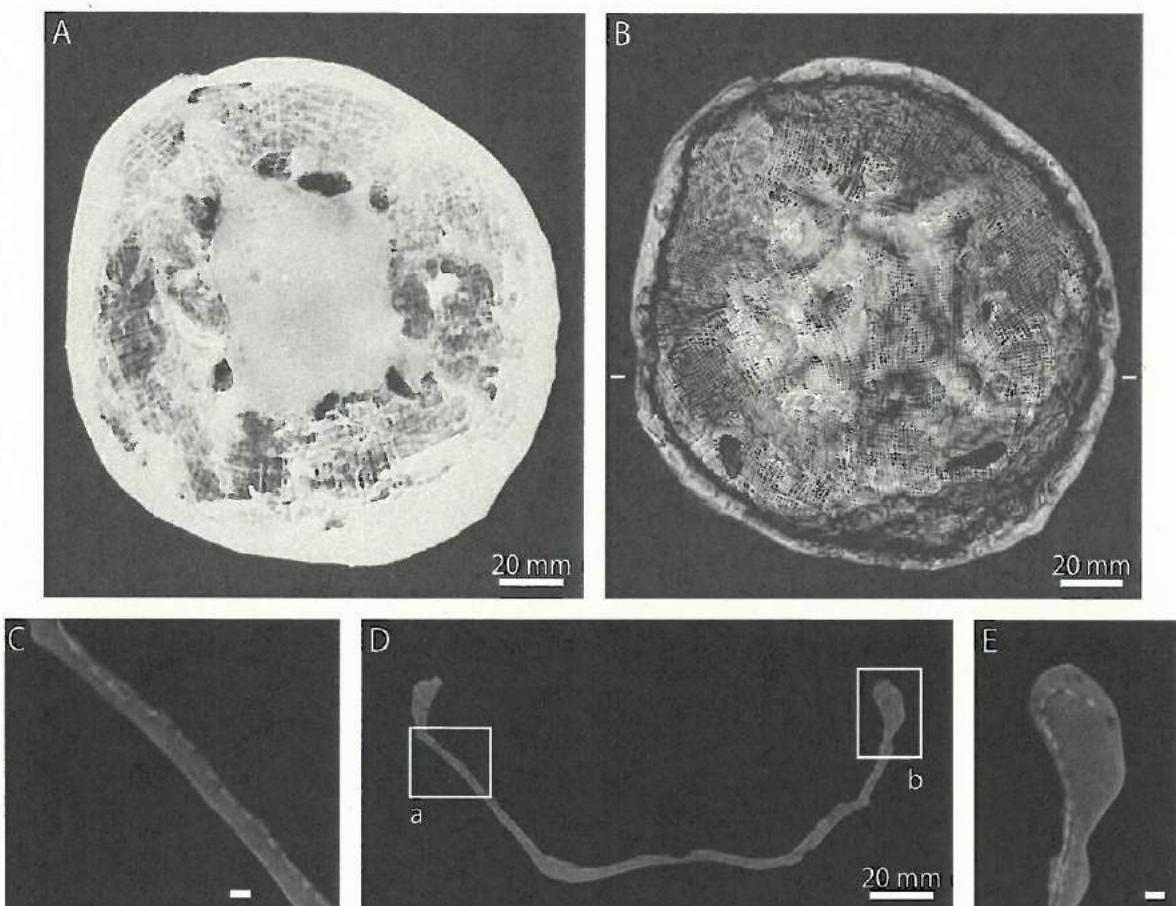


図3 篠胎漆器1のレントゲン像と断層像から構築した3DCG

A: 永鳴撮影によるレントゲン像 引用文献3の画像を使用し、原図に対して階調の反転処理を行っている。

B: 断層像から構築した3DCG 確認できる綱目は全て修復時に使用した補強材(ガラス繊維)。

C: D の断層像の胴部拡大像(a) スケールバーは2mm。白色の点線状が見えるのは修復時に使用した補強材(ガラス繊維)。編組技法は確認できない。

D: B の断面線位置における断層像 同様に、編組技法は確認できない。

E: D の断層像の口縁部拡大像(b) スケールバーは2mm。同様に、編組技法は確認できない。

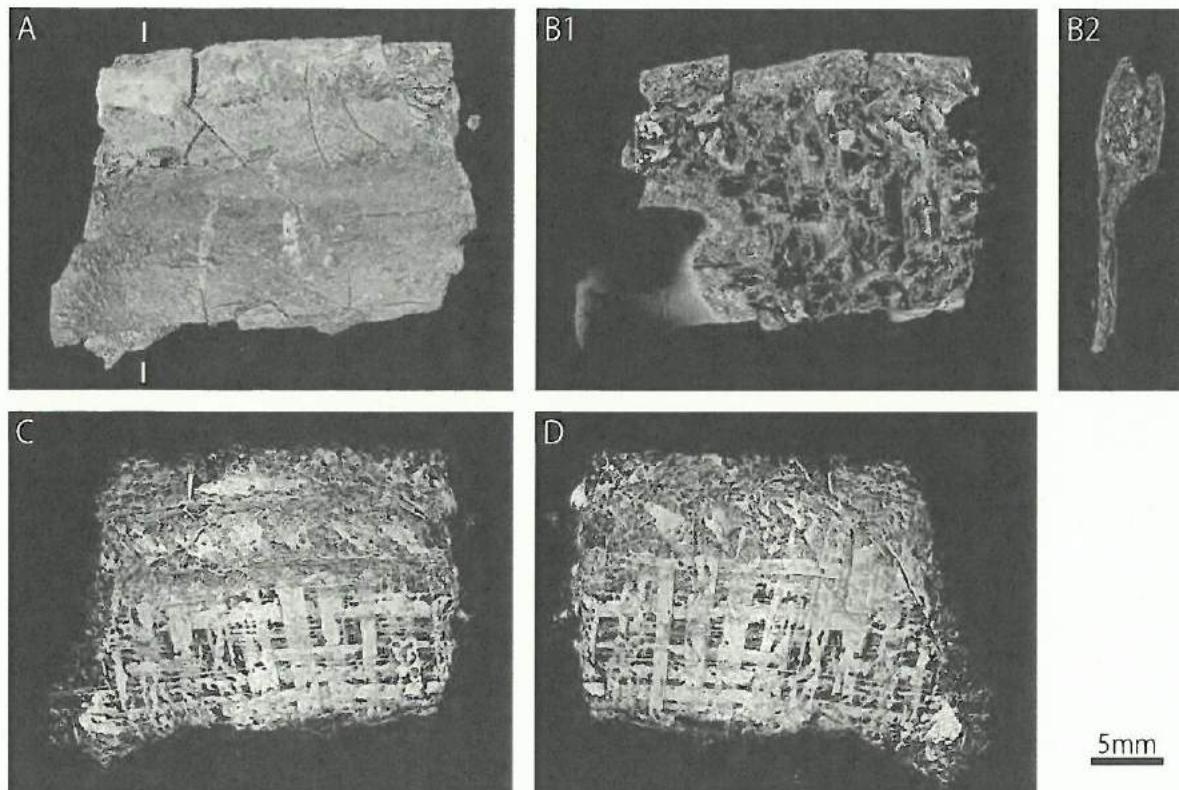


図4 蓋胎漆器2(破片)の断層像から構築した3DCG

A: 断層像から構築した表面の3DCG

B1: A の任意位置の断層像、暗い部分は空隙を示し、タテ材とヨコ材とともに消失していることがわかる。

B2: A の断面線における断層像 同様に、タテ材とヨコ材ともに消失している。

C: A の空洞部分を可視化した3DCG ほとんどが空洞化しており、形状が漆塗膜で維持している。

D: C の裏面 表面と裏面の空隙の可視化により、タテ材とヨコ材、口縁の処理法がみてとれる。



図5 蓋胎漆器2(破片)の塗膜構造 左:透過顕微鏡像、右:反射電子像。

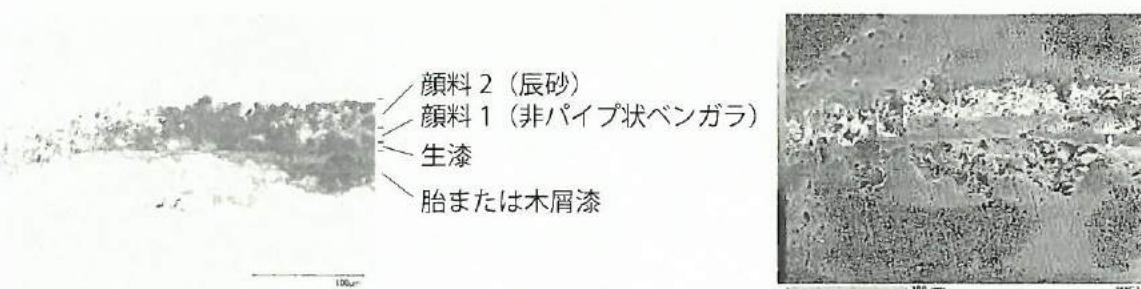


図6 左:透過顕微鏡像、右:反射電子像。反射電子像において最も白い部分がHgが検出された部分。

御野馬を喰う狼、狼を毒殺する狼取

—「盛岡藩御用入所日記 雜書」から—

村上一馬(東北歴史博物館)

- 一 御野馬の被害
- 二 狼の捕獲
- 三 狼取の活躍

はじめに

一夜中狼に逢ふ時には、狼殿油断なく鹿を追ふて下されといんぎんに挨拶して通る事なり—(東遊雜記) (1)

天明八年(一七八八)、仙台藩の登米郡狼河原(現東和町)を通つた古川古松軒が地元の人から聞いた話を、このように書いている。農作物を荒らす鹿を追う狼に敬語で接しているという証言は、人と狼との平和な共存を示唆するものとしてたびたび引用される。明治期に行われていた狼祭(オイノマツリ)も狼を敬して遇する行事として着目された²⁾。だが、この状況が広く江戸時代にあてはめられるのだろうか。これまで狼の研究は民俗学が先行してきたが、それは明治以降の人から聞き取った話をもとに考証されてきた³⁾。しかし、既に明治期には狼は姿を消しつつある稀な動物になつていたことを考慮すべきであろう。

盛岡藩の記録を辿ると、人と狼との関係が平和なものとはほど遠く、互いに激烈な生存競争を繰り広げていた状況が見えてくるのである。先に、

「盛岡藩家老席日記 雜書」(以下「家老席雑書」と略記する)をもとにして、盛岡藩における狼の人身被害を考察した⁴⁾。「家老席雑書」は盛岡藩の家の執務日誌であり、領民の火事や事故なども記載されている。この中には狼による死傷者八九人が記録され、その大半はこどもであった。年代では宝永元年(一七〇四)までが八九%(七九人)を占め、それ以降の被害は少ない。

同様の傾向は弘前藩でも見られる。「弘前藩 府国日記」(以下「府国日記」と略記する)には死傷者八三人が記録され、やはり大半がこどもである。年代は盛岡藩より少し後年まで続くが、享保一四年(一七二九)までが八三%(六九人)を占め、それ以降の被害は少ない⁵⁾。

こうした人身被害に対して藩側は積極的に狼を駆除していた。「家老席雑書」には狼一〇五疋(匹・頭)の捕獲記録があり、そのうち宝永八年までが七六%(八〇疋)を占める。「府国日記」には狼七三疋の捕獲記録があり、そのうち享保一四年までが八八%(六四疋)を占める⁶⁾。

盛岡藩と弘前藩はいずれも、狼の人身被害と狼の捕獲が宝永・享保までに集中し、一八世紀半ばから少なくなる。「家老席雑書」や「府国日記」という両藩の藩日記によれば、狼ととの衝突は一八世紀前半までに収束していくことが読み取れる。しかし、馬が狼に襲われたという被害記録は一八世紀後半まで続いている。それが一九世紀には減つていき、明治期に入ると青森県や岩手県内で狼の姿を見かける機会は稀になり、やがて絶滅していった⁷⁾。一八世紀前半からの百年間は狼と人や馬とが対立した最後の時期であつたと考えられるが、その対立の構図を享保以降の記録から盛岡藩の御野(藩営の牧場)の馬と狼の関係を考えてみたい。

盛岡藩では用人が御野を管掌しており、その執務日誌「盛岡藩御用入所日記 雜書」には御野馬の被害が克明に記録されている。この「盛岡藩御用入所日記 雜書」(以下「用人所雑書」と略記する)は享保三年(明治二年)(一七一八)一八六九の一〇〇冊が現存し(もりおか歴史文化館所蔵)⁸⁾、それに記載された狼の記録をもとに考察したい。なお、「用人所雑書」か

らの引用は出典を略して、記載日条のみを記す。

一 御野馬の被害

(一) 嵐の夜に狼が襲う

盛岡藩において狼が人を喰い殺したという記録は宝永元年を最後に、それ以降のものが見出されない⁽¹⁾。しかし、その後も狼が馬を喰い殺したという記録は頻出する。人を襲うことが減つたとしても、狼が人の飼育する馬に遠慮していたわけではない。

[史料1] 享保六年閏七月四日条

一、青毛駒当才老疋 大間野

右ハ七月十三日之晚、大風雨、其上きりふかく四方見得不申候所ニ一里塚台ニて狼ニ損被懸、色々養情⁽²⁾とても不叶、同廿日落候由(後略)

この年生まれた一歳の駒(牡馬)が大間野で狼に傷つけられ、養生の甲斐なく死亡(落)した。襲われたのは大風雨で霧が深く、周囲が見えない晩のことである。

この二ヶ月後にも同じ大間野で、一歳の駒(牡馬)が大風雨で周囲が見えないとき、狼に首を激しく喰われて死亡している(享保六年九月二日条)。奥戸野でも同様の被害があり、享保八年二月、日没後の大風雨に乘じて狼が馬を襲撃した。このとき狼に馬が「追散」されて、母駒三疋(八歳・四歳・七歳)と駒二疋(二歳・一歳)が雪溜まりや水溜まりに追い落とされた。このため怪我を負い、数日以内に死亡している(享保八年三月七日条)。狼は「大雨」という悪天候と暗闇に乘じて御野馬を襲っていた。群れを追い散し、雪や水溜まりに馬五疋を追い落とすというのは、一疋狼ではなく、群れを成した狼の仕業であろう。

右記の馬は負傷後に死亡しており、馬は怪我に弱く、とりわけ脚の負傷



は致命的であった。これらの記録は、被害に気付いた野守らが馬の手当てをしたが、養生の甲斐なく死亡したことを野馬別当に報告したものである。だが、狼の目的は怪我を負わせることではなく、馬を捕食することであつた。したがつて、発見が遅れると馬は喰い荒されてしまい、屍体の一部しか残つていないとなる。たとえば、宝暦九年(一七五九)に奥戸野で駒一疋と駒四疋(いずれも当歳)が「狼ニ被取、屍喰散」されている。このとき三疋は爪先のみ、足三本のみ、頭のみが残り、二疋は「屍不残喰散候」とある(宝暦九年六月二日条)。この他にも、「散々喰散」されて、屍体で残るのは前脚のみ、片耳のみ、頭骨のみ、尾のみなどという記録が散見される⁽³⁾。このように屍体の大半を狼に喰われた馬は二疋にのぼる。

これらの記録から、狼が馬を食べるためには襲つていたことは明らかである。また、とくに屍体の喰われた部位を示さずに、単に「狼被取候」とだけ書かれたものが多い。文字通りに解釈すれば、狼に取られたということは、屍体を奪われて喰われたということであろう。

盛岡藩では領内九ヶ所の御野(九牧、図1⁽⁴⁾)の全体を用人が管掌していた。用人の下には九牧を統括する野馬別当(三戸町、一人)がいて、その配下に馬責(調教師、三人)、馬医(二人)などが置かれ、各御野には野守が一二人いた⁽⁵⁾。こうした職掌の中で、御野馬を最前線で保護、監督していたのが野守である。御野馬が死亡すれば、狼によるところに関わらず野馬別当に報告され、死亡した証拠品として馬の尾や髪・耳の提出が義務

付けられていた。このため、「散々喰散」されて尾や髪・耳を回収できな場合は、その事由を説明する必要があつたわけである。

(二) 鹿を取り上げられる狼

狼は馬や人など喰わなくても、野生の鹿を喰う機会に恵まれていたのはなかつたのだろうか。一七世紀、盛岡藩領には数多くの鹿が棲息していたからである。

藩主（南部重直）による「御鹿獵・御鹿狩」では慶安二年（一六四九）に栗屋川^川の檜木沢（現滝沢市）で一六二〇疋、明暦二年（一六五六）に欠之山（現盛岡市）で一七〇一疋、明暦四年に松屋敷山（現盛岡市）で一二〇三疋の鹿を捕獲している¹³。一度の巻き狩りで千疋以上の鹿が獲れるほど、盛岡城の近くに数多くの鹿が棲息していた。こうした鹿を狼が捕食していれば、人間との軋轢は顯在化しなかつたのではないだろうか。そう想像したいところだが、実は狼であつても好きなだけ鹿を食べられるわけではなかつた。盛岡藩では鹿の捕獲を藩が厳しく管理しており¹⁴、一般的の領民が自由に獲ることは許されなかつた¹⁵。鹿の密獵を見張る鹿横目という役人まで置かれ、元禄三年（一六九〇）に鹿を密獵（鹿盜討）した領民五人が打ち首になつてゐる（元禄三年二月一〇日条）。無許可の鉄砲（盜鉄炮）で鹿を討つた領民が鹿横目から摘發されて、処刑（成敗）されたこともあらざる¹⁶。

そして、狼が鹿を喰うことも阻まれていた。鹿横目が派遣した代官手代などが狼から鹿を取り上げて、上納しているのである¹⁷。せつかく狼が鹿を獲つても、それを盛岡藩の役人が回収してしまう。狼にも鹿を喰わせたくないというほど、藩側の専有ぶりは徹底していた。もとより百姓にとつて鹿は田畠を荒らす害獸であり、その鹿を喰う狼は益獸として重宝されてしかるべきである。しかし、藩側は狼が鹿を喰うことを邪魔していた。のちの御鹿狩では捕獲数は激減しており、鹿の棲息数そのものも大きく減つていたようである。宝永二年（一七〇五）に、山々で鹿を探し廻つた

が「鹿一切見得不申候」と報告されている¹⁸。一七世紀には大量の鹿が捕獲されていたが、一八世紀に入ると城下では鹿を見られなくなつてゐた。鹿を獲つても人に取り上げられ、密かに喰う鹿も減つていたのであれば、飢えた狼が馬を襲おうとするのも理解できよう。

(三) 屍体を喰い散らす狼

狼に襲われた馬は、発見が遅れて屍体が喰い散らされているものと、怪我を負つて手当後に死亡したものとがあつた。もとより、狼の目的は馬を殺すことではなく、その肉を食糧として喰うことであつた。馬が死んでも、屍体が回収されて馬肉にありつけないのであれば、空腹を満たすまで襲撃を続ける必要があつたのかもしれない。だが、「散々喰散」などして、屍体の多くが喰われたのは殺された馬の九%（二七九疋のうち二六疋）に限られる（先述）。その他は「狼被取候」とか「狼ニ被喰、死馬相成候」などとあり、その多くは尾・髪・耳を提出したことが報告されている。こうした屍体は検分を受けるまでに喰われた部位は少なかつたと思われる。

それでは、死亡検分をして尾・髪・耳などを切り取つた後は、残りの屍体をどうしたのだろうか。焼却したり、土中深くに埋めるには労力を要するので、近くの目立たない場所へ移す程度で、そのまま放置されるものもあつた。その屍体は当然、狼に狙われるので、それを逆手にして毒薬が使われた。野守などが「死馬」に毒薬を仕懸けて狼を獲つていたのである（後述）¹⁹。

人間の子どもも狼に襲われたが、その肉が喰われたという記録は少ない。盛岡藩では狼による人身被害が八九人記録されてゐたが、そのうち死亡は二三人、行方不明は四人であつた²⁰。行方不明者が狼に掠されたのなら、喰い殺されて、屍体の大半が食べられたと考えてよいであろう。しかし、死亡者の遺体は速やかに回収されており、遺体の一部が喰いちぎられたといふものもない。すると、狼が人を襲い、その肉を喰うことができたのは行方不明者に限られ、被害者の四%（八九人中四人）に過ぎない。

同様のことが弘前藩でも言える。弘前藩では狼による人身被害が八三人記録され、このうち死亡が三七人、行方不明が五人であった⁽²¹⁾。死亡者のなかには片足だけが残る屍体や右肩と左手足だけが残る屍体の二人も記録されている⁽²²⁾。行方不明者の屍体も食べられたとすると、あわせて七人の人肉が狼に喰われたことになる。これは死傷者の8%にあたり、盛岡藩の比率よりやや高いが、それでも死傷者のうちで一部に限られている⁽²³⁾。盛岡藩・弘前藩ではそれぞれ八〇人以上が狼に襲われて死傷していたが、そのうち人肉を喰われたのは数%であった。狼にとつて人は効率の良い捕食対象とは言えない。人の屍体は土中に埋葬されたから、それを喰うには屍体を掘り起こす必要があった。それを防ぐために、かつて土葬墓には狼除けを設置することが広く行われ⁽²⁴⁾、おそらく盛岡藩や弘前藩にも普及していたのであろう。人の屍体は馬の屍体よりも丁重に扱われたに違いない、狼にとつては人よりも馬の屍体を食べるほうが容易であったと思われる。

(四) 御野馬被害の傾向

狼による御野馬の被害はどれほどの数に及ぶのだろうか。「用人所雜書」には大半の被害が記録されていると思われるが、その全日条から馬の被害を拾い上げてみた。

すると、狼に襲われて死亡した馬は享保三年～明和四年（一七一八～一七六七）の五〇年間（欠本を除いた記録年は三一ヶ年）に、二七九疋（二八四件）が記録されていた⁽²⁵⁾。これ以降に怪我を負った記録はあるが、死亡記録は安政二年の一件のみである（後述）。その一覧を表1（馬の狼被害記録）に示したが、被害の多くが一、二歳の馬である。二歳になると野取りされて御野（牧）から引き揚げられるが、それ以前の飼育中に狼に襲われていた。死亡二七九疋の内訳は駄（牝馬）二二六疋、母駄（乳馬）六八疋、駒（牡馬）五七疋、父馬（種馬）一二疋、不明一六疋である⁽²⁶⁾。不明分を除いた七四%（一九四疋）が牝（駄・母駄）であり、被害が牝に偏っている。

当歳（一歳、その年生まれた馬）を比べても駄の八一疋に対し、駒は三八疋である。これは狼が牝（駄）を好んで襲つたというよりも、野守の監視や保護が牡（駒）を優先したからであろう。南部駒は藩にとつての重要な产品であり、幕府に献上されるだけでなく、幕府が御用馬として毎年買上げるなど、非常に重用されていたからである⁽²⁷⁾。

九牧の御野ごとの被害数は、北から大間野四一疋・奥戸野四八疋・有戸（蟻渡）野一六疋・木崎野一八疋・又重野四一疋・相内野二一疋・住谷野一六疋・北野四七疋・三崎野三〇疋である。このようには被害は各御野に散在していた。年ごとの被害（死亡）数を表2（馬の狼被害数）に示したが、年による差が著しいことがわかる。大きな山が享保六～一六年（計一三八疋）、小さな山が宝暦三～一〇年（計七八疋）に見られる⁽²⁸⁾。傾向としては、享保年間に被害が顕在化したが、いったん元文～延享年間に沈静化したのち宝暦年間に漸増している。「用人所雜書」は宝暦・明和年間に欠本が少なく⁽²⁹⁾、この間に御野馬の記載基準に変化が認められないでの、宝暦・明和年間の傾向分析は信頼できる。

表2 馬の狼被害（死亡）数

年号（西暦）	被害数
享保3(1718)	2
享保4(1719)	3
享保6(1721)	15
享保7(1722)	2
享保8(1723)	47
享保9(1724)	26
享保11(1726)	32
享保16(1731)	16
享保19(1734)	5
享保20(1735)	1
元文2(1737)	7
元文3(1738)	1
元文4(1739)	2
寛保1(1741)	1
寛保3(1743)	7
延享4(1747)	4
宝暦1(1751)	4
宝暦2(1752)	1
宝暦3(1753)	24
宝暦5(1755)	7
宝暦6(1756)	1
宝暦7(1757)	12
宝暦8(1758)	16
宝暦9(1759)	10
宝暦10(1760)	8
宝暦11(1761)	3
宝暦12(1762)	2
明和1(1764)	2
明和2(1765)	1
明和3(1766)	10
明和4(1767)	7
計	279

（一）は欠本が多いので注意を要するが、一九世紀には被害が沈静化していきことが窺われる。

（五）狼荒の収束

ただし、領内から狼が消えたわけではなく、文化五年（一八〇八）に「狼荒」（狼による被害）で怪我人が出ており³³、御野の狼荒も文化年間以降（一八〇四）に続いていた³⁴。それでも、一九世紀には御野馬が狼に喰い殺されることが減り、狼荒は散発的に起きただけになっていた。限られた事例として、文政七年（一八二四）と天保一一年（一八四〇）に「狼荒出」て、北野・三崎野・木崎野で数十疋の御野馬が「狼ニ被懸候」とある³⁵。やがて、その狼荒も收まり、嘉永三年（一八五〇）に木崎野の野守が御野馬の保護に出精したことを認められている。この野守には褒美金三百疋（錢三貫文）が付与され、嘉永六年と安政元年にも同じく褒美が付与されている³⁶。

しかし、三崎野では狼荒に見舞われていた。それが次の史料2である。

〔史料2〕安政二年七月三日条

野田通三崎御野江近年狼荒入、昨年茂御野馬式拾六疋有之候所、同年十一月ヨリ当三月迄死馬九疋程有之、主ニ狼懸ニ御座候、依之残御馬北御野江御足入、三崎御野者五ヶ年中御休野ニ被仰付候而者如何可有之哉、此段奉伺候、以上

三崎野の狼荒で安政元年一月（翌二年二月）に御野馬二六疋のうち九疋が死亡した。これは主に狼が襲い懸つたためである。そこで、三崎野の御野馬を北隣りの北野へ移し、三崎野を五年間休止するように野馬役（野馬別当の後任）が申請した³⁷。

これが用人から了承されて、御野馬は移されたが、幕末の安政になつても狼被害が消滅していたわけではなかつた。ただし、被害のあつた御野か

ら隣りの御野へ馬を移すことができたのは、狼荒が局所的なものになつていたからに違いない。享保～明和年間には領内九牧の各所で狼被害があつたから、別の御野へ馬を移しても効果は期待できなかつた。それが安政に可能となつたのは、狼の棲息地が限定されていたからと考えられる。

狼荒は享保・宝暦年間に猛威を振るつたが、それが一九世紀には数えるほどになり、狼の棲息も限られるものになつていていた。また、この頃から武州三峯山へ狼退散のために参詣している。嘉永五年（慶応二年）（一八五二）（一八五六）に木崎野・北野の野守やその名代が参詣したことが記録されている³⁸。周知のとおり、武藏国、秩父の三峯山は狼を眷属とする三峯信仰の本拠であり、関東・甲信越では近世中期から猪鹿除け・火災盜難除けの信仰を集めてきた³⁹。これに對して、盛岡藩では狼荒が収束しつつあつた時代に野守の三峯信仰が記録されるようになつてゐるのは興味深い。

二 狼の捕獲

（一）狼を鉄砲で討ち留める

「家老席雜書」には盛岡藩で多くの狼を捕獲（捕殺）していたことが記録されていたが、その多くは宝永年間までのものであつた。しかし、宝永までに狼荒が収束していただけではなく、享保以降も狼が御野馬を襲つていたことが「用人所雜書」に数多く記録されていた。そうした狼を人が見過ごしていただけではなく、被害の防除に躍起になつていていた。御野馬が狼に襲われれば、狼の駆除が要請されることになる。

〔史料3〕享保三年一月二七日条

一、五戸御代官所木崎野・又重野狼殊外荒、御野馬數疋被取候付、只今雪之内狼討被仰付候様ニ仕度旨、御代官申出候付、其段御家老中江申上候處、御鳥討鳥谷^{（前題）}右衛門江被仰付、御家老中より今日被申越候付、狼討留候者狼者此方仲間へ遣候様ニ以書状申遣之

五戸代官所の木崎野と又重野の狼がひどく荒れて、御野馬が数疋取られたり。雪のある今のうちに狼を射殺（「狼討」）するようになると代官から申し出があり、それを家老へ上申した。そこで、家老が鳥討の給人（鳥谷部弥右衛門）に射殺を命じ、狼を射殺したら用人所（「此方仲間」）へ運ぶようにと書状で指示した、とある。³⁹⁾

つづいて狼討のため四人の給人（所給人）が増派され、そのうち二人が木崎野と又重野で狼を一疋ずつ討ち上げて、御鷹部屋へ運んでいる。⁴⁰⁾ このあとも狼の射殺（「討留」）は続き、給人によつて享保三年一二月より翌年一月に計九疋の狼が射殺された⁴¹⁾。

狼の肉は鷹の餌にされたが、のちに狼の皮と牙だけを貯所へ運ぶようになつた（史料4）。⁴²⁾ 文化一四年に再び御鷹部屋へ運ぶことになつたが、御用もなく川へ捨てているので、持参されても「迷惑」であるとして、各代官が処理することになった（文政四年正月一九日条）。これ以前も皮や牙を利用した記録は見られず、当時の盛岡城では粗末な扱いを受けていたようである。⁴³⁾

（二）狼を燐べ殺す

「用人所雜書」によると、享保八年までに狼を捕獲していたのは給人、鳥見や野馬別当など藩の役人であった。それが、享保九年以降は百姓、野守や獵師・マタギなどの領民が捕獲するようになる。

[史料4] 享保九年閏四月二八日条

一、野田御代官所ニ而狼左之通取候由申来ル

一、大狼一頭 野田村獵師 兵四郎

右者鐵炮ニ而討留候由

一、子狼六頭 二升石村御百姓 新五郎

右者ふすへ殺候由

大芦村御百姓

万右衛門

右同断

野田村御百姓 才三郎

一、同 一頭 又十郎

三崎御野守

右者鐵炮ニ而討留候由

狼數 都合拾四頭

右之通取候由、尤皮者御貯所ヘ銘々遣候旨、御代官中ヨリ申来ル
(後略)

野田（現野田村）代官所から狼一四頭（疋）の捕獲が報告された。獵師と

野守が鐵砲で大狼（牡狼か）四頭を射殺し、百姓三人が子狼一〇頭を煙で「ふすへ殺」した。この皮を貯所に各々が提出したことを代官が報告した、とある。

煙で燐べ殺すという捕獲法は前年の享保八年に百姓に指示されていた（享保八年八月一日条）。享保八年は御野馬の死亡被害が最多（四七疋）の年であり（表2）、抜本的な対策が必要となつた。給人などの「御鐵炮討」は主に被害後に派遣されたから、予防効果が薄かつた。そこで、狼の巣穴を見付け次第、百姓に「ふすへさせ」ることにした。その際には火がほかへ漏れないようにし、今後は狼の穴を見落とさぬように注意せよ、と指示していた。翌九年にも同様の指示が御野馬のある代官所に出され⁴⁴⁾、それから間もなく史料4の通りに捕獲が報告された。狼は春に子を産み巣穴で育てるが、その巣穴を煙で燐して捕獲する手法が推奨されたわけである。こうした指示が奏功し、狼捕獲数が享保八年にわずか二疋であったのが、

同九年は五九疋、同一一年は一〇五疋へと激増している(後述、表4)。たとえば野田村の獵師四人が「狼巣籠母子ともに六疋」を捕獲するなど、狼の巣穴を見つけては一網打尽にしていた。子狼二三疋と一五疋の捕獲記録もあり、まさに狼の殲滅が図られていた^⑤。となりの八戸藩でも、巣穴の子狼九疋を捕えて大穴を掘って入れて置き、そこに母狼が入ったのを捕えた、という記録がある^⑥。巣穴の子狼は手づかみでも獲れるので、特別の狩猟具を持たない百姓でも可能であつた^⑦。こうした手法によって、狼を根絶やしにするべく容赦ない駆除が行われた。

(三) 戰のオツソ

盛岡藩の特徴に挙げられるのが、オツソで狼を捕獲していたことである。このオツソはオソ、ヒラとも呼ばれる木製の罠であり、径二・四寸ほどの木を格子に組んだ筏に重石を置く。その下を通る獸が綱に足を掛けると、留め具が外れて上から筏が落して獸を圧殺する仕掛けである^⑧。この落下式圧殺罠を狼の通り道に仕掛けて捕獲していた。

「家老席雜書」にも古くから記録があり、正保三年(一六四六)・明暦四年(一六五八)・延宝七年(一六七九)に狼を「おつそ・をつそ」で捕獲していた^⑨。盛岡藩から分かれた八戸藩でも延宝三年・同六年に「おつそ」で狼を捕獲していた^⑩。

「用人所雜書」にも享保三年に住谷野で狼一疋を「おつそニ而留候」とあり、同八年にも相内野で女狼一疋を「おつそニ而取上候」とある。双方ともに狼皮を上納して、褒美を付与されており^⑪、オツソで狼を獲るとが公的に認められていた。「南部藩御野馬別當御用留」にも宝暦一〇年(一七六〇)と同一二年に狼を獲るために「おつそ」を仕掛けた記録がある^⑫。このオツソ(ヒラ)は、熊を獲る罠として広く使われており、弘前藩・秋田藩・会津藩などの獵師(マタギ)の記録にも散見される^⑬。それを盛岡藩では狼に使っていたというのが興味深い。

こうして盛岡藩では鉄砲で射殺したり、燐し殺したり、罠のオツソで压

殺するなどして狼を捕獲していた。こうした捕獲方法が宝暦以降は毒殺という方法に取つて代わる。それを得意としたのが「狼取」という狼捕獲専門家である^⑭。

(四) 狼捕獲の傾向

狼の主な捕獲者は時代によつて変わり、はじめ給人などの役人であったのが、享保九年に百姓や獵師・マタギなどの領民になり、同一一年からは狼取という専門家が主体となる。こうした狼の捕獲を分析するために「用人所雜書」から狼の捕獲記録を拾い上げて、それを表3(狼の捕獲記録)にまとめた。そこには、享保三年(明和六年)(一七一八)～(一七六九)の半世紀に四五一疋の狼捕獲記録がある。この他に宝永七年(一七一〇)と文化九年(一八二二)の二疋を含めると、合計四五三疋(一七六件)が記録されている。

この四五三疋の捕獲年を見ると(表4狼の捕獲数)、享保九年の五九疋と同一一年の一〇五疋が突出しており^⑮、寛保元年(宝暦八年)(一七四一)(一七五八)には年間數疋に減るが、宝暦一〇年に三一疋、同一一年に二二疋と漸増している。御野馬の被害と同様に、狼の捕獲も享保と宝暦に多い。その年は御野馬と狼で少しずれがあるが、御野馬と狼の衝突が享保と宝暦に激化していたと言える。

年によつて大きく増減しているが、明和七年以降は文化九年の一疋のみである。領内の狼捕獲がすべて「用人所雜書」に記載されているわけではないが、一九世紀には狼の捕獲が減つたと考えて大過ないであろう^⑯。

年号(西暦)	捕獲数	小計
宝永7(1710)	1	1
享保3(1718)	12	
享保4(1719)	6	
享保8(1723)	2	
享保9(1724)	59	
享保11(1726)	105	
享保16(1731)	26	
享保19(1734)	17	
享保20(1735)	11	
元文2(1737)	28	
元文3(1738)	7	
元文4(1739)	20	
寛保1(1741)	5	
寛保2(1742)	4	
寛保3(1743)	3	
延享1(1744)	2	
延享4(1747)	1	
宝暦1(1751)	4	
宝暦2(1752)	3	
宝暦3(1753)	3	
宝暦5(1755)	7	
宝暦8(1758)	2	
宝暦9(1759)	10	
宝暦10(1760)	31	
宝暦11(1761)	22	
宝暦12(1762)	10	
明和1(1764)	8	
明和2(1765)	6	
明和3(1766)	13	
明和4(1767)	12	
明和5(1768)	8	
明和6(1769)	4	
文化9(1812)	1	1
計	453	

一八世紀に甚大な被害を与えていた狼が、一九世紀には駆逐されて、棲息のものが減つていたようである。

狼の捕獲場所の内訳は北から大間野七疋、奥戸野三疋、有戸野二疋、木崎野九疋、又重野四疋、相内野七疋、住谷野四疋、北野二六疋、三崎野八疋、村内一三疋、ほか八疋、不明二九四疋の計四五三疋である。御野で計一三八疋であり、捕獲場所が明記されたものの大半が御野である。

御野馬の被害は九牧に散在していたが（先述）、狼捕獲は三崎野に六二%が集中している。この三崎野の大半は清之丞という狼取によるものである。

捕獲地点は明記されていないが、それを取り扱った代官所ごとの捕獲数を見ると、田名部二五疋（六%）・七戸八疋（二%）・五戸九〇疋（二〇%）・戸二七疋（六%）・野田二三六疋（五二%）・ほか六七疋（一五%）である。

野田代官所が取り扱った狼捕獲が過半を占める。やはり清之丞がいた北野、三崎野のある野田代官所管内に多い。盛岡藩では享保～明和の半世紀に年間平均一四・五疋が捕獲されていた。この大半は御野かその近辺で捕獲されたものであり、御野馬を守るために多くの狼が駆除されていたわけである。

狼捕獲者の内訳は、狼取（その子も含む）二〇四疋、野守（その子も含む）三七疋、獵師（マタギ）二八疋、給人・鳥見等一八疋、百姓四五疋、村民（百姓）等の表記のない者）七六疋、不明四二疋である（表3）。村民の多くは百姓かその家族、親戚などであろうから、その数も百姓に加えると、百姓は一二一疋となる（^④）。

この百姓（村民含む）は二八ヶ村の四五名であり、この四五名が狼一二一疋を捕獲していた。それに対して二〇四疋を獲った狼取は何名であったのか。捕獲記録のある狼取を列挙すると、野田代官所管内には清之丞と子の新平のほかに清次郎がいて、沼宮内代官所管内には清吉と子の清十郎、孫の清八がいた（^⑤）。以上の六名が狼取のすべてであり、わずか六名の狼取が二〇四疋を獲っていた。これは捕獲者不明分を除いた四一一疋の五〇%に当たる。狼取は野守に捕獲の指導をしており（後述）、捕獲実

績の過半は狼取によるものであった（^⑥）。

この狼取の捕獲数は清之丞が一五二疋、新平が七疋、清次郎が二疋、清吉が一八疋、清十郎が一九疋、清八が六疋であった。その実績には格差があり、なかでも突出しているのが清之丞であった。

三 狼取の活躍

（一）野田と沼宮内の狼取

盛岡藩の特徴として、狼捕獲の専門家である「狼取」がいたことを挙げられる。「用人所雜書」にある「狼取」の初出は次の記録である（^⑦）。

〔史料5〕享保一年正月一五日条

一、沼宮内狼取清之丞江先達而御預被成候御鉄炮御目付所江差出候由、野田御代官中ヨリ書状を以訴之

沼宮内（現岩手町）の狼取、清之丞が以前に貸与された鉄砲を目付所へ返却し、それを野田の代官が報告した。これは清之丞が沼宮内代官所管内から野田代官所管内へ転居したことによると思われる。この「狼取」の表記が弘化二年（一八四五）まで「用人所雜書」に頻出する（弘化二年一二月一日条など）。

清之丞の名前は享保一年～文化一〇年（一七二六～一八一三）に見える。

この間に子の新平の名前も宝暦二年～明和四年（一七六二～一七六七）に見え、清之丞が病死した安永二年（一七七三）以降にも清之丞の名前は現れるので、子の新平が清之丞を襲名したのである（^⑧）。はじめ清之丞は沼宮内の狼取とあつたが、享保一年以降は野田代官所管内、宇部村（現久慈市）の狼取として記録されている（^⑨）。この宇部村を本拠として、野田の三崎野やその近辺などで狼を捕獲していた。この清之丞と新平の親子が合わせて一五九疋の狼を捕獲していた。これは狼取六名が捕獲した

二〇四疋の七八%にあたる。一五九疋のうち最後の一疋（文化九年）を除くと、享保一年（明和六年）（一七二六）～（一七六九）の四四年間に獲つたものである。

野田には清之丞の他に清次郎という狼取もいた。この清次郎は清之丞と共同（申合）で狼を捕獲したことがある。また、清之丞の病死後、代わりの狼取として年に米三駄（六俵、二石二斗五升）が支給されている（後述）。ただし清次郎の記録は短期間（宝曆九年～安永三年「一七五九」～「一七七四」）で消える。

野田の清之丞と双璧をなすのが沼宮内の清吉・清十郎・清八である。

〔史料6〕享保一年五月二八日条

一、住谷・相内野殊之外狼荒、当才とも被取候段、石井新三郎ヨリ申来候付、沼宮内御代官所ニ清吉と申者、狼能取候段被及御聞、右清吉儀、狼取為被遣候（中略）

一、狼取清吉、此度被遣候間、御擬^{（あてがい）}儀、清之丞被下置候御擬半減ニ而相勤候（中略）兩御野之内狼荒候ハ、清吉申付、為取候様ニ申遣之、

右清吉、逗留中籠笠代・一日昼雜用代・藥代共二八拾文積被下候筈也

住谷野と相内野で激しい狼荒があり、当才馬が取られたと石井新三郎（野馬別當）から報告があつた。沼宮内代官所管内に清吉という狼をよく獲る者がいると聞き及んだので、その清吉を狼取として派遣する。そこで、狼取の清之丞に付与してきた給与（擬^{（あてがい）}）を半分に減らし、残りの半分を支給する。両野で狼荒があれば、清吉に狼を獲らせる。清吉の逗留中は籠笠代・雜用代・藥代などとして、一日八〇文を支給することになる、とある。

このように、清之丞と同じく享保一年から沼宮内の清吉の記録が現れる。狼をよく獲っている（狼能取）という実績を見込まれて、清吉も「狼取」として任用された。すでに清之丞は狼取として一日一六〇文ずつ（一日百八拾文苑）の旅籠代・藥代を支給されていたが（享保一年二月二三日

条）、それを八〇文ずつに二人で折半することで、清吉も新たに狼取として任用されたわけである。

清吉は元文四年（一七三九）に病死するが、延享四年（一七四七）に子の清十郎が「私親清吉時分ヨリ狼取御用三十餘年」勤めてきたと訴えて、扶助を申請している（後述）。延享四年の三〇年前は宝永四年（一七〇七）にあたる。この訴えが事実なら、清吉は狼取を任命された享保一年の二〇年前から狼を捕獲していたことになる。

清十郎の名前は宝曆六年（一七五六）で途絶えるが、同年に狼取、清八の名前が現れる。この清八が署名した覚書に「狼取清十郎子、清八」とあり、別の記録には「狼取清十郎、親清吉」「狼取清八、祖父清吉」と書かれている。すなわち、清吉（祖父）→清十郎（父）→清八（子）は三代続いた狼取であつた。清八は宝曆八～九年に病氣になり、狼荒に対する派遣が控えられたが、天明三年にも名前が見えるから、回復後に再び狼取を勤めたのであろう。

こうして、親子三代で狼取を勤めた清吉・清十郎・清八は享保一年（天明三年）（一七二六）～（一七八三）の五八年間にわたり、計四三疋の狼を捕獲した。この三名は沼宮内を拠点として、五戸の又重野や木崎野、七戸の有戸野などで狼を捕獲していた。

（二）毒薬を使い、調合を伝授

野田の清之丞親子と沼宮内の清吉・清十郎・清八は数多くの狼を獲つていたが、その捕獲方法を見てみよう。

史料5（享保一年）には狼取、清之丞が鉄砲を返却したとあつた。これが以降、鉄砲に関する記録は中断するが、半世紀後の天明三年に再び鉄砲の記録が現れる。それには、毒殺（毒打）だけでは狼を獲れないことがあるとして、清之丞と清八に鉄砲と鑑札（鉄炮札）を渡したとある。この翌年に銃身が破損して使用できなくなり（筒損、不御用立候）、鉄砲の交換を申請しているから、鉄砲も使っていたのであろう。この鉄砲を

使つたのか不明だが、のちに清之丞が狼を「討留」めている（文化九年一月三日条）。

この「討留」という表記に注目すると、狼取が狼を「討留」めたという記録はこれ以外に一件だけである（享保六年七月五日条）。鉄砲を使う給人や野守が捕獲した場合は「討留候」とか「鉄砲三面討留候」と記されており（表3）、この狼取の「討留」も鉄砲で射殺したのであろう。しかし、多く見られるのは、狼取による「留・留上」（五八件）、「取・取上」（二一件）という記録である（表3）。この「留」や「取」は単に捕殺・捕獲を意味するものであり、これらの表記から捕獲方法は特定できない。

これに対して、捕獲方法が明記されているのが、「毒薬仕懸留上」など毒薬で捕獲した八件である。毒殺を「毒討（打）」と表記する場合もあり、狼取の基本的な捕獲方法はこの毒殺であった。

〔史料7〕 宝暦一〇年五月二七日条

一、女狼一疋 清之丞

右者田名部御代官所大間野境山根ニ而、毒薬ニ而留上候由、仍而例之通皮・牙御附所江差越候旨、同所御代官ヨリ以書状申来之

女狼一疋を清之丞が獲つた。これは田名部（現むつ市）代官所の大間野の境の山際にて、毒薬で捕獲したものという。例の通りに狼の皮と牙を貯所へ提出したことを田名部の代官から文書で報告があつた。このように淡々と捕獲を報告している。

毒薬の記録はまず「薬代」や「薬種代」として現れ、のちに「毒薬代」と明記されるようになる⁷²。この毒薬代として「馬銭」一貫文・「ほうノ木皮」三百文・「たいばち根」三百文という記録や、また「病犬」の駆除に「馬銭」二〇〇粒・「厚朴」五〇匁・「天南星」五〇匁という記録がある⁷³。

「馬銭」（マチン・マジン）は東南アジア産の常緑樹から取れる種子で、ストリキニーネを含む猛毒の薬種である。「ほうノ木・厚朴」は在来種のホ

オノキであり、その皮は有毒である。「たいばち（オオバチ）・天南星」は在来種のマムシグサであり、その根は有毒である。このうち国内に自生していない馬銭は採取が不可能であり、一斤の馬銭を清之丞に買い与えたこともある⁷⁴。

この毒薬をあやつる狼取が多くの狼を駆除してきた。しかし、それは誰でも出来るようなものではなく、宝暦八年に狼取の清八が病気になると、たちまち支障をきたした。そこで、相内野の野守（長十郎）とその子（吉右衛門）に「毒薬調合」が伝授された⁷⁵。このとき狼捕獲の褒美は狼捕獲者に三分の一、毒薬調合者に三分の一を分与すると決められた。この効果はすぐに現れ、伝授された二ヶ月後に吉右衛門が狼を二回獲っている。つづいて、この二名が調合した毒薬で北野の野守が狼を獲り、褒美の三分の二が捕獲した北野の野守へ、三分の一が毒薬を調合した相内野の長十郎と吉右衛門へ分与された⁷⁶。

宝暦九年、清八の毒薬伝授が広げられ、諸御野の野守すべてが清八の元へ集められ、毒薬の調合が「皆伝」された。このとき、希望した御野の名子二名にも伝授された。さらに、御野近くの百姓も募つたが、希望する者はなかつた。御野内は野守や名子が毒薬を仕掛けるが、御野外でも狼を毒殺する必要があるとして、それが百姓に期待された（後述）⁷⁷。しかし、それに惹かれる百姓はなかつたようである。

百姓への波及は小さかつたが、伝授された野守らへの効果は大きく、野守の狼捕獲数が宝暦七年までは計二疋であったのが、宝暦八年以降は計二五疋（宝暦八年（明和五年））へと増加している。

それでも、これほどの特殊技能を狼取が惜しげもなく伝授したのはなぜだろうか。毒薬調合は門外不出の秘伝ではなかつたのか⁷⁸。その背景を説明するのが「家老席雜書」の次の記録である。

〔史料8〕 「家老席雜書」 宝暦九年九月二八日条

沼宮内御代^{（清之丞）}狼取

清八

其方儀、狼取為御用所々御野江被遣候付、罷越候年ハ壱ヶ年御米三駄宛被下置候處、近年病身ニ罷成、被仰付度毎罷越兼候得共、數年実駄相勤候付、為御擬壱ヶ年右御米三駄宛、一生之内被下置候、依之其方毒薬調合之次第并飼様共、諸御野守共子共江得伝受候様被仰付被遣候
(後略)

清八は狼取の御用として各地の御野へ派遣されており、派遣された年は年に米三駄（六俵、二石二斗五升）ずつ支給されてきた。近年は病身のため派遣できないこともあるが、数年勤めてきたので、給与（擬）として年に米三駄ずつを一生にわたり支給する。そこで、清八から毒薬調合法と毒薬保存法（飼様）を野守とその子へ伝授させよ、とある。

清八は御野へ派遣された年には米三駄が支給されていた。その支給を御用が勤められなくなつても死ぬまで保証し（「一生之内被下置候」）、これを条件にして毒薬の調合を伝授させていたわけである。

「清八書上」と端裏書きされた安永九年（一七八〇）の「狼毒薬調合法覚」が残されている。それにはマテン二〇匁・蕎麦芽二〇匁・ホオノキ皮九匁・オオゼリ（毒ゼリ）五匁・鉄のヤスリ屑五匁・オオバチ根一〇匁・ブッシドケ（トリカブト）根七匁を干して細かく刻み、死馬の皮を七寸（一尺ほど剥いだ底へこの毒薬を五、六分間隔で擦り込むこと。また、毒を仕込んだ死馬を狼が持ち歩かないように、杭などで固定すること、などと事細かく書かれている²⁹。まさに狼捕獲マニュアル書となつていて、こうした手法を野守らへ伝授していた。狼取は「死馬」を利用して狼を毒殺していた。死亡した御野馬は野守が検分していたが、そのあと死肉をあざりに来る狼を狼取が待ち構えていた（先述）。

宝暦二年（一七六一）、清八と同じく清之丞も野守たちへ毒薬調合法（「薬法調合之次第」）を伝授することで、一年に米三駄を一生にわたり保証されている³⁰。その半世紀後の文化一〇年（一八一三）、花巻の狼荒で人馬が

怪我したので、清之丞が派遣されて「毒討」をした。その際にも清之丞は花巻の関係者（其筋之もの）へ伝授し（文化一〇年間一月一日条）、この代価として、金一両と晦代四貫八〇〇文（二日二〇〇文）が支払われている。興味深いのは、清之丞が花巻で伝授した毒討が後に花巻から清之丞のいた野田へ逆移入されることである。文化一〇年から三〇年以上たつた弘化二年（一八四五）に、三崎野の野守が「古来ヨリ毒討家伝」はあるが、「近年薬制薄く相成候哉、毒薬ニ相当不申、防取兼」と述べている。そこで、「毒討家伝ニ而功者」である花巻の給人を野田に呼び、三崎野の野守に指導して伝授する（「稽古伝授」）ようになると、野馬役が花巻城代へ申請した（弘化二年二月一日条）。三崎野はまさに清之丞の活動拠点であったが、その三崎野の野守へ花巻の給人が「毒討家伝」を伝授しているのである。

清之丞の記録は文化一〇年で途絶えており、もう弘化二年に清之丞はいなかつたのである。その結果、野田では毒薬調合の技術が劣化してしまったのである。その結果、野田では毒薬調合の技術が劣化してしまったのである。その技術が三〇年を経て再び野田へ還元されたわけである。

（三）狼取への扶助

狼取は毒薬を調合する特殊技能をもつていたが、その生活は苦しかったようである。

狼取に薬種（薬材）が支給されることもあったが（明和四年正月二九日条）、基本的には狼取自らが薬種を購入した。このほかに逗留先での旅籠代（宿泊費）や賄代（食費）も必要であり、御野へ行つて狼を捕獲するには相応の出費を伴つた。そうした諸費用を給与（擬）として支給しており、その額は狼取が清之丞一名だけの時代は逗留一日につき一六〇文であつた（先述）。それが享保二年に清之丞と清吉に一日八〇文ずつとなり、のち四〇文に減額された。しかし、一日四〇文では「迷惑」であると訴えて、寛保三年（一七四三）に賄代四〇文に薬種代三〇文を加えた七〇文に増額された³¹。それでも、晦代四〇文では足りず「難儀」していた。宝暦七年（一七五七）、賄代が上役八〇文、下役六〇文と御定めにあることを根拠

にして、狼取の賄代も六〇文とし、これに薬代三〇文を加えて、一日九〇文になつた⁽⁸⁾。こうして一六〇文→八〇文→四〇文→七〇文→九〇文といふように増減していた。だが、いずれにせよ少額であり、日錢稼ぎとしても妻子を養えるような額ではなかつた⁽⁸⁾。

そこで、この給与のほかに、米の支給が加えられた。まず、延享四年、清十郎が奥筋へ狼取の御用を勤めている留守中に畠仕事などを子供に任せているが、生活を続けられない（相続仕兼候）と訴えた。そこで、妻子の「扶助」に一年に米二駄（四俵、一石五斗）が支給されることになった⁽⁸⁾。宝暦元年にも清十郎に米二駄が支給されており、このとき鳥討に米一駄であつたから、狼取の待遇は鳥討よりも良かつたと言える（宝暦元年一二月五日条）。しかし、それでも清十郎の生活苦は改善されず、宝暦三年、代官が清十郎の扶助を求めて、次のように上申している。

清十郎を奥筋（太閤野・奥戸野）や野田（三崎野・北野）で狼を防ぐようには派遣してきたが、近年はことのほか困窮している（不如意）。狼の防除を指示されても、持参する薬種の支度もままならず、毎回、役場（御役屋）で前借（内借）して御用を勤めている有り様である。とくに近頃は困窮（難義）し、そのうえ去年は御野から病氣で戻つて来て、当春まで煩つていた。しかし、野田の御野で狼荒があつたので、子供を同伴させて派遣し、なんとか御用を勤めさせた。さらに奥筋へも派遣したが、このとおり老人であり、そのうえ困窮して勤められないと申し出ている。御野の派遣中は賄代と薬種代を与えて、暮には米二駄も与えているが、ここ数年は満足に勤められず、今後、永く勤められるように配慮して頂きたい。もつとも清十郎は既に六〇余歳であり、近年は病身でもあるので、この職を子供は望んでいないが、伝授させて永く御用を勤めさせたい。このように野田の代官が用人所へ上申したところ、次のように待遇された。

〔史料9〕 宝暦三年一〇月一〇日条

沼宮内御代官所御百姓狼取

一、御米三駄 清十郎

右者狼取御用相勤候付、狼取御用相勤候年計壹ヶ年御米三駄宛被下旨、延享四年十一月被仰出、年々被下來候處、縦小地作り之御百姓故、右之通ニ而ハ相続難相勤牴之由、沼宮内御代官申出候付、依之御了簡当年ヨリ御米壹駄御増被下置、狼取御用相勤候年計壹ヶ年御米三駄宛被下置、其上狼取為御用諸御野江罷越候度ことに支度代・薬種代共御代物壹貫文宛被下置候間、狼取候義、清十郎子共江茂伝授為仕、永右御用相続為相勤候様可仕旨被仰出候間、右之趣可申渡旨今日老中被申聞候付、即日同御代官本宿与右衛門呼上、仲間列席弥兵^{（用兵）}衛申渡之

沼宮内代官所の百姓、狼取の清十郎に米三駄（六俵、二石二斗五升）を支給する。延享四年から狼取の御用を勤める年は一年に米二駄を付与してきただが、わずかな土地を耕作する百姓であり、それでは生活できないようであると沼宮内の代官が申し出た。そこで、今年から米一駄を増して、狼取の御用を勤める年は一年に米三駄を付与し、さらに狼取の御用で御野へ行くたびに支度代・薬種代として錢一貫文ずつを付与する⁽⁸⁾。狼取は清十郎の子供に伝授させて、永く御用を勤めること。以上のように老中から指示され、それを用人が代官に申し渡した、とある。

この伝授が無事になされて、宝暦六年に清十郎の子の清八が狼取として記録される。しかし、生活苦は変わらず、清八の願書には、去年（宝暦五年）の凶作で今春は田植えもできず、今年の一〇月に沼宮内の町へ引っ越して借家住まいをしている。今日も暮らしかねるほどであり、米三駄を与えられていながら渴命に及んでいるとして、さらなる援助（御合力）を求めている。この頃、解差は米二駄であり、狼取にはそれより多い米三駄が支給されていたが、それでも不十分であつた⁽⁸⁾。

宝暦五年は大雨と冷害が重なり、損毛率八%（本高・新田高二四万八千石のうち損毛一九万九、七〇〇石）の大凶作となつた。このため、「飢餓之者」が二万三、七一七人（領内三五万六、〇〇五人のうち）となり、翌年にも道々

狼七〇〇文・子狼二〇〇文に減額された。寛保元年は狼に喰い殺された御野馬が一疋だけとなり、被害が沈静化したために減額されたのである。しかし、宝暦七九年に再び被害が増加した（表2）。

そこで宝暦九年（一七五九）、御野を守る野守や名子に狼取の毒薬調合法を伝授させて、彼らにも狼の捕獲を促した（先述）。これと同時に御野内で獲った狼の褒美が増額される。その額は御野内で野守、名子や狼取が狼を獲れば女狼一貫二〇〇文・男狼一貫文・子狼二〇〇文とされた。御野外で狼を獲るのは狼取と百姓であつたが、その場合は狼取の褒美が女狼一貫文・男狼八〇〇文・子狼二〇〇文、百姓は寛保二年と同じ女狼九〇〇文・男狼七〇〇文・子狼二〇〇文とされた（宝暦九年一二月二日条）。捕獲場所や捕獲者によつて褒美額を変えており、御野での捕獲を勧める設定にしている。

しかし、この四〇年後の寛政一年（一七九九）に「近年狼討上数多有之候」として、一律に二五〇文減額している（寛政一年七月二〇日条）。疑問を感じるのは、討上数が多いので減額するという説明である。宝暦九年に増額したのは狼捕獲者を増やして、御野馬の被害を防ぐためであった。この狙い通りに討上数が多くなつたと思われるが、狼が消えたわけではなく、手を緩めれば再び狼が勢いを盛り返した。

その通り狼荒が再びよみがえる。文政七年（一八二四）に「諸御野江近年狼荒出、別而北・三崎両御野馬者數十疋狼ニ被懸候」とある。そこで、「防方之助」になるようにと、褒美の増額を野馬別当が家老へ上申し、女狼一貫二〇〇文、男狼一貫文、子狼二〇〇文へと再び引き上げられた（文政七年一一月一六日条）。さらに、天保二年（一八四〇）にも北野・三崎野・木崎野で数十疋の御野馬が狼に懸けられ、褒美が女狼一貫五〇〇文、男狼一貫三〇〇文、子狼三〇〇文に増額された（天保二年五月一〇日条）。文政七年と天保二年ともに褒美額は狼取、野守や百姓など捕獲者ごとに分けられていない。この頃には狼取の記録が見られなくなり、狼取に代わつて百姓などが狼捕獲の主体になつていていたようである。

表6 清之丞の年間褒美額
(出典、盛岡藩「用人所雜書」)

年号(西暦)	捕獲数	褒美額(貫)	金換算(両)	米換算(俵)
享保11(1726)	13	10.6	2.5	12.8
享保16(1731)	9	12.6	2.4	16.5
元文2(1737)	25	35.4	11.8	48.2
元文3(1738)	7	10.2	3.6	7.9
元文4(1739)	14	19.5	6.9	24.6
寛保1(1741)	3	4.5	1.3	4.5
寛保2(1742)	4	6	1.7	6.0
宝暦9(1759)	2	1.8	0.4	2.2
宝暦10(1760)	15	12.8	3.0	15.1
宝暦11(1761)	14	9.6	2.3	13.4
宝暦12(1762)	10	9.2	2.3	11.6
明和2(1765)	9	9.4	2.4	7.6
明和3(1766)	13	12.8	3.2	13.9
明和4(1767)	10	9.6	2.3	8.1
明和5(1768)	6	5.6	1.3	4.7
明和6(1769)	4	3.6	0.8	3.0
計	158	173.2	48.0	200.2
平均		9.9	10.8	12.5

以上、享保から天保までの褒美額の推移を表5（狼捕獲の褒美額）に示した。狼荒や狼捕獲の増減に応じて褒美額も増減していた。このなかで変わらなかつたのは、男狼よりも女狼の褒美額が高く設定されてきたことである。その額は六五〇文～一貫五〇〇文であり、つねに男狼よりも二〇〇～三〇〇文高かつた。これは棲息数を減らすために、子を産む女狼を優先して駆除しようとしたからに違いない。子狼も容赦しなかつた。女狼の五分の一前後であったが、褒美額を定めて子狼の捕獲も促していた。このように褒美を支給することで、盛岡藩では狼そのものを根絶やしにしようとしていた施策が窺われる。

こうした褒美によつて狼取はどれほどの収入を得ていたのであろうか。領内随一の狼取、清之丞の捕獲記録（表3）を元にして、年ごとの褒美額を試算してみた。すると、最も多い元文二年（一七三七）は三五貫四〇〇文になる。この年の捕獲記録は七件あり、女狼一八疋（二七貫文）と男狼七疋（八貫四〇〇文）の計二五疋を捕獲している。これは米四八俵（二八石九升）ほどに相当し、これだけの収入があれば家族を養うこともできただと思われる。宝暦九年以降は計算が複雑なため詳細は略すが、捕獲記録のある一六ヶ年で得た褒美の総額は一七三貫二〇〇文である。その試算結果を表6（清之丞の年間褒美額）に示したが、年平均で一〇・八貫文ほど得ていたことになる。

これは金三両、米一二俵半（四・七石）ほどに相当する。「用人所雜書」に清之丞の狼捕獲がすべて記録されている。たとは限らないから、これは判明した最少額と考えて良い。

しかし、この清之丞

できえも生活に窮して失踪することがあった。ましてや、年に数疋獲るだけの収入では不十分であつたであろう。清吉・清十郎・清八の三代が獲つた狼は五八年間に四三疋であり、平均すると一年に〇・七疋にすぎない。これでは年に一貫文ほどにしかならない。この他に狼を獲っていたのかもしないが、清十郎、清八親子がたびたび扶助を求めていたのは、狼取の収入が不十分であったことを物語っている。

おわりに

盛岡藩の御野馬をめぐり、「用人所雜書」から享保以降の人と狼のせめぎ合いを検証してみた。

小論で確認したことを挙げると、①狼は嵐の夜に御野馬を襲うなどして、享保～明和の半世紀に二七九疋が殺され、その多くは牝（駄）であった。

②享保と宝曆に狼荒が深刻化したが、一九世紀に入ると、被害は局所的なものとなり、全体としては沈静化した。③狼は害獸として鉄砲、燐し、罠（オツソ）などで捕獲され、宝曆からは毒殺が主力となつた。④狼は享保～明和の半世紀に四五一疋が捕獲され、馬被害と同じく狼捕獲も享保と宝曆に多く、一九世紀に捕獲は減る。⑤狼の過半は狼取が捕獲していた。なかでも野田の三崎野で狼取を勤めた清之丞の実績が著しい。⑥狼取は馬銭などの毒薬を調合し、馬肉などに仕懸けて狼を獲り、その技術を野守にも伝授した。清之丞が花巻へ毒薬調合を伝授した三十一年後に、その技術が花巻から清之丞の地元へ還元されている。⑦御野へ派遣された狼取には少しの給与が支払われ、年に米二～三駄も支給された。しかし、宝曆の飢饉などによつて生活は困窮していた。⑧享保九年に褒美額が定められると狼の捕獲が激増した。褒美額は常に女狼が高く設定されて、狼の殲滅が計られていた。⑨清之丞は年に平均一〇貫文（米一二俵半）以上の褒美を稼いでいたが、それでも生活は不安定なものであった。

盛岡藩は御野馬を守るために、狼を徹底的に駆除しようとした。女狼の

褒美を高くし、狼捕獲専門家の狼取を任用し、その技術を野守にも伝え、御野馬被害の倍近い数の狼を捕獲していた。人が狼に遠慮して、捕獲を控えたというような形跡は見られない。一八世紀始めまでは人が喰い殺され、その後も馬の被害はつづいた。一八世紀の享保から明和年間に、盛岡藩の人と狼は「均衡ある共存」からほど遠い関係にあつた。狼は嵐の闇夜に馬を狙い、人は狼の倒した馬に毒薬を仕懸ける。こうした熾烈な争いが繰り広げられていた。馬を守る人と馬を喰う狼との鬭いは一八世紀後半に形勢が明らかとなり、やがて人が狼を凌駕した。御野馬の被害が減つていき、一九世紀半ばには狼荒は一部に限られるようになる。それは狼と人との軋轢が小さくなつたことを示している。すでに明治以前から狼の衰退が各所で始まつてゐるのである。明治期には、眼にする機会がいつそう稀になり、かるうじて命脈をつなぐ狼への敵愾心は薄らいでいたであろう。そして、旧盛岡藩領内から狼が消えていった。その絶滅の兆候はすでに一九世紀の前半に始まつてゐたわけである。

「近世に人と狼は平和に共存していた」そんな想定は、狼を滅ぼしてしまつた後世の人の幻想かもしれない。いまは「さき狼への郷愁を覚えつつも、かつて人と狼とが苛烈な生存競争を繰り広げていた、その過酷な歴史を冷静に振り返るべきであろう。小論では牧の御野馬を喰い殺す狼について検討した。その盛衰の概要是見えてきたが、村々に置かれた里馬の被害はどうであったのか。牧は沿岸部に偏在したが、北上川沿いの内陸部や奥羽山系側の山間部の狼はどうであったのか。これらの地域が未検証のまま残されている。

付記

「盛岡藩御用人所日記 雜書」（「用人所雜書」）および「盛岡藩家老席日記 雜書」（「家老席雜書」）の調査にあたり、もりおか歴史文化館の太田悌子氏ほか同館職員の方々から多大なご協力を頂いた。また、「八戸藩付所日記」および「八戸藩勘定所日記」の調査にあたり、八戸市立図書館

の岩岡順子氏、八戸市史編纂室の斎藤潔氏からも多大な協力を頂いた。あわせて篤く御礼を申し上げたい。

小論は、カメイ社会教育振興財団の平成二四年度博物館学芸員等の内外研修に対する助成（A）「八戸藩における猟師の記録調査—仙台藩の猟師との比較検討から」、平成二五年度同助成（A）「盛岡藩の人々と野生動物との関わり—『盛岡藩御側雑書』の調査から」、および平成二六年度同助成（A）「猟師の環境適応—近世盛岡藩と現代東北地方の猟師の比較検討」の助成を受けて調査を行い、その成果の一部を報告するものである。

〔注〕

〔1〕「日本庶民生活史料集成」三、三一書房、一九六九年、五五八頁。

〔2〕オイノマツリの事例として、岩手県大槌町（「東北民俗資料集」九、萬葉堂書店、一九八〇年、一五〇頁）、宮城県宮崎町（「日本の民俗」四、一九七四年、四四〇頁）などを挙げられる。他にも数多くあり、菱川晶子「狼の民俗学」（東京大学出版会、二〇〇九年）に詳しい。

初期のものでは柳田國男『狼と銀治屋の姥』一九三二年・『狼史雜話』一九三二年・『狼のゆくへ』一九三三年（『定本柳田國男集』八巻・一二二巻、筑摩書房、一九六二年）が知られ、千葉徳爾「オオカミはなぜ消えたか」（新人物往来社、一九九五年）などが重厚な研究として挙げられる。また、平岩米吉『狼—その生態と歴史』（精興社、一九八一年）は近世史料をふまえて狼の歴史を考証している。

〔4〕拙稿「人馬を喰う狼、狼を獲る人びと—『盛岡藩家老席日記』雑書から」（東

北歴史博物館研究紀要）一四、東北歴史博物館、二〇一三年。『家老席雑書』は寛永二年（天保二年（一六四四）一八四〇）の一九一冊がもりおか歴史文化館に所蔵されている。このうち寛永二年（寛政四年分）が公刊されている。『盛岡藩家老席日記 雜書』（以下「雑書」と略記する）一〇一五巻、盛岡市教育委員会・同市中央公民館編、熊谷印刷出版、一九八六年（一〇一一年）。『雑書』一六

三四卷、盛岡市教育委員会編、東洋書院、一〇〇四年（一〇一四年）。

〔5〕「弘前藩御国日記」狩獵関係史料集（二巻、東北芸術工科大学東北文化研究センター、一〇一一年、筆者編、解説三四頁）。「御国日記」は弘前藩の藩日記であり、領民の事故や被害なども詳細に記録され、寛文元年（慶應三年（一六六一））

八六七）の三三〇八冊が弘前市立弘前図書館に所蔵されている。その記載分量は「家老席雑書」をはるかに上回る。

〔6〕前掲注、（4）拙稿、九・二〇頁。

〔7〕青森県下北半島（大間野・奥戸野が位置する）では明治二十四（一九〇一年）、岩手県遠野市では明治二十年代に狼が絶滅したという。参考、間恵介「近代山村における多様な資源利用とその変化」「山と森の環境史」文一出版、二〇一一年、一六六頁。／ニホンオオカミの最後の捕獲は明治三八年に奈良県鷺家口で捕獲された個体（現大英博物館蔵）とされ、これ以降は確かな生存記録が確認されていない。参考、前掲注、（3）、平岩、一四三頁。

〔8〕

「御用人所雑書」は享保三年（明治二年（一七一八）一八六九）の日記が各年ほぼ一冊に綴じられている。この一五二年間のうち欠本の四七年分を除く一〇五年分の一〇〇冊があり、これに元禄二（一五年分）と元禄七年分の二冊を合わせた計一〇二冊が現存する。なお、享保三年以降の欠本は享保五（一〇・一二）一五・一七年、元文五年、延享一年、寛延二（三年）、宝暦四（一二年）、明和七年、天明二年、寛政三年、享和二（三年）、文化二（四・六）八（一二・一）三年、文政一（一三・六）九年、天保二（四・六）七（一〇・一三）一四年、弘化一（三年）、嘉永一（一）四年、安政六年、文久二（四年）、慶応一年の計四七年分である。

〔9〕百姓の娘が畠で狼に喰い殺された記録（「家老席雑書」宝永元年六月二三日条）を最後に、これ以降の「家老席雑書」（寛永二年（天保二年））および「家老席日記 覚書」（天保二年（明治三年））「用人所雑書」（元禄二年（明治二年））には狼が人を喰い殺した記録は見られない。参考、前掲注、（4）拙稿、一〇頁、表1。

〔10〕「用人所雑書」享保八年六月一九日条、享保九年（一〇月）一五日条、宝暦九年六月二日条・七月七日条、宝暦二年（一〇月）一〇日条、明和元年六月九日条、明和二年六月三百条、明和三年四月七日条・四月一日条、明和四年二月一八日条・四月二〇日条・八月八日条。以下、「用人所雑書」は略して日条のみ記す。同年の日条が続く場合は年号を略して「・」を記す。

〔11〕御野は北から大間野（田名部）「現大間町」・奥戸野（田名部）「現大間町」・有野（七戸）「現六ヶ所村」・木崎野（五戸）「現十和田市ほか」・又重野（五戸）「現五戸町」・相内野（三戸）「現南部町」・住谷野（三戸）「現三戸町ほか」・北野（野田）「現久慈市」・三崎野（野田）「現久慈市ほか」の九ヶ所あった。（ ）内は管轄の

代官所。図1は菊池勇夫「盛岡藩牧の維持と狼駆除—生態系への影響」「山と森の環境史」文一総合出版、二〇一一年、一四二頁より転載。

(12) 各野には野守の他に馬肝煎、馬看名子、御牧場係百姓、木戸番などがいた。参考照「南部藩御野馬別当御用留」みちのく双書、三九・四二集、青森県文化財保護協会、一九九六・一九年。以下「三九集」などと略記する。

(13) 「家老席雜書」慶安二年一二月一三日条、明暦二年正月一〇日条、明暦四年正月九日条・正月一〇日条(『雜書』一卷、三九一頁／二卷、五頁)。横木沢(ママ)を遠藤公男氏は横木沢(はのきざわ、現遠沢市)と推定している。参考照、遠藤『盛岡藩御狩り日記』講談社、一九九四年、一二三・一二九頁。

(14) 捕獲した鹿は肢肉が藩士に配布され、袋角を染として利用することもあったが、主目的は皮の調達であった。皮類は領外へ移出が規制された留物であり、鹿は連上金を払えば捕獲できだが、肉は良くても皮の移出は認められなかつた(『鹿肉ハ他領へ出可申候、皮ハ一切出申間敷候』)。『家老席雜書』寛永二年七月二六日条、寛文五年一一月三日条、寛文七年一一月二八日条、延享五年五月一六日条、宝永二年七月九日条、享保二三年五月一九日条(『雜書』一卷、三八・六三五頁／二卷、四七八・五八一頁／八卷、六八二頁／一三卷、六七二頁／二〇卷、四五三頁)。鹿皮は武具だけでなく、鷹の足皮や鞆に使われており、その手配が「用人所雜書」の明和四年(文久三年)に毎年記録されている(明和四年一一月一九日条、寛政二年一一月二三日条、文政四年一〇月一三日条、弘化二年五月八日条、文久三年一一月五日条ほか)。

(15) 大凶作に見舞われた宝暦六年や天明三年には、獵師や百姓に鉄砲で鹿を獵る事が認められている。宝暦六年二月一日条、天明三年一二月一五日条。

(16) 「家老席雜書」延宝七年一二月五日条・一二月九日条、延宝八年四月一九日条(『雜書』四卷、三八八・三八九・四七二頁)。

(17) 「家老席雜書」正保三年一二月四日条、明暦一年九月一八日条、万治元年一二月二六日条、寛文七年一一月二六日条、寛文一〇九月二六日条、延宝四年九月一二日条(『雜書』一卷、一九二頁／二卷、五三・一三四・五八二・九四六頁／三卷、八〇三頁)。

(18) 「家老席雜書」宝永二年二月一五日・二月二〇日条(『雜書』八卷、五五八・五六一頁)。

(19) 宝曆二年三月二四日条・四月一八日条・五月四日条、明和四年三月六日条。『南

部藩御野馬別当御用留』(以下「御野馬別當」と略記する)にも次のように毒薬の記録がある。狼に喰い殺された駄の死骸に毒薬を仕懸けて、男狼を仕留めた。

狼に取られた死馬へ毒薬を仕懸けたら、女男狼両疋が「餌」に付いた跡があつたが、足跡を尋ねても見つけられなかつた。兎に毒薬を仕掛けた。里駄に死馬があれば毒薬を仕懸けよ。狼は魚類の餌には食い付かないのに、駄駄が死んだら下さるよう、と野守の子が申請した(宝曆八年八月二七日条、宝曆九年七月一七日条・一〇月二〇日条・一一月一〇日条、明和二年八月四日条、『三九集』一七五頁、「四一集」一八一・三八六・四五九・四六五頁)。

(20) 前掲注、(4)拙稿、二六頁。

(21) 前掲注、(5)『史料集』二卷、三四頁。

(22)

「御国日記」宝永元年八月二三日条、宝永三年七月二日条。

(23) この他に、「狼ニ喰れ申候死人」などが一四人ある。その多くは乞食などの身元不明者であり、狼に喰われたのが生存時か死亡後なのかも書かれていない。害者に含めると二二% (九七人中二一人) が肉を喰われたことになる。『御国日記』元禄五年一〇月四日条など。参考照、前掲注、(5)『史料集』二卷、三三・三四・三四三・三四六頁。

(24) 墓を荒らす狼や犬を除けるオオカミハジキなどと呼ぶ民俗例に次のようなものを持げられる。サンギチヨウといつて、三本の木を組み、中央に石を吊し、タケヤライといつて犬などが荒らさないように竹を鋭く切つて周りを囲む(岩城県小野田町漆沢)。ハジキダケと呼ぶ竹で垣を作り、獣除けとする(宮城県中田町上沼)。土饅頭に粗朶を三本を弓なりに挿してサンギチヨを作り、石を吊り下げて、死体を掘りに来る狼を追い払うイスハジキ・オオカミハジキを作った(山形県米沢市関)。割竹を曲げて土葬墓を覆うハンジキで山犬を追い払った(新潟県東蒲原郡上川村)。参考照、『東北の葬送・墓制』明玄書房、一九七八年、六八・一一八・一九九・二八二頁)。

(25) 「用人所雜書」(マイクロフィルム版、もりおか歴史文化館所蔵)の全日条を確認したが、見落としなど脱漏の可能性はある。

(26) 馬年齢の内訳は駄一歳八疋・二歳三八疋・三歳五疋、駒一歳三七疋・二歳二疋、母駄四・三六歳、父馬四・一三歳である。三ヶ年に死亡二七九疋は年平

- (33) 文化三年正月一九日条、文化一〇年閏一月一二日条、文政七年七月一三日条、
曆一一年の一・二%に当たる。参照、「御野馬別當」四〇集、一九〇頁。四二集、
七〇頁。
- (34) 文政七年一月一六日条、天保一年五月一〇日条。
- (35) 嘉永三年八月八日条、嘉永六年八月二四日条、安政元年閏七月一七日条。この
とき、野守の名子と老名にも金五百疋が付与されている。
- (36) 野馬役は野馬別當に代わり置かれたと考えられ、天保一年から馬医に熊胆など
の薬種を支給したり、武州三峯山へ野守を狼退散祈願に参詣させるなどの記
録が見える。天保一年二月一三日条、嘉永五年三月七日条、万延元年一二
月一三日条、明治元年二月一九日条など。
- (37) 嘉永五年三月七日条、嘉永六年三月一五日条、安政元年三月一八日条、安政三
年三月七日条、万延元年三月二一日条、文久元年三月九日条、文久三年三月一
四日条、慶応二年三月一六日条。
- (38) 千葉徳爾狩獵伝承 法政大学出版局、一九七五年、一五六一五八頁。前掲注、
(2) 萩川「狼の民俗学」三一四、三六頁。山梨県立博物館展示図録『オオカミ
がいた山』二〇〇七年。植月学「甲州周辺における狼信仰」「山梨県立博物館研
究紀要」二、二〇〇八年、一一页。
- (39) 「家老席雜書」享保三年二月二十四日条に鳥谷部弥右衛門は「五戸御給人」とあ
る(「雜書」一一卷、六〇七頁)。鳥討は諸鳥を捕獲・上納する下級武士で、毎年、
鉄砲が貸与されていた。
- (40) 享保三年一月二九日条、一二月一〇日条、一二月一四日条。
- (41) 享保三年閏一〇月二二日条、一二月一〇日条、一二月一四日条、一二月一四一
六日条、享保四年正月一七日条。
- (42) 「家老席雜書」には廻所へ鶴・熊胆・熊皮・狼などを上納したことが記録されて
いる。宝永五年九月一〇日条、宝曆一三年二月二八日条、天明二年一月二五
日条、天明五年四月一〇日条、天明八年正月二〇日条、文化三年一二月一日条。
- (43) 参照、拙稿(掲載予定)『東北学06』東北芸術工科大学東北文化研究センター、二
〇一五年。
- (44) 享保九年閏四月一六日条。領内の九ヶ所の御野を三戸・五戸・七戸・田名部・野
田の五か所の代官所が管轄していた。参照、前掲注、(11)。
- (45) 享保一年五月一二日条、五月一七日条、五月二八日条。
- (46) 八戸藩「目付所日記」(八戸市立図書館所蔵)貞享四年四月七日条。

- (47) 八戸藩の種市村の者が子狼を巣で手づかみにして(「巣籠り之處這入、手捕致候」)上納し、褒美を付与されている。八戸藩「勘定所日記」(八戸市立図書館所蔵)弘化四年四月一日条。
- (48) 抜稿「近世獵師の越境と熊の奪い合い」(弘前藩府御用日記)から「東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要」九、二〇一〇年、二八一三一頁。前掲注、(4)抜稿一八頁。オツソはオシ、オス、オトシ、ヒラ、シラ、シユラ、シャアなどとも呼ばれた。
- (49) 「家老席雜書」正保三年一月一日条、明暦四年一月七日条、延宝七年正月七日条、宝永三年一月二三日条(「雜書」一卷、一八九頁)、二卷、七七・一八九頁／四卷、二六二頁／八卷、九〇七頁。
- (50) 八戸藩「目付所日記」延宝二年二月二〇日条、延宝六年八月二六日条。八戸藩「勘定所日記」には、狼を「平おとしにて取候」という記録がある(弘化元年八月四日条)。このヒラオトシもオツソと同型の木製の圧殺器である。
- (51) 享保三年七月六日条、享保八年八月二〇日条・八月二五日条。
- (52) 「御野馬別当」宝暦一〇年三月二日条、宝暦一三年七月八日条、「四〇集」三四・三三・八頁。なお、これ以降にオツソの記録は見られない。参照、前掲注、(4)抜稿、一七・一八頁。
- (53) 参照、前掲注(48)二七・三一頁。昭和三〇年代まで三面(現村上市)の小池義哉氏はオソを作り、熊を獲っていたと聞いた。
- (54) 狼を「大カミ」と表記した記録があり(「御野馬別当」宝暦七年六月条、「四二集」九二頁)、この用人や野馬別当などの役人は狼取を「おおかみとり」と呼んだと思われる。しかし、領民は狼を「おいの、おいぬ」と呼んだと考えられるので、狼取も「おいのとり」と呼ぶ場合もあったのかもしれない。
- (55) 「用人所雜書」享保一〇年一二一五年は欠本のため不明であるが、この間も多くの狼を捕獲していたと思われる。
- (56) 「家老席雜書」の狼捕獲記録は享保と宝暦は各七疋ずつあったが、これ以降は減り、安永七年(文化三年)の計八疋を最後に記録は途絶える。このように「家老席雜書」からも一九世紀には狼の捕獲が減少していたことが窺われる。参照、前掲注、(4)抜稿、九頁(表2)。
- (57) 四五三疋から不明(一九四疋を除いた一五九疋のうち御野の二三九疋は八七%を占める。「用人所雜書」は御野を管掌する用人の執務日誌であるから、不明分の
- (58) 多くも御野内か御野近くで捕獲されたと考えられる。
- (59) このほかに「狼取、覚兵衛」(野田代官所)の記録が一点あるが、これは北野(野田代官所)「野守、覚兵衛」を誤記したものであると考え、狼取でなく野守に分類した(宝暦二年七月一七日条、宝暦八年三月六日条、宝暦九年二月二日条、宝暦二年三月一〇日条、明和四年七月二八日条・閏九月二三日条・一二月一日条)。
- (60) 野守の分(二七疋)を合わせた二四疋は判明分の五九%に当たる。
- (61) 「家老席雜書」の初出は、寛保三年八月二〇日条にある「沼宮内御代官所村狼取清十郎」である(「雜書」一八卷、四〇六頁)。
- (62) 享保一年正月一五日条、宝暦二年五月一五日条、明和四年一月一日条・四月二〇日条、安永三年正月二六日条、天明三年二月一二日条、文化一〇年閏一月一日条など。
- (63) 「御野馬別当」にも、清之丞は沼宮内から野田へ引っ越しした、とある(宝暦九年一二月一四日条、「四一集」四七頁)。これには清之丞が清吉の弟子と記されているが、「用人所雜書」によれば清之丞の後に清吉が「狼取」として任用されている。
- (64) 享保一年正月一五日条、享保一六年七月五日条・七月二〇日条、寛保二年二月二二日条、宝暦一〇年二月二日条、明和六年二月一九日条、文化九年一一月三日条ほか。享保・明和の間に捕獲記録が続くが、明和六年(文化九年)の四年間は記録が断続し、文化一〇年を最後に記録が途絶える。
- (65) 宝暦九年一二月二日条、宝暦一〇年正月二六日条・四月二四日条、安永三年正月二六日条。
- (66) 宝暦九年一二月二日条・安永二年正月二六日条。「御野馬別当」には、この清次(二二郎)が狼取、清八の「弟子」と記録されている(宝暦九年二月六日・三月二五日・五月六日・一二月一四日条、「四一集」三一八・三四一・三四五・四七四頁)。
- (67) 元文四年四月五日条、延享四年一〇月二三日条。この間に「宇部村、清吉」が狼を獲った記録があるが(寛保元年一二月二〇日条)、「宇部村、清之丞」の誤記である。
- (68) 宝暦六年閏一月二六日条・一二月二五日条。これには、清吉が沼宮内代官所管内の荒瀬張という所に数年前から住居して、少し耕作(「手作」)などしている、

とある。

(69) 「狼毒薬調合覚」(安永九年、もりおか歴史文化館所蔵(前掲注、(4)拙稿、一五頁))。

「家老席雜書」(延享四年一月七日条(「雜書」二〇卷、三六一頁))、「御野馬別當」

(88) 七日条・五月一日条(「雜書」二三卷、四三四・四七七頁)。
前掲注、(4)拙稿、一六頁。「家老席雜書」(寛延二年八月八日条(「雜書」二二卷、

三四頁))。

(70) 宝曆八年六月二二日条・七月二八日条(「四一集」四六二頁)。

宝曆九年一月一〇日条(「四一集」四六二頁)。宝曆九年八月三日条、天明三年三月二七日条。この天明三年を最後に清八の記録は途絶える。

(71) 天明三年二月一二日条・三月二七日条、天明四年九月二日条。

(72) 享保一一年二月二二日条(清之丞)・五月二八日条(清吉)、宝曆三年一〇月一日条(清十郎など)。

(73) 宝曆九年一月三〇日条、明和四年五月一日条。前者は「御野狼防毒薬」として野守の吉右衛門へ買い与えたもの。後者の「病犬」は狂犬病に罹患した犬か。これは野馬別当へ支給された。参考、前掲注、(4)拙稿、一一・一五・一六頁。

(74) 明和四年正月二九日条。一斤は一六〇匁、六〇〇グラム。

(75) 宝曆八年六月二二日条、宝曆九年八月二二日条。

(76) 宝曆八年八月二七日条・九月一日条、宝曆九年二月一八日条。

(77) 宝曆九年一二月二二日条。これ以降に百姓が狼を捕獲したのは、百姓の家に駆け込んだ狼を捕獲した記録一点のみである(宝曆一〇年五月一九日条)。

(78) 清之条が又重野の惣助(野守の子)へ毒薬伝授した。このとき、清之丞は偽らずにすべて相伝する、惣助は子にも他言しない、と互いに「神文」を交わしてから伝授している(「御野馬別當」(宝曆二年閏四月六日条、「四〇集」二二七頁))。

(79) 前掲注、(4)拙稿、一四頁。前掲注、(69)。

(80) 「家老席雜書」(宝曆一一年一〇月二十四日条(「雜書」二五卷、一五九頁))。

(81) 寛保三年八月二六日条。前掲注、(4)拙稿、一七頁。

(82) 宝曆七年八月一〇日条。前掲注、(4)拙稿、一七頁。

(83) 宝曆一〇年に盛岡の日当が日雇五〇文、大工一〇〇文であり、米一升が二〇文であった。参考、「岩手県史」五卷・近世篇二、一九六三年、七八九頁。

(84) 延享四年一〇月二三日条・一月七日条。

(85) この一貫文は実現しなかつたらしく、宝曆七年に一日七〇文から九〇文へ増額された(前掲注、(82)、宝曆七年八月一〇日条)。

(86) 宝曆五年一月七日条、宝曆六年二月一〇日条。「家老席雜書」(宝曆六年三月八七)。

表1 馬の狼被害記録

出典、盛岡藩「用人所難書」

記録年(西暦)	月日	被害日時	御野[地点]	被害馬種(年齢・毛)	被害状況(史料表記通り)	付記(史料表記通り)(*は筆者注記)
1 享保3(1718)	11.27		木崎野・又重野	御野馬数疋	被取候	狼殊外荒…只今官之内狼討被仰付候様…御鳥清被申越候
2 享保4(1719)	7.5		住谷野[長谷道]	父馬(1歳・飼毛)	狼=被取候	
			住谷野・相内野	御野子共	御男子共數正被取、残ルハ 執ヲ青候	火なわ・薬造候
3 享保6(1721)	2.20	2.12晩	三崎野八戸御領境[平沢]	父馬(-・黒毛)	狼被取候	代り父馬遣様と御申付
		7.5晩	木崎野[細屋]	母駄(-・栗毛)	狼被取候	
		7.6朝	木崎野[久保]	駄(1歳・栗毛)	狼被取候	
4 享保6(1721)	閏7.4	7.12	北野[中久保]	駄(1歳・青毛)	狼被取候	
		7.15晩	北野[大森]	駄(1歳・青毛)	狼被取候	
		7.13晩	大間野[一里塚台]	駄(1歳・青毛)	狼=損被應追候	大風雨、其上きりよ、かく四方見得不申所…狼=損被應追候、表情とても不叶…落候
		閏7.26晩	木崎野[本藤内]	駄(1歳・鹿毛)	狼=被取申候	
		閏7.26晩	北野[中沢]	母駄(-・栗毛)	狼=被取申候	
5 享保6(1721)	9.2	閏7.29晩	有戸野[長崎山]	駄(1歳・栗毛)	狼=被取申候	
		閏7.29晩	有戸野[柳ヶ平]	駄(1歳・飼毛)	狼=被取申候	
		8.1	大間野[-]	駄(1歳・栗毛)	首つよく被廢落申候	大風雨にて四方見わけ無之様=御座候處、狼追立
		8.2晩	又重野[野沢]	駄(1歳・青毛)	狼=被取申候	
		8.9	有戸野[ふうの平]	駄(2歳・栗柏毛)	狼=被取申候	
		8.15朝	木崎野[ほそや平]	駄(1歳・栗毛)	狼被取申候	
6 享保6(1721)	10.20	9.28ヨリ	木崎野[-]	駄(3歳・鹿毛)	定而狼=被取申	御野=見得不申、相場申候得其行衛相知不申由、定而狼被取申可有御座候得其、かわ之見付不申由
7 享保7(1722)	2.26		大間野・奥戸西野[-]	母駄・駄共	狼荒、母駄駄共被取候	威鉄炮為討候様仰出
8 享保8(1723)	1.24	旧年12.28	大間野[-]	駄(1歳・青毛)	狼=被追走りころひ落候	
			奥戸野[鶴之巣]	母駄(8歳・黒鹿毛)	狼=被追散…落申候	大風雨=而東西見分無之所=狼=被追散…ころび
			奥戸野[鶴之巣]	母駄(4歳・青毛)	狼=被追散…雪溜りヨリころひ落申候	大風雨=而候處、狼=被追散…雪溜りヨリころひ
9 享保8(1723)	3.7	2.18落ヨリ	奥戸野[鶴之巣]	母駄(7歳・鹿毛)	狼=被追散…難所へ止落申候	大風雨=而御座候處、狼=被追散…難所へ止落
			奥戸野[鶴之巣]	駄(2歳・鹿毛)	狼=被追散…雪溜りヨリ追落申候	大風雨=而御座候處、狼=被追散…雪溜りヨリ追落、同十九之晚落申候
			奥戸野[鶴之巣]	駄(2歳・鹿毛)	狼=被追散…沢目水溜へ被追落、水大分呑申候と相見得、腹張四足立不申候…落申候	大風雨之廻、狼=被追散…沢目水溜へ被追落、水大分呑申候と相見得、腹張四足立不申候…落申候
10 享保8(1723)	6.2	4.29朝	又重野[三木本平]	駄(1歳・青毛)	狼被取候	
		5.20晩	又重野[長坂平]	駄(1歳・青毛)	狼被取候	
11 享保8(1723)	6.18		相内野[-]	駄(1歳・青毛)	狼被取落	尾髮差越候
12 享保8(1723)	6.19		有戸野[柳沢]	駄(1歳・栗毛)	狼噴散され	張髪も無之付、前足式本…遣之
13 享保8(1723)	6.20		木崎野[-]	駄(1歳・鹿毛)	狼被取候	手形相取添候
		6.16夜	有戸野[物見ヶ平]	駄(1歳・栗毛)	狼=被取候	右尾髮差上
14 享保8(1723)	6.26	6.26夜	有戸野[小村伏山]	駄(1歳・栗柏毛)	狼=被取候	狼=被懸野取仕…段々よわり落候
		6.26夜	有戸野[-]	駄(1歳・栗毛)	狼=被取候	
15 享保8(1723)	6.28	6.25夜	又重野[-]	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	右死馬尾髮來候
16 享保8(1723)	7.1	6.24夜	又重野[鬼越平]	駄(1歳・青毛)	狼被取落候	
17 享保8(1723)	7.8	6.28晩	又重野[風穴平]	母駄(22歳・青毛)	狼=被取落候	尾髮差越候
18 享保8(1723)	7.9	7.3夜	相内野[鷹の首]	駄(1歳・栗柏毛)	狼=被取候	骨圓髮差越候
19 享保8(1723)	7.19	7.24夜	有戸野[掘ノ沢]	- (2歳・栗柏毛)	狼被取候	尾耳差越候
20 享保8(1723)	7.29	7.24夜	有戸野[かし山沢]	- (2歳・栗柏毛)	狼被取候	右落馬尾髮揃え方…差越候
21 享保8(1723)	8.1	7.26	木崎野[天ヶ森]	駄(1歳・鹿毛)	狼被取候	尾髮取添上候
22 享保8(1723)	8.4	7.晦晩	相内野[浅水之水なし]	母駄(7歳・鹿毛)	狼被取候	尾髮耳…差上申候
23 享保8(1723)	8.14	8.10晩	木崎野[-]	駄(1歳・鹿毛)	狼=被取候	尾髮…遣之
24 享保8(1723)	8.28	8.13晩	又重野[-]	- (1歳・青毛)	狼被取申候	尾髮爪差申
25 享保8(1723)	8.晦	8.25夜	木崎野[-]	母駄(-・青毛)	狼=被取候	尾髮ハ前馬場江造ス
26 享保8(1723)	9.19	9.16夜	又重野[-]	母駄(-・栗毛)	狼被取候	尾髮指越能
		9.9夜	大間野[中山]	駄(2歳・青毛)	狼=被取候	尾髮並死馬手形…指越候付而、尾髮摘馬場江造ス
27 享保8(1723)	9.26	9.12夜	大間野[一里塚台]	駄(2歳・青毛)	狼被取候	
		9.16夜	大間野[中山]	駄(2歳・青毛)	狼=被取候	死馬尾髮兩御辯へ遣之
28 享保8(1723)	9(10か)1	9.27夜	木崎野[-]	駄(1歳・栗柏毛)	狼被取候	尾髮仁王御馬塗江造ス
29 享保8(1723)	10.13	10.1夜	大間野[石上台]	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	
30 享保8(1723)	10.23	10.9夜	大間野[龜浦折戸沢]	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	尾髮指越…仁王御馬塗江造
		10.29夜	奥戸野[鶴巣]	駄(2歳・青毛)	狼=被取候	
31 享保8(1723)	11.19	10.30晩	奥戸野[小奥戸沢]	駄(2歳・青毛)	狼=被取候	安屋攝馬場へ遣之
		11.1晩	奥戸野[小奥戸沢]	駄(1歳・鹿毛)	狼被取候	
			奥戸野[-]	駄(1歳・栗毛)		
			奥戸野[-]	駄(2歳・栗毛)		
32 享保8(1723)	12.11	11.23～11.26夜迄	奥戸野[-]	駄(2歳・青毛)	段々狼被取候	尾髮ハ前馬場へ遣ス
			奥戸野[-]	駄(1歳・青毛)		
			奥戸野[-]	駄(1歳・鹿毛)		
			奥戸野[-]	駄(2歳・鹿毛)		
33 享保8(1723)	12.23	12.8晩	奥戸野[-]	駄(1歳・鹿毛)	狼=被取候	
		12.8夜	奥戸野[-]	母駄(15歳・青毛)	狼=被取候	死馬尾髮差越候付、仁王御馬塗へ遣ス
		12.10晩	奥戸野[-]	母駄(18歳・栗毛)	狼=被取候	
34 享保9(1724)	1(2か)3	2.15夜	大間野[かつと石]	父馬(9歳・青毛)	狼=被取候	右兩死馬尾髮…仁王御馬塗へ遣之
		2.15夜	大間野[中山]	駄(2歳・栗毛)	狼=被取候	

35	享保9(1724)25	1.21夜 奥戸野【小奥戸沢】	母駄(15歳・鹿毛) 母駄(4歳・鹿毛)	狼=被取候	
		1.22夜 奥戸野【白沢】	母駄(36歳・櫛河原毛)	狼=被取候	死馬尾髪造候間、仁王御鞭へ遣ス
		1.28夜 三崎野【清水ヶ平】	父駄(-・栗毛)	狼=被取落候	死馬尾耳差越候付、捕馬場御馬屋遣ス
36	享保9(1724)4.27	4.22晩 又重野【鬼越谷地】	駄(1歳・鹿毛)	狼=被取候	
37	享保9(1724)4.15	4月4.11夜 相内野【五戸清水村】	駄(1歳・鹿毛)	狼=被取	死馬尾髪造候間、仁王御鞭へ遣ス
38	享保9(1724)6.7	住谷野[-]	駄(1歳・鹿毛)	狼=被懸…落候	右死馬耳尾髪…捕馬場江遣之
39	享保9(1724)6.8	6.5 又重野【下田三本木谷地】	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	右死馬尾髪…仁王御馬屋遣之
40	享保9(1724)6.9	又重野【池ノ堂谷地】	駄(1歳・青毛) 駄(1歳・青毛)	狼=被取候	右死馬尾髪…桜馬場江遣之
41	享保9(1724)6.11	三崎野【砂子濱】	駄(1歳・栗毛)	狼=被取候	右死馬耳尾…仁王御馬屋へ遣之
42	享保9(1724)6.14	6.7 又重野[-]	駄(1歳・青毛) 駄(1歳・青毛)	狼=被取候	右死馬尾髪…仁王御馬屋江遣之
43	享保9(1724)6.22	6.14晩 有戸野[-]	駄(1歳・栗毛)	狼=被取候	尾髪差越候
		6.16両晩	駄(1歳・栗毛)		
44	享保9(1724)8.13	8.6夜 北野[-]	父馬(-・)	狼=所々被懸候…小疵所々有之候	当分落可申附ニテ無之候
45	享保9(1724)8.晦	8.16夜 大間野【中山】	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	右死馬兩耳尾髪…桜馬場御馬屋江遣之
46	享保9(1724)9.3	8.28 又重野[-]	母駄(25歳・青毛)	狼=被取候	右死馬尾髪…仁王御馬屋江遣之
47	享保9(1724)9.10	北野【中沢】	母駄(-・青毛)	狼=被取候	右死馬尾髪…桜馬場御馬屋江遣之
48	享保9(1724)9.22	9.8夜 大間野[-]	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	右尾髪…桜馬場御馬屋江遣之
49	享保9(1724)10.7	9.晦晩 北野【白前沢】	父御馬(-・栗毛)	狼=被取候	右尾耳…仁王御馬屋江遣之
50	享保9(1724)10.14	10.1 大間野【折戸山】	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	耳尾髪來桜馬場江遣之
51	享保9(1724)10.15	10.4夜 大間野[-]	駄(1歳・青毛)	大風雨=前母駄共散居申候處、狼=被取申候哉	所々相尋候得共、かわ之見付不申候
		大間野【狼沢】	駄(1歳・青毛)	狼=被取申候	石かわ之喰散候故、左前あたり桜馬場御馬屋へ遣之
52	享保9(1724)12.15	12.6晩 三崎野【森畠】	父馬(6歳・栗毛)	狼=被取候	
53	享保11(1726)1.26	1月22夜 大間野[-]	母駄(-・青毛)	狼=被取候	
54	享保11(1726)2.7	1.18晩 大間野【ふほへ沢】	母駄(11歳・栗毛)	狼=被取候	
55	享保11(1726)2.10	1.22晩 大間野【鳥居町】	母駄(20歳・鹿毛)	狼=被取候	
56	享保11(1726)3.9	1.23夜 奥戸野【北奥戸野】	母駄(11歳・鹿毛)	狼=被取候	
57	享保11(1726)3.12	1.25夜 奥戸野【あいの野】	母駄(11歳・鹿毛)	狼=被取候	
58	享保11(1726)3.17	2.6夜 大間野【割石】	駄(2歳・青毛)	狼=被取候	右耳尾指遣訴之
59	享保11(1726)3.25	先月 大間野[-]	父馬(-・)	狼=被懸…數ヶ所続ニ而	色々療治申付候得共…御馬及弱候
60	享保11(1726)4.2	3.19夜 三崎野【森畠】	母駄(13歳・栗毛)	狼=被取候	右耳尾…延越訴之
61	享保11(1726)4.6	3.20晩 奥戸野[-]	母駄(18歳・鹿毛)	狼=被取	尾耳来仁王御厩へ遣之
62	享保11(1726)4.8	3.22夜 又重野[-]	母駄(20歳・栗毛)	狼=被取落候	片耳矮尾…桜馬場へ遣之
63	享保11(1726)4.15	4.11夜 又重野[-]	母駄(17歳・栗毛)	狼=被取候	尾髪來、同所(五戸)御厩へ遣之
64	享保11(1726)4.19	4.13晩 北野[-]	駄(2歳・栗毛)	狼=被取	死馬尾髪…仁王御厩へ遣之
65	享保11(1726)4.22	4.16晩 相内野【沼之久保】	駄(1歳・栗毛)	狼=被取候	尾耳前々之通取仕廻候
		4.13夜 北野【前森】	駄(2歳・栗毛)	狼=被取候	
66	享保11(1726)4.25	4.20夜 又重野【三本木谷地】	駄(2歳・栗毛)	狼=被取候	
			駄(1歳・青毛)	狼=被取候	
		4.22 北野【高森】	駄(2歳・白栗毛)	狼=被取候	
67	享保11(1726)5.2	4.25夜 北野【中沢】	駄(2歳・栗毛)	狼=被取候	右三走之尾耳并別当手形…差遣狀
		4.26夜 北野【相米林】	母駄(-・青毛)	狼=被取候	
68	享保11(1726)5.12	5.6晩 又重野【鬼越平】	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	
69	享保11(1726)5.20	5.13夜 又重野【下市川平】	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	
70	享保11(1726)5.28	5.21夜 相内野【鶴の首】	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	
		又重野【池ノ堂谷地】	駄(2歳・青毛)	狼接取候	
71	享保11(1726)6.6	5.28晩 又重野【三本木谷地】	駄(1歳・青毛)	狼=被取候	右之通五戸御代官ヨリ御別當手形取參請取候
		木崎野【平沼添駆】	母駄(10歳・鹿毛)	狼=被取候	
72	享保11(1726)6.9	木崎野【天ヶ平】	駄(1歳・鹿毛)	狼=被取候	
73	享保11(1726)6.15	6.10晩 相内野[-]	母駄(18歳・鹿毛)	狼つよくかけられ	養生申付候得共…落候
		3.11晩 相内野【ときの沢】	母駄(3歳・黒鹿毛)	狼=被取候	
74	享保11(1726)6.25	又重野【池堂谷地】	駄(2歳・青毛)	狼=被取候	五戸御代官吟味之上、野馬手形差越、受取置候
75	享保11(1726)7.8	7.1晩 北野[-]	父馬(5歳・栗毛)	狼=被取候	尾耳取上、別当手形…遣候
76	享保11(1726)7.14	7.7夜 木崎野【喜蔵内平】	駄(2歳・青毛柏毛)	狼=被取候	御野守手形取上來候
77	享保11(1726)9.15	9.9晩 又重野【三本木谷地】	駄(2歳・栗毛)	狼=被取	五戸御代官吟味之上、野馬手形成受取候
		1.21晩 大間野【中山】	母駄(4歳・青毛)	狼=被取候	
78	享保16(1731)2.17	1.22晩 大間野【割石浜】	駄(3歳・青毛)	狼=被取候	(* 享保16.2.19条にも記載あり)
		1.28晩 大間野【鳥井駆】	駄(3歳・栗毛)	狼=被取候	(* 享保16.2.18条にも記載あり)
79	享保16(1731)2.29	2.14夜 奥戸野【くうせん】	駄(2歳・青毛)	狼=被取候	
80	享保16(1731)2.晦	2.14夜 奥戸野【正浩】	駄(2歳・青毛)	狼=被取候	
81	享保16(1731)5.12	又重野【鬼越沢】	駄(16歳・青毛)	狼=被取候	見分人遣見届相違無之旨
		有戸野【小倉伏山柳ヶ平】	駄(1歳・栗毛)	狼=被取候	有戸野狼悉荒候付…狼取清吉五戸=能在候故、直々相應候様申付候
82	享保16(1731)6.218	7.8晩 奥戸野【小奥戸川目深谷地】	母駄(6歳・鹿毛)	狼被懸…谷地江入落候	御弓力…造為見届、相違無之付印取置
83	享保16(1731)7.19	7.28夜 北野【さしちなど】	母駄(3歳・栗毛)	狼=被取候	尾耳取上…遣之
84	享保16(1731)8.4	8.3夜 北野【大盛(大守)】	母駄(3歳・栗毛)	狼=被取	北野殊之外狼荒候付、狼取商人申付置候(* 享保16.8.11条にも記載あり)
85	享保16(1731)8.8	8.20晩 有戸野【小倉伏山】	駄(2歳・栗毛)	狼=被取候	
86	享保16(1731)9.1	9.17 大間野[-]	母駄(3歳・青毛)	狼=被取候	
87	享保16(1731)9.17				

88	享保 16 (1731) 11.27	大間野 [折戸山]	駄 (1歳・青毛)	狼=被取候	
89	享保 19 (1734) 4.12	大間野 [加と石]	駄 (2歳・青毛)	狼=被取候	
90	享保 19 (1734) 4.13	又守村 [こわやち平]	母駄 (7歳・鹿毛)	狼=被取候	御野守中相見届、無相違断
91	享保 19 (1734) 4.18	木崎野 [高井津]	母駄 (10歳・鹿毛)	狼=被取候	
92	享保 19 (1734) 12.3	亦赤野 [三本谷地]	母駄 (8歳・青毛)	狼=被取候	見付無相違
93	享保 19 (1734) 12.27	大間野 [かつと有]	母駄 (36歳・青毛)	狼=被取候	
94	享保 20 (1735) 8.6	12.11晩ヨリ 大間野 [□ (虫掛) 戸]	父 (4歳・青毛)	狼=被取致死馬候	
95	元文 2 (1737) 2.17	7.23夜 袖戸野 [小奥戸沢]	駄 (2歳・鹿毛)	狼=被取、死馬=相成候	見届相違無之付、尾髪耳取置候
96	元文 2 (1737) 2.18	大間野 [古沢]	駄 (2歳・栗毛)	狼=被取候	
97	元文 2 (1737) 5.10	奥戸野 [小奥戸戸]	母駄 (22歳・吉毛)	狼=被取候	
98	元文 2 (1737) 5.11	1.29 大間野 [-]	母駄 (21歳・青毛)	狼=被取候	[* 元文 2.5.11条にも同記載あり]
99	元文 2 (1737) 11.26	木崎野 [下馬堂平]	母駄 (20歳・栗毛)	狼=被取、死馬致候	
100	元文 3 (1738) 2.10	11.15 三崎野 [おい・坂平]	駄 (2歳・鹿毛)	狼=被取候	
101	元文 4 (1739) 8.20	22 北野 [中久喜]	駄 (2歳・栗毛)	狼=被取候	
102	元文 4 (1739) 9.18	相内野 [庭敷]	駄 (1歳・青毛)	狼=被取候	
103	寛保元年 (1741) 3.19	8.29夜 又重野 [池ノ堂]	父駄 (5歳・青毛)	狼=被取候	早速野取いたし療治申付候得共、段々弱り…落候
104	寛保 3 (1743) 3.24	3.13夜 袖戸野 [細川]	母駄 (9歳・栗毛)	狼=被取候	
105	寛保 3 (1743) 閏 4.2	又重野 [-]	母駄 (11歳・栗毛)	狼=被取候	
106	寛保 3 (1743) 閏 4.5	4.27晩 住谷野 [金くそ沢]	母駄 (12歳・青毛)	狼=被取、死馬=相成候	辺澤村預、右両正狼=被取
107	寛保 3 (1743) 閏 4.11	4.26 住谷野 [小田原沢]	母駄 (15歳・青毛)	狼=被取候	
108	延享 4 (1747) 9.27	4.4.6夜 住谷野 [川代]	駄 (2歳・鹿毛)	狼=被取候	
109	延享 4 (1747) 11.7	9.20夜 北野 [ときとう沢]	駄 (1歳・栗毛)	狼=被取候	御代官下役…差遣遂吟味候處、無相違候付、尾耳取上御野馬并御馬肝領述刑手形御代官未吉=而差遣候
110	宝暦元年 (1751) 3.28	10.12夜 北野 [赤石川]	駄 (1歳・鹿毛)	狼=被取候	
111	宝暦元年 (1751) 4.11	3.22 三崎野 [孤濱]	駄 (1歳・栗毛)	狼=被取、死馬=相成候	見分人申付、無相違=付為取仕舞、御野守ヨリ手形取上、未書=而御野馬別当へ遣候
112	宝暦元年 (1751) 5.10	45 三崎野 [八戸御領すかう内]	母駄 (10歳・栗毛)	狼=被取、死馬=相成候	下役…見届遣之、相違無之段野田御代官ヨリ以書状訴申來
113	宝暦元年 (1751) 5.25	木崎野 [喜蔭内平]	駄 (2歳・鹿毛)	狼=被取候	下役…見届遣之、死馬無相違由
114	宝暦 2 (1752) 7.8	5.20 三崎野 [戸之鼻]	駄 (2歳・栗毛)	狼=被取死馬相成	見分人遣之為見届、無相違=付耳尾取上候 (*宝暦 2.7.10条にも記載あり)
115	宝暦 3 (1753) 2.10	6.晦 北野 [大森 (大守)]	母駄 (14歳・栗毛)	狼=被取死馬相成候	
116	宝暦 3 (1753) 3.20	三崎野 [北神山]	駄 (2歳・栗毛)	狼=被取死馬相成候	下役之者訴之、遂吟味候之便、死馬無相違=付、御野馬肝入手形…來候 (*宝暦 3.3.17条にも記載あり)
117	宝暦 3 (1753) 4.37 (27か)	又重野 [梨子平]	駄 (10歳・栗毛)	狼=被取死馬候	下役指遣為見届候處相違無之
118	宝暦 3 (1753) 5.21	5.18 相内野 [北之沢]	駄 (2歳・黒鹿毛)	狼=被取落候	見分御馬資…差遣吟味申候處、死馬無相違旨申出候
119	宝暦 3 (1753) 6.5	6.1 木崎野 [京蔭内平]	駄 (2歳・白栗毛)	狼=被取落候	為見届候處無相違、尾耳 (*差遣脱力) 候
120	宝暦 3 (1753) 6.8	又重野 [上市川村池堂谷地]	駄 (2歳・青毛)	狼=被取落候	
121	宝暦 3 (1753) 7.1	6.25 住谷野 [北之沢]	駄 (1歳・鹿毛)	狼=被取落候	為遂見分候處、相違無之
122	宝暦 3 (1753) 7.5	7.2晩 住谷野 [金くそ沢]	駄 (1歳・鹿毛)	狼=被取落候	見分人遣為見届候處、死馬無相違候
123	宝暦 3 (1753) 7.17	7.10夜 三崎野 [いもう□ (虫掛) カ]	母駄 (16歳・鹿毛)	狼=被取落候	為見届候處、死馬無相違
124	宝暦 3 (1753) 8.3	北野 [なしこたそ]	駄 (2歳・栗毛)	狼=被取死馬相成候	下役見分申付、差遣候處、死馬相違無之
125	宝暦 3 (1753) 8.18	北野 [大森]	駄 (13歳・青毛)	狼=被取候	見分下役申付為見届候處、死馬相違無之
126	宝暦 3 (1753) 9.1	北野 [長めき]	駄 (1歳・栗毛)	狼=被取死馬=相成候	見分人指遣シ為見届候處、相違無之
127	宝暦 3 (1753) 9.15	8.22・23 北野 [-]	母駄 (-・栗)	狼=被取死馬=相成候	
128	宝暦 3 (1753) 9.21	又重野 [下田村三本谷地]	駄 (-・栗毛)	狼=被取	右四正狼=被取、死馬相違無之段御代官未吉=而指出候
129	宝暦 5 (1755) 3.8	9.8 三崎野 [いもふ崎]	母駄 (29歳・鹿毛)	狼=被取死馬相成候	見分人指極候所、相違無之
130	宝暦 5 (1755) 6.24	9.9 三崎野 [田畑之平]	駄 (2歳・栗毛)	狼=被取死馬=相成候	見分人差越為見届候處、死馬相違無之
131	宝暦 5 (1755) 7.5	7.1夜 北野 [横沼渡頭]	駄 (2歳・栗毛)	狼=被取死馬相成候	為見分下役差越為見届候處、死馬相違無之
132	宝暦 5 (1755) 7.23	7.19 銚渡野 [めん所ヶ平]	駄 (1歳・栗毛)	狼=被取落候	為見届候處、死馬相違無之
133	宝暦 5 (1755) 7.25	7.20夜 三崎野 [ゆかの平]	母駄 (5歳・栗毛)	狼=被取落候	見分人差越為見届相違無之旨
134	宝暦 5 (1755) 11.6	7.26夜 三崎野 [いもふ崎]	駄 (1歳・水青毛)	狼=被取落候	例之通見分人下役…差遣遂吟味候處、死馬相違無之
135	宝暦 6 (1756) 3.10	2.晦 三崎野 [-]	母駄 (16歳・栗毛)	狼=被取死馬相成候	見分人差越為遂吟味候處、無相違候付、尾耳取上…差遣候
136	宝暦 7 (1757) 6.晦	6.20夜 北野 [横沼山]	駄 (16歳・栗毛)	狼=被取候	
		6.21夜 北野 [長崎山]	駄 (13歳・褐色)	狼=被取候	
		6.17夜 北野 [八戸御領(水沢山)]	駄 (3歳・栗毛)	狼=被取候	
		6.21夜 三崎野 [狼穴]	駄 (1歳・栗毛)	狼=被取候	
		6.21夜 三崎野 [中ノ嶋]	駄 (1歳・栗毛)	狼=被取候	

137	宝暦7(1757)7.17	7.3夜	大間野〔蛇浦山沢里〕	母駄(8歳・青毛) 駄(1歳・青毛)	狼被取候	
138	宝暦7(1757)8.3	7.22	三崎野〔馬波〕	駄(1歳・栗毛)	狼被歎死馬	
139	宝暦7(1757)8.14	7.27夕	奥戸野〔猿鹿〕	母駄(4歳・青毛)	狼被取死馬	為見届候處、無相違之
140	宝暦7(1757)8.16	7.25ヨリ	三崎野〔砂子瀬崎〕	駄(1歳・栗毛)	狼-被被喰候	相候候得共、喰-而見當不申
141	宝暦7(1757)8.27	8.14	奥戸野〔折山〕	駄(1歳・青毛)	狼被取死馬相違無之	
142	宝暦7(1757)9.5	8.24夕	奥戸野〔白粒田〕	駄(2歳・青毛)	狼被取死馬相違無之	
143	宝暦8(1758)3.10		北野〔八戸御籠木時山〕	母駄(16歳・栗毛)	狼被歎死馬	
144	宝暦8(1758)4.3		住谷野〔川代坂〕	駄(1歳・鹿毛) 駄(1歳・鹿毛)	狼-被取死馬相成候	為見届候之處、無相違
145	宝暦8(1758)4.22	4.17夜	住谷野〔住谷平〕 住谷野〔坂〕	駄(5歳・黒鹿毛) 駄(2歳・青毛)	狼-被取落候	御代官ヨリ手形、未書ヲ以取上
146	宝暦8(1758)4.28	4.23	住谷野〔住谷平〕	駄(1歳・鹿毛)	狼-被取死馬相成候	
147	宝暦8(1758)5.1	4.18夜	大間野〔勘十郎沢〕	駄(2歳・青毛)	狼-被取死馬-相成候	為見届候處、相違無之
148	宝暦8(1758)5.7	5.2夜	住谷野〔足沢〕	駄(4歳・鹿毛)	狼-被取落候	為見届候處、死馬相違無之
149	宝暦8(1758)5.18	5.12夜	相内野〔-〕	駄(1歳・鹿毛) 駄(1歳・青毛)	狼被取落候	遂吟味候處、相違無御座候
150	宝暦8(1758)5.25	5.20	相内野〔墨舎〕	駄(1歳・鹿毛)	狼被取落候	為見届候處、死馬相違無之
151	宝暦8(1758)7.16		蛭巣野〔糞本沢〕	駄(1歳・栗毛)	狼-被取落候	吟味之處、死馬相違無之
152	宝暦8(1758)8.27		相内野〔-〕	父(駄か)馬(2歳・栗毛)	狼-被懸-死馬相成候	跡足筋之上狼-被懸…御野取療治仕…養生不叶…死馬相成候
153	宝暦8(1758)8.29	8.15夜	奥戸野〔-〕	駄(1歳・鹿毛) 駄(1歳・青毛)	狼-被取死馬-相成候	遂吟味候處、相違無之
154	宝暦9(1759)1.29	1.20夜	三崎野〔-〕	駄(2歳・栗毛)	狼-被喰落候	為見届候處、死馬相違無之
155	宝暦9(1759)4.1		三崎野〔-〕	- (2歳・栗毛)	狼數々所懲られ	狼-被迫立、怪我可之旨
156	宝暦9(1759)5.21	5.8夜	大間野〔狼沢〕	- (1歳・鹿毛)	狼-被取候	出産之所…狼-被取候
			奥戸野〔-〕	駄(1歳・栗毛)	狼-被取	尻喰散、爪先計有之
		5.18夜	奥戸野〔相ノ野〕	駄(1歳・栗毛)	狼-被取	尻散足三本有之
157	宝暦9(1759)6.2	5.19夜	奥戸野〔白砂浜之上〕	駄(1歳・栗毛)	狼被取	尻喰散頭計有之
			奥戸野〔小奥戸ノ沢口〕	駄(1歳・青毛)	狼-被取	尻不残喰散候
		5.22夜	奥戸野〔首差石口〔虫掛〕〕	駄(1歳・青毛)	狼-被取	尻不残喰散候
158	宝暦9(1759)7.7	6.24	大間野〔鰯浦村前垣〕	駄(2歳・青毛)	狼-被取	尻喰散、尾筒共氣之、兩耳馬尻計相残候
159	宝暦9(1759)8.22		大間野・奥戸野〔-〕			以之外狼荒…当年駄二歳者ニ走相残喰計御座候、母駄并駄当歳駄、二歳数拾疋被取申候
160	宝暦9(1759)11.7	10.28夜	三崎野〔八戸領源訪尋〕	付駄(18歳・栗毛)	狼被取、死馬相成候	例之通見夫人差遣、為見届無相違候
161	宝暦10(1760)3.24	3.18夜	北野〔外屋敷山〕	- (17歳・青毛)	狼-被取死馬相成候	見夫人差遣、為見届候處、死馬無相違
162	宝暦10(1760)3.29	3.17夜	大間野〔経留沢〕	駄(1歳・青毛)	狼被取候	
		3.19夜	大間野〔寺屋敷谷地〕	駄(1歳・青毛)	狼被取候	為見届候處、死馬相違無之、尻取仕廻例之通始末申出候
163	宝暦10(1760)4.5	3.23夜	奥戸野〔佐井村平田平〕	駄(1歳・青毛)	狼-被取死候	見届相違無之、尻取仕廻…馬手形差出候
			奥戸野〔材木谷地〕	駄(1歳・鹿毛)	狼被取死候	
164	宝暦10(1760)4.28	4.13夜	奥戸野〔七郎たへ〕	駄(1歳・青毛)	狼-被取死馬	見届候處、死馬無相違
165	宝暦10(1760)5.4	4.14	奥戸野〔相ノ野〕	駄(1歳・青毛)	狼-被取死馬	
166	宝暦11(1761)5.4	4.27夜	相内野〔長いも〕	駄(1歳・青毛)	狼-被取落候	女狼毛元…前書之死馬正毒薬仕廻候處之、去月廿八日留上候
167	宝暦11(1761)8.9	8.2	又重野〔淨法寺田山〕	駄(1歳・青毛)	狼-被取、死馬相成候	為見届候處、無乳泥旨申來候
168	宝暦11(1761)11.29		相内野〔-〕	駄(1歳・黒鹿毛)	狼-被懸-死馬相成候	附藥等為致候得共不相明…死馬相成候
169	宝暦12(1762)8.4	7.23夜	相内野〔長いも〕	駄(1歳・鹿毛)	狼被取落候	為見届候處、死馬相違無之
170	宝暦12(1762)10.10	9.2夜	三崎野〔すぐろ久保〕	駄(1歳・栗毛)	狼被歎死馬相成	尾耳不残喰散、前左足計在之候(*宝暦12.10.15条にも記載あり)
171	明和1(1764)6.9	6.3夜	三崎野〔すぐろ久保〕	駄(2歳・栗毛)	狼被歎死馬相成	狼敷正と相見得、散々喰散、耳屎無之
172	明和1(1764)12.29	12.22夜	北野〔あふう畠ヶ〕	駄(1歳・栗毛)	狼被歎死馬	例之通始末致取仕廻候
173	明和2(1765)6.3	5.26	北野〔芭花〕	駄(2歳・栗毛)	狼-被歎死馬相成候	噴ちらし片耳尾計有之
		3.29	北野〔ほらひ沢〕	駄(2歳・水青毛)	狼被歎死馬相成候	
			北野〔大森〕	駄(2歳・鹿毛)	狼-被歎死馬相成	兩耳被喰、尾計有之
174	明和3(1766)4.7	3.晦夜	三崎野〔めづら〕	駄(2歳・栗毛)	狼-被歎死馬相成	體計有之由
		4.1夜	三崎野〔猶ヶ平〕	駄(13歳・鹿毛)	狼-被歎死馬相成	右耳尾計有之由
			北野〔芭花〕	駄(18歳・栗毛)	狼-被歎死馬相成	
175	明和3(1766)4.11	4.4夜	北野〔鳥宿〕	駄(2歳・栗毛)	狼-被歎死馬相成	耳尾共-被喰散、足計有之候(*明和3.4.14条にも記載あり)
			北野〔牛ころひ〕	駄(19歳・栗毛)	狼被歎死馬相成	
176	明和3(1766)4.24	4.19夜	住谷野〔-〕	駄(1歳・青毛)	狼被歎落候	為見届候處、死馬無相違
177	明和3(1766)7.6	6.29	相内野〔北ノ沢〕	駄(1歳・青毛)	狼被歎死馬相成	
178	明和3(1766)8.1	7.26夜	相内野〔屋敷長根〕	駄(1歳・青毛)	狼被歎死馬相成候	
179	明和4(1767)1.29	1.22夜	北野〔油畠〕	駄(2歳・白栗毛)	狼被取死馬	為見分下役…差遣候處、死馬相違無之
			北野〔黒畠〕	駄(2歳・栗毛)	狼-被歎死馬相成	
180	明和4(1767)2.18	2.8夜	北野〔田子ノ平〕	駄(2歳・栗毛)	狼-被歎死馬相成	頭尾計有之
			北野〔桑畠〕	駄(2歳・白栗毛)	狼被歎	片耳尾計有之
181	明和4(1767)4.20	4.13夜	北野〔高しつ〕	駄(2歳・栗毛)	狼被噴	吹散シ尾耳無之、足計有之候
182	明和4(1767)8.8	7.2夜	三崎野〔中之沢〕	駄(1歳・栗毛)	狼被噴	
183	明和4(1767)9.14	9.9	三崎野〔きとうし(きとふし)〕	駄(1歳・栗毛)	狼被噴候	為見届候處、相違無之(*明和4.9.21条にも記載あり)
184	安政2(1855)7.3		三崎野〔-〕	(駄9行程)	狼荒人…死馬九行程有之、主-狼懸御座候	(*安政2.5.23条にも同様の記載あり)

279疋が喰い殺された。これは數疋を2疋として計算し、ケガ4疋(4件)と數十疋(宝暦9.8.22)と死馬9疋(安政2.7.3)は含めなかった。

内訳① 北から大間野41疋・奥戸野48疋・有戸野16疋・木崎野18疋・又重野41疋・相内野21疋・住谷野16疋・北野47疋・三崎野30疋。

内訳② 犬126疋(1歳81疋、2歳38疋、3歳5疋)、母駄68疋(4~36歳)、駄57疋(1歳37疋、2歳20疋)、父駄12疋、不明16疋。

表3 狼の捕獲記録

出典、盛岡藩「用人所難書」

記録年(西暦)月日	場所[代官所]	捕獲者 居村、身分(名前)	捕獲状況 (「」内は表記通り)	狼捕獲 数	備考(「」内は表記通り)
1 宝永7(1710)11/1		鳥見(金田一甚十郎)	「討上候」	1疋	褒美300文を付与
2 享保3(1718)2/15			「去年中討上ル」	2疋	諸鳥や狼を討上げる
3 享保3(1718)7/6	[三戸]住谷野		「おつそニ而留候」	1疋	「如例御褒美相渡候様」(7月12日条にも記載あり)
4 享保3(1718)間10/22	中野新六場所		「見当、討上候」	1疋	「御勅願仕候様御櫻部屋遣之」
5 享保3(1718)12/10	[五戸]	給人(工藤十左衛門)	「討上之」	1疋	狼を「御鷹部屋へ遣ス」・「家老席難書」12月11日条に同様記載あり
6 享保3(1718)12/14			「討上候」		褒美金2歩を付与
7 享保3(1718)12/14	[五戸]本崎野	給人(中市長兵衛)	「討留候」	1疋	狼を「御鷹部屋へ遣ス」・「家老席難書」12月14日条に同様記載あり
8 享保3(1718)12/24	[五戸]又重野末	給人(日時八左衛門)	「狼討被仰付候候…討留候」	1疋	狼を「御鷹部屋遣之」・「家老席難書」12月17日条に同様記載あり
9 享保3(1718)12/24	[五戸]又重野末、七崎村	給人(日時八左衛門)	「討留候」	男1疋	
10 享保3(1718)12/25	[五戸]木崎野末、百石村	給人(中市長兵衛)	「討留候」	男1疋	狼を「御鷹部屋へ遣ス」(12月20,21日夜捕獲)
11 享保3(1718)12/25	[五戸]又重野末、五戸村	給人(鳥谷部弥右衛門)	「討留候」	女1疋	
12 享保3(1718)12/26	[五戸]木崎野、相坂村	給人(工藤十左衛門)	「討留」	女1疋	狼を「御鷹部屋へ遣ス」
13 享保4(1719)1/17	[五戸]又重野、米田村	給人(米田友右衛門)	「討留候」	1疋	狼を「御鷹部屋へ遣之」・「家老席難書」1月18日条に同様記載あり
14 享保4(1719)3/14	[五戸]七崎村	給人(日時八左衛門)		1疋	狼を「御鷹部屋遣ス」
15 享保4(1719)11/21	[五戸]木崎野	給人(日時八左衛門)	「討留候」	男1疋	(11月19日晚捕獲)
16 享保4(1719)11/22	[五戸]五戸村	給人(鳥谷部弥右衛門)	「討留候」	1疋	
17 享保4(1719)12/17	[五戸]木崎野近所	給人(米田友右衛門)	「討上候」	男1疋	「右狼御賄所へ預ケ置」(12月13日捕獲)
18 享保4(1719)12/19	[三戸]相内野近所	給人(中市長兵衛)	「討留候」	男1疋	「右狼御賄…へ申達預ケ置」(12月16日捕獲)
19 享保8(1723)8/20	[三戸]相内野	相内野、別当	「おつそニ而取上候」	女1疋	「右狼尚皮早々差上候様…前例之通御褒美御代銭七百文御貯所ヨリ遣候等」
20 享保8(1723)8/25					「狼之皮…御廬へ相渡ス、歯ハ頸…虫付候間、先達而捨候由…為薄寅美御代物七百文…被下之」
21 享保8(1724)4/25	[三戸]	貝森村(助五郎)	「取上候」	子6疋	「御賄所…狼皮六枚相達候」(4月22日捕獲)
22 享保9(1724)間4/12	[福岡]	海上村(甚右衛門)	「取上候」	子5疋	「狼之皮五枚相達候由、御賄中訴之」(間4月9日捕獲)
23 享保9(1724)間4/21		百姓		(子6疋)	代官が褒美の坦額を要請(先頭捕獲)
24 享保9(1724)間4/22	[福岡]	安鹿村(作十郎)	「取上候」	大1疋	「狼皮御賄所へ相達候」(間4月20日捕獲)
25 享保9(1724)間4/24	[福岡]	大塚村(原助)	「取上候」	子6疋	「狼皮御賄所へ相達候」(間4月21日捕獲)
		野田村、猿師(兵四郎)	「鉄炮…而討留候」	大1疋	
		二升石村、百姓(新五郎)	「ふすヘ殺候」	子6疋	
26 享保9(1724)間4/28	[野田]([福岡?])	大芦村、百姓(万右衛門)	「右同斯」(ふすヘ殺)	子3疋	「狼數都合拾四頭…皮を御賄所へ路々遣候…御褒美ハ止而申立候義有之候間、御褒美錢遣候義相控候」
		野田村、百姓(才三郎)	「右同斯」(ふすヘ殺)	子1疋	
		三崎、野守(又十郎)	「鉄炮…而討留候」	大3疋	
27 享保9(1724)5/13	[五戸]	三沢村、百姓(新九郎)	「留上候」	子5疋	狼を「御賄所江差上候」
28 享保9(1724)5/19	[三戸]	川代村、又木(長助)	「取上候」	子2疋	「皮・仕、御賄所江差上候」
29 享保9(1724)6/11	[福岡]	梅内村(又五郎)	「留上候」	子1疋	
30 享保9(1724)6/18	[福岡]	鶴山村(長助)		子1疋	「皮・きば共御賄所江差上候」
		鶴山村(助十郎)	「留上候」	子1疋	
		小島屋村(与七郎)		子1疋	
31 享保9(1724)7/9	[七戸]	水喰(?)村(左京助)	「取上候」	男1疋	「皮・きば共御賄所江差上候」
32 享保9(1724)7/18	[野田]	有戸野、別当(兵部)	「取上候」	女1疋	
33 享保9(1724)7/18	[野田]	三崎野、野守(又十郎)	「鉄炮…而討留候」	子1疋	
34 享保9(1724)9/21	[三戸]	野田村(文助)	「留上候」	男1疋	狼を「御賄所江差上候」
35 享保9(1724)10/3	[野田]御野	鮎沼村、狹木(作十郎)	「留上候」	男1疋	
36 享保9(1724)10/3	[福岡]	鮎沼村、狹木(四郎左衛門)	「御野之内而留候」	女1疋	狼を「御賄所江差上候」
37 享保9(1724)10/18	[福岡]	下斗米村(久左衛門)	「留上候」	母1疋	
38 享保9(1724)10/21	[野田]	(庄五郎)	「留上候」	男1疋	「皮・きは共御賄所江差上候」
39 享保9(1724)11/22	[野田]	白前村(右京助)	「留上候」	女1疋	狼を「如例御賄所へ指出」
40 享保9(1724)11/22		完(鬼力)清水村(惣次郎)		男1疋	「皮御賄所江差上候」
41 享保9(1724)12/13	[野田]	飼師	「討留候」	3疋	「皮御賄所江差上候…御野別当又十郎討留候狼之御褒美ハ不被下候」
		三崎野、別当(又十郎)		1疋	
		(野田村力)狹師(勘兵衛)		男2疋	
		戸曾石村(宇部村力、清之丞)	「留上候」	女1疋	
		宇部村(戸曾石村力、権九郎)		男1疋	「皮五枚御賄所江差上候」
42 享保11(1726)1/7	[五戸]	折茂村(又兵衛)	「留上」	男1疋	狼を「御賄所江指遣候」
43 享保11(1726)2/7	[福岡]	白鳥村(凌衛門)	「留上」	男1疋	狼を「御賄所江差上」
44 享保11(1726)2/10	[野田]	野田村、獵師(善之丞)	「留上」	女1疋	「皮御賄所江指越候」

42	享保11(1726)2/22	[野田]	宇都村、狼取カ(清之丞)	'留上'	1疋 「皮御賄所指越候…旅能代、樂代各一日百八拾文宛、清之丞相渡可申哉」
			野田村、狐師(又助)		女1疋 「皮御賄所指越候」
			茂一村(金之尉)		女1疋 「皮御賄所指越候」
43	享保11(1726)3/7	[福岡]	白鳥村(二六)	'留上'	女1疋 狼を「御賄所へ差遣候」
44	享保11(1726)3/9	[野田]	野田村、狐師(又助、庄三郎、兵四郎、平三郎、左衛門五郎)	'留上'	男3疋 女2疋 「皮五枚御賄所へ差越候」
45	享保11(1726)4/17	[野田]	野田村、狐師(勘兵衛、兵四郎)	'討上'	男2疋 「皮武枚指置御賄所へ」
46	享保11(1726)4/21	[福岡]	外山村(喜左衛門)	'留上'	子4疋 狼を「御賄所へ差遣候」
47	享保11(1726)4/22	[野田]	諸代村(左衛門五郎)	'留上'	男1疋 狼を「御賄所へ差越候」
48	享保11(1726)5/9	[福岡]	月館村、百姓(孫六)	'留上'	子5疋 狼を「御賄所へ指上候」
49	享保11(1726)5/12	[野田]	野田村、狐師(專助、六平、平次、石京助)	'留上'	母子6疋 「皮六枚御賄所へ差上候」
50	享保11(1726)5/17	[五戸]		'段々留上'	子23疋 狼を「御賄所へ差出候」
51	享保11(1726)5/25	[福岡]	月館村、百姓(孫六)	'取上'	子4疋 狼を「御賄所へ差越候」
			百姓(又次衛門)		子3疋
52	享保11(1726)5/28	[五戸]		'段々取上候'	子15疋 「御賄所正差遣候…御褒美如例相渡候」
53	享保11(1726)6/16	[田名部]	狼取(清之丞)	'留上'	7疋 「皮御賄所へ差越候」
54	享保11(1726)6/18	[三戸]	狼取(清吉)	'取上'	女1疋 「皮御賄所江差越」
			関根村(久作)		子2疋
55	享保11(1726)7/5	[五戸]	狼取(清之丞)	'留上'	男女2疋 狼を「御賄所江差遣候」
56	享保11(1726)7/10	[三戸]	狼取(清吉)	'取上候'	5疋
57	享保11(1726)9/7	[五戸]	百姓	'五戸御百姓留'	4疋 「皮一枚御賄所へ差遣候…御褒美御定目之通相渡候」
58	享保11(1726)9/15	[五戸]	狼取(清之丞)	'取上'	男2疋 狼を「御賄所へ遣候」
59	享保11(1726)10/7	[五戸]	狼取(清之丞)	'取上'	女1疋 「皮御賄所へ差遣候」
60	享保11(1726)12/2	[五戸]	百姓(太郎介)	'留上候'	父1疋 「皮計御賄所へ來…例之通褒美御定目之通相渡候」
61	享保11(1726)12/22	[五戸]	百姓	'留上'	男1疋 「皮御賄所江差上候」
62	享保16(1731)5/3	[五戸]	海老川村(重助)	'留上'	子4疋 「皮四枚御賄所へ差遣候…御褒美御定目之通御役錢を以相渡之」
63	享保16(1731)6/4	[五戸]	狼取(清吉)	'留上'	男女2疋 「皮或御賄所江差上…御褒美御定目之通相渡候」
64	享保16(1731)6/10	[野田]	宇都村(右菊門五郎)	'取上候'	子5疋 「皮七枚御賄所江指上候」
			宇都村(左衛門五郎)		子2疋
65	享保16(1731)6/14		狼取(清吉)	'留上候'	男2疋 女1疋 「皮三枚御賄所へ指上候…御褒美御定目之通御役錢之内江相渡候」
66	享保16(1731)6/21	[五戸]	狼取(清吉)	'取上'	女1疋 「皮・牙・ハ筋所江差上候」
67	享保16(1731)7/5	[野田]	狼取(清之丞)	'討留'	女1疋 「皮毛枚御賄所へ差上候」
68	享保16(1731)7/20	[野田]	狼取(清之丞)	'留上候'	男女2疋 「皮御賄所江差上候」
69	享保16(1731)9/29	[野田] 北野	狼取(清之丞)	'討上候'	男2疋 女4疋 「皮六枚御賄所江差出候」
70	享保19(1734)3/9	[野田]	宇都村(惣右衛門)	'留上候'	男1疋
71	享保19(1734)10/16	[五戸]	狼取(清吉)	'留上候'	男女2疋 「皮・牙共・御賄所へ指上、御褒美御定目ノ順相渡候」
72	享保19(1734)12/3	[野田]	宇都村(惣右衛門)	'留上'	男女7疋 「皮七枚御賄所江指上候」
73	享保19(1734)12/6	[野田]	宇都村(惣右衛門)	'留上'	6疋 狼を「御賄所江指出候」
74	享保19(1734)12/11	[五戸]	狼取(清吉)	'留上'	1疋 狼を「御賄所へ指上候」
75	享保20(1735)2/29	[野田]	濱岩水村(庄之助)	'留上'	男1疋 「皮一枚御賄所へ差上候」
76	享保20(1735)3/20	[野田]	宇都村(惣右衛門)	'留上'	男女2疋 「皮御賄所江指上候」
77	享保20(1735)4/12	[野田]	濱岩泉村(庄之助)	'留上候'	男1疋 「皮毛枚御賄所江指出候」
78	享保20(1735)11/17	[野田]	宇都村(惣右衛門)	'取上'	女1疋 狼を「御賄所へ遣候」
79	享保20(1735)12/20	[野田]	宇都村(惣右衛門)	'留上'	男1疋 女5疋 「皮御賄所江差越候」
80	元文2(1737)3/1	[野田]	狼取(清之丞)	'留上'	男2疋 女2疋 「皮四枚御賄所へ遣候」
81	元文2(1737)3/20	[野田]	狼取(清之丞)	'留上'	男2疋 女2疋 「皮四枚・御賄所江指越候」(3月1日条の狼か)
82	元文2(1737)3/27	[野田]	狼取(清之丞)	'取上'	女2疋 「皮武枚御賄所江差上候」
83	元文2(1737)6/25	[野田]	狼取(清之丞)	'留上候'	女3疋 「皮三枚御賄所江指越候」
84	元文2(1737)7/6	[五戸]	狼取(清吉)	'留上'	男女2疋 「皮・牙共・御賄所江指出候」
85	元文2(1737)8/22	[野田]	狼取(清之丞)	'留上候'	女1疋 「皮八筋所江差遣候」
86	元文2(1737)9/20	[野田]	狼取(清之丞)	'留上候'	男1疋 女3疋 「皮御賄所江差上候」
87	元文2(1737)11/10	[野田]	狼取(清之丞)	'留上'	男4疋 女7疋 「皮拾壹枚例之通御賄所差出候」
88	元文2(1737)12/17	[内内]	猿橋村(彦右衛門)	'討留候'	1疋 「右御褒美之義申来候付、御定日之通御役錢之内江相渡候様…せをい通シ而來候付…泊之賄切手…被送」
89	元文3(1738)2/5	[野田]	狼取(清之丞)		女3疋 「皮八筋之通御賄所江差上候」
90	元文3(1738)2/21	[野田]	狼取(清之丞)	'留上候'	男1疋 女2疋 「皮三枚御賄所江差上候」
91	元文3(1738)9/14	[野田]	狼取(清之丞)	'留上'	女1疋 「皮一枚御賄所江差上候」
92	元文4(1739)1/6	[野田]	狼取(清之丞)	'留上'	男1疋 女3疋 「皮四枚御賄所江差上候」
93	元文4(1739)3/5	[野田]	宇都町(門三郎)	'留上'	女1疋 「皮御賄所江遣候」
94	元文4(1739)5/11	[野田]	宇都町(時次郎)	'留上候'	女2疋 「皮武枚御賄所江遣之」
			野田村(右衛門三郎)	'留上候'	男1疋 「皮御賄所江遣之」
95	元文4(1739)8/25	[野田]	狼取(清十郎)	'留上候'	女2疋 「皮武枚…御賄所江差上候」
			狼取(清之丞)	'留上'	女2疋 「皮武枚…御賄所江差上候」

96	元文4(1739)11/24	[野田]	狼取(清之丞)	「留上候」	男3正 女3正	「皮御膳所へ差上候」
97	元文4(1739)12/6	[田名部]	狼取(清之丞)	「留上候」	男女2正	「皮二枚・牙共二御膳所へ來」
98	元文4(1739)12/26	[五戸]	狼取(清十郎)	「留上候」	男2正	「御膳所江差上候」
99	寛保1(1741)6/8	[野田]	狼取(清之丞)	「留上」	女1正	「皮ハ御膳所江遣候」
100	寛保1(1741)11/10	[野田]	狼取(清之丞)	「留上候」	女2正	
101	寛保1(1741)11/20	[五戸]	狼取(清吉)	「留上」	女1正	「皮例之通御膳所指上、御褒美御役錢之内而相渡候」
102	寛保1(1741)11/25	[野田]	野田村(次郎五郎)	「留上候」	女1正	
103	寛保2(1742)2/22	[野田]	狼取(清之丞)	「留上候」	女2正	「狼を「御膳所江差遣候」
104	寛保2(1742)12/6	[野田]	狼取(清之丞)	「留上候」	女2正	「狼を「御膳所江差上候」
105	寛保3(1743)5/23	[五戸]	百姓(次郎助)	「留上候」	女1正	「皮三枚并牙共御膳所江差越候、御褒美御定目之通御役錢内を以右兩人江相渡候」
106	延享1(1744)5/26	[五戸]	狼取(清十郎)	「留上候」	男女	「男女狼皮・牙四本・御膳所江指上候…御褒美御定目之通相渡候」
107	延享4(1747)2/23(24)	[五戸]	狼取(清十郎)	「留候」	男1正	「狼皮一枚・牙御膳所へ遣候」
108	宝曆1(1751)6/17	[野田]三崎野、立見	狼取(清十郎)	「取候」	4正	
109	宝曆2(1752)7/17	[野田]	野田、百姓(次郎太・猿吉)野守平人(やまと)	「留上候」	男1正 女2正	「御褒美御定目之通被下候」
110	宝曆3(1753)2/6	[野田]岩泉村	野田、獵師(与茂彦)	「留上候」	男女2正	「皮・牙ハ御膳所江差越…御褒美之儀…御定目之通相渡候」
111	宝曆3(1753)7/5	[三戸]住谷野	相内野、野守子(吉右衛門)	「留上候」	男1正	「吉右衛門先達而も相内御野江而狼留上候」(7月2日晚捕獲)
112	宝曆5(1755)4/19	[七戸]	狼取(清十郎)	「取上候」	2正	「狼皮二枚・牙共…御膳所江預置之」
113	宝曆5(1755)4/28	[七戸]	狼取(清十郎)	「取上候」	男1正 女2正	「狼皮三枚・牙共…御膳所江相渡之」
114	宝曆5(1755)5/6	[七戸]鰐渡野	狼取(清十郎)	「取差出候」	1正	「狼皮一枚・牙共…御膳頭江預置之」
115	宝曆5(1755)5/15	[七戸]有戸野	狼取(清十郎)	「取上候」	女1正	「皮・牙共…御膳頭江相渡之」
116	宝曆8(1758)8/27	[三戸]相内野	相内野、野守子(吉右衛門)	「留上候」	女1正	(吉右衛門は野守、又(長カ)十郎の子)
117	宝曆8(1758)9/1	[三戸]相内野	相内野、野守子(吉右衛門)	「留上候」	男1正	(吉右衛門は野守、長十郎の子)
118	宝曆9(1759)2/18	[野田]北野	北野、野守共	「毒薬江而留上候」	男1正 女1正	「御褒美留上候者江三分二、毒薬調合之者江三分一…右御野守并毒薬調合之三戸相内御野守長十郎及吉右衛門江正之通御頭はうひ相渡候様」
119	宝曆9(1759)6/23	衡野	野田、百姓(清口[虫損]、次郎助)	「留上候」	男1正	「御定目之御褒美錢相渡之、皮・牙共例之通御膳所江差遣候」
120	宝曆9(1759)11/21	[五戸]木崎野	木崎野、野守子(助八)	「毒薬江而留上候」	3正	
121	宝曆9(1759)12/8	[三戸]二又村	住谷野、野守(又次郎)	「毒薬江而留上候」	男1正	(12月1日夜捕獲)
122	宝曆9(1759)12/17	[五戸]木崎野	木崎野、野守名子(次郎助)	「留上候」	男1正	
123	宝曆9(1759)12/29	[野田]宇都村、新山谷地	狼取(清之丞)	「毒薬仕懸置、留上候」	男1正 女1正	(12月20日夜捕獲)
124	宝曆10(1760)1/20	[三戸]住谷野焼、芦ヶ沢	住谷野、野守(又次郎)	「毒薬仕懸置上候」	女1正	
125	宝曆10(1760)1/23	[三戸]住谷野、下泉山村	相内野、野守(吉右衛門)	「毒薬仕懸置上候」	男1正	
126	宝曆10(1760)1/26	[野田]宇都村、越山谷地	狼取(清之丞・清次郎)	「毒薬仕懸置上候」	男1正 女1正	共同(「兩人申合」)で捕獲(1月13日夜捕獲)
127	宝曆10(1760)2/2	大沢	狼取(清之丞)	「毒薬仕懸置上」	男1正	「皮・牙・御褒美錢私手形差添…御膳所江差遣候」(1月22日夜捕獲)
128	宝曆10(1760)2/29	[野田]三崎野添、宇都川添	狼取(清之丞)	「留上候」	女1正	「皮・牙共口(虫損)御褒美錢私手形相添・御膳所之差越候」(2月27日夜捕獲)
129	宝曆10(1760)3/18	[野田]三崎野添、庄内山	狼取(清之丞)	「留上候」	女1正	「皮・牙・御膳所江差越候」
130	宝曆10(1760)4/7	[田名部]大間野、石積	大間野守	「毒薬仕懸置上候」	男1正	「御膳所江皮・牙共・指越候」
131	宝曆10(1760)4/8	[野田]庄内山(三崎野添)	狼取(清之丞)	「毒薬仕懸・留上」	男1正 女1正 子3正	「子弟三正ハ道中蕃次第持參付、内老定ハ落、或更生之旨、御膳頭差出候」(4月5日捕獲)
132	宝曆10(1760)4/21	[野田]尾張村、丸山	有戸野、野守(兵七)	「死居候を見付候」	女1正	(4月7日捕獲)
133	宝曆10(1760)4/24	[野田]北野	狼取(清次郎)	「留上候」	男1正	「皮・牙ハ御膳所江差上候」(4月7日捕獲)
134	宝曆10(1760)5/9	[田名部]大間野	狼取(清之丞)	「毒薬仕懸置上候」	男1正 女1正	(4月27.28日夜捕獲)
		[田名部]新町、百姓家	百姓	「百姓家江駆込…大勢江而懸置」	女1正	
135	宝曆10(1760)5/19	[田名部]新町、金尻林	狼取(清八)	「毒薬江而留候」	男1正 女1正	「皮・牙共御膳所江差越候」
		[田名部]奥戸野、折山	狼取(清之丞)	「毒薬江而留候」	女1正	
		[田名部]	狼取(清八)		男女4正	
136	宝曆10(1760)5/27	[田名部]大間野境、山根	狼取(清之丞)	「毒薬江而留候」	女1正	「例之通皮・牙共御膳所江差越候」
137	宝曆10(1760)9/晦	住谷野、野守(又次郎)	「毒薬江て留上候」	男1正	「一戸五右衛門ヨリ書状を以示之」(8月25日捕獲)	
138	宝曆10(1760)11/26	[野田]三崎野	狼取(清之丞)	「留上候」	男1正 女1正	「牙・皮御膳所江差遣候」
139	宝曆10(1760)12/17	[野田]三崎野筑、字部村新山谷地		「留上候」	女1正	「皮・牙御膳所江差越候」
140	宝曆11(1761)3/10	[野田]三崎野	狼取(野守カ)(対兵衛)	「留上候」	女1正	「御褒美錢御定目之通相渡候…皮・牙ハ御膳所江納候」
141	宝曆11(1761)3/24	[田名部]大間野	野守共	「狼足跡有之候付、毒薬仕懸候」	女1正	「式定類・候跡有之候付相辱候、右場所ヨリ五六間脇江死居を見出候由、老正ハ見當不申候」
142	宝曆11(1761)4/13	[田名部]大間野、長坂	大間野、野守共	「毒薬仕懸候、留上候」	男1正	「皮・牙ハ御膳所江差越候」(4月1日捕獲)

143	宝暦 11 (1761) 4/28	[田名部] 大間野、石積 平	大間野、野守共	「毒薬仕懸置候處、留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所へ差遣候」(4月15日夜捕獲)
		[田名部] 奥戸山	奥戸山、野守	「毒薬仕懸置候處…死居候」	1疋	「數日有之見附候事故、男女之分も見況兼候得共、牙流出候間、御賄所へ差遣候」(4月19日夜捕獲)
144	宝暦 11 (1761) 5/4	[三戸] 相内野、長いも	相内野、野守 (長十郎)	「毒薬仕懸…留上候」	女1疋	「狼被取落候付…死馬正毒薬仕懸」(4月28日捕獲)
145	宝暦 11 (1761) 5/7	[三戸] 相内野	相内野、野守子 (右衛門)	「留上候」	男1疋	(5月1日捕獲)
146	宝暦 11 (1761) 5/15	[野田] 三崎野綱、広内山	狼取 (清之丞)	「拾定一所=留上候」	男2疋、 女3疋、 子4疋	「皮・牙御賄所正差遣、御褒美銭御定日之通相被候」
147	宝暦 11 (1761) 6/8	[田名部] 奥戸野、七郎平	奥戸野、野守共	「留上候」	男1疋	「皮・牙御賄所正差遣、例之通御褒美相被候」
148	宝暦 11 (1761) 11/18	[野田] 三崎野添、広内山・小袖沢	狼取 (清之丞)	「留上候」	男女5疋	「皮・牙御賄所正差越候由、尤御褒美銭、御定日之通御役錢を以相拵候」、「家老店難津」10月24日条に類似記載あり
149	宝暦 12 (1762) 4/24	[野田] 三崎野添、広内山	狼取 (清之丞)	「留上候」	男1疋、 女2疋	「皮・牙并於褒美拵手形共御賄所正差上候」
150	宝暦 12 (1762) 5/15	[野田] 三崎野綱	狼取子 (清之丞子、新平)	「留上候」	男女3疋	「皮・牙共御賄所正差越候」
151	宝暦 12 (1762) 12/23	[野田] 三崎野綱、大須賀浦・成ヶ谷地	狼取 (清之丞)	「留上候」	男1疋、 女3疋	「右皮・牙共御賄所正差遣候」
152	明和 1 (1764) 6/22	[野田] 三崎野綱、山谷地	狼取 (清之丞)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所正差越候」
153	明和 1 (1764) 7/17	[野田] 三崎野綱、広内山	狼取 (清之丞)	「留上候」	女1疋	「御褒美銭御定日之通相被、皮・牙御賄所正差遣候」
154	明和 1 (1764) 8/23	[野田] 三崎野綱、成ヶ内山	狼取 (清之丞)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所正差遣、御褒美銭御定日之通相被候」
155	明和 1 (1764) 12/8	[野田] 三崎野綱、成ヶ内山・河原屋敷	狼取 (清之丞)	「留候」	男女□ 定	「皮・牙例之通御賄所正指遣候…御褒美銭御定日之通相被候」
156	明和 1 (1764) 12/16	[野田] 北野	狼取 (清之丞)	「留上候」	男女3疋	「皮・牙御賄所正差上候」
157	明和 2 (1765) 4/25	[野田] 北野元	北野、野守 (孫右衛門)	「留上候」	男女2疋	「牙皮御賄所正差出、御褒美銭御定日之通相被候」
158	明和 2 (1765) 5/9	[野田] 三崎野	狼取 (清之丞)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所正差遣候」
159	明和 2 (1765) 12/28		有戸野、野守 (兵七)	「毒薬仕懸取上候」	男1疋、 女2疋	「皮・牙御賄處正…差出之候」
160	明和 3 (1766) 1/晦	[野田] 三崎野	狼取 (清之丞)	「留上候」	男1疋、 女1疋	「皮・牙御賄處正差遣候」
161	明和 3 (1766) 3/12	[野田] 三崎野、中ノ沢	狼取 (清之丞)	「留上候」	女1疋	「御賄處皮・牙差越候」
162	明和 3 (1766) 5/16	[野田] 北野	狼取子 (清之丞子、新平)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄所正差遣候」
163	明和 3 (1766) 6/10	[野田] 三崎野綱、平沢	狼取 (清之丞)	「留上候」	男女3疋	「皮・牙御賄所正差遣候、御褒美銭御定日之通相被候」
164	明和 3 (1766) 12/2	[野田] 三崎野綱新山谷地・北野続二ノ花	狼取 (清之丞)	「留上候」	男2疋、 女4疋	「皮・牙御賄所正差遣候…御定日御褒美相被候」
165	明和 4 (1767) 1/29	[野田] 北野、黒崎	北野、野守 (孫右衛門)	「討留候」	男1疋	「皮・牙御賄所正差候而、御褒美銭御定日之通相被候」
166	明和 4 (1767) 2/1	[野田] 三崎野、森ヶ内	狼取子 (清之丞子、新平)	「留上候」	男1疋、 女2疋	「皮・牙御賄所正差越、御褒美銭御定日之通相被候」
167	明和 4 (1767) 3/6	平沼村近所	蠻渡野、野守 (兵七)	「里馬死馬有之、毒薬仕懸留上候」	女1疋	「皮干次第、牙共七戸御代官正差出」
168	明和 4 (1767) 4/20	[野田] 三崎野綱成ヶ内山・八戸鉛平沢山	狼取 (清之丞)	「留上候」	男女4疋	「皮・牙例之通御賄所正差出候」
169	明和 4 (1767) 5/7	[野田] 三崎野添、八戸鉛大尻山	狼取 (清之丞)	「留上候」	男1疋、 女2疋	「皮・牙御賄所指出、右御褒美銭御定日之通相被候」
170	明和 5 (1768) 3/6	[野田] 三崎野、広内山	三崎野、野守 (茂四郎)	「討留候」	女1疋	「皮・牙御賄所正差越候」
171	明和 5 (1768) 5/12	[野田] 三崎野綱、上新山谷地	狼取 (清之丞)	「留上候」	女1疋	「皮・牙御賄處迄差越候」
172	明和 5 (1768) 5/26	[野田] 三崎野、いとふ	三崎野、野守 (又十郎)	「討留候」	男1疋	「右皮・牙御賄所正差越候」
173	明和 5 (1768) 9/2	[野田] 三崎野綱、八戸鉛大尻山・広内山	狼取 (清之丞)	「留上候」	男2疋、 女3疋	「皮・牙御賄所正差遣、例之通御褒美銭相被候」
174	明和 6 (1769) 12/19	[野田] 三崎野綱、八戸鉛平沢山	狼取 (清之丞)	「留上候」	男2疋、 女2疋	「皮・牙御賄所正差遣候」
175	寛政 11 (1799) 7/20	[野田] 三崎野綱山	狼取 (清之丞)	「討留候」	—	(狼討上げ多いため褒美銭を減額する)
176	文化 9 (1812) 11/3	[野田] 三崎野綱山	狼取 (清之丞)	「討留候」	女1疋	「御褒美銭御定日之通相被候上、皮・牙御賄處正差越候」

計453疋の狼が捕獲された。うち451疋は享保3年～明和6年(1718～1769)の52年間に捕獲されている。

内訳① 男狼100疋、女狼148疋、子狼122疋、不明83疋の計453疋。

内訳② 捕獲場所は北から大間野7疋、奥戸野3疋、有戸野2疋、木崎野9疋、又重野4疋、相内野7疋、住谷野4疋、北野16疋、三崎野86疋、村内13疋、ほか8疋、不明294疋の計453疋。

内訳③ 捕獲場所は代官所別に北から田名部25疋(6%)・七戸8疋(2%)・五戸90疋(20%)・三戸27疋(6%)・野田236疋(52%)・ほか67疋(15%)。

内訳④ 捕獲者は狼取 (子含む) 204疋、野守 (子含む) 37疋、獵師 (マタギ) 28疋、鳥討・鳥見・給人等18疋、百姓45疋、村民 (「百姓」等の表記がなく村に住む者) 76疋、不明42疋。

内訳⑤ 狼取の捕獲数は清之丞152疋、新平7疋、清次郎2疋、清吉18疋、清十郎19疋、清八6疋。

内訳⑥ 捕獲法は「留上・留候」115件、「討上・討留」30件、「取上・取候」24件、「毒薬 (仕掛け)」23件、「ふすへ殺」3件、「おつそ (ニ而取上)」2件、ほか (不明含む) 5件の計202件。

東北歴史博物館研究紀要 16

発 行／平成27年3月27日

編集発行／東北歴史博物館

〒985-0862 宮城県多賀城市高崎一丁目22-1
TEL. 022-368-0101(代)

印 刷／今野印刷株式会社

〒984-0011 仙台市若林区六丁の目西町2-10
TEL. 022-288-6123(代)

BULLETIN OF TOHOKU HISTORY MUSEUM

[Article]

Wolf, attacking horse in ranch, and Ohokamitori, wolf hunter by poisoning
—From a Document of Second Chief retainer of Morioka Clan—
..... MURAKAMI Kazuma 59

[Reports]

A Report on the Kusumoto Masasuke Collection 2
—Bone, Antler, Tooth and Shell Implements from Minamizakai Shell Midden—
... YANAGISAWA Kazuaki 1
Jomon Potteries from Nukazuka Shell Midden,in Tome City,Miyagi Prefecture
—A Report on the Kyono Yoshiichi Collection—
..... AIHARA Junichi 43
Investigation of Fabrication Techniques of Lacquerware Excavated from
the Negishi Site in Osaki City, Miyagi Prefecture, Japan
—Structural Analysis Using X-Ray Computed Tomography—
... KATAOKA Taro, KAMIJO Nobuhiko, KANO Harumasa,
SASAKI Osamu and YANAGISAWA Kazuaki 53